

那智勝浦町地域防災計画

資料編

(令和 6 年度修正)

令和 6 年 12 月

那智勝浦町防災会議

目 次

第 1 編 総 則

01-01-00	那智勝浦町防災会議条例	3
01-02-00	主要連絡先	6
01-03-01	地震動の予測結果	10
01-03-02	液状化危険度の予測結果	14
01-04-01	被害予測結果	18
01-04-02	津波浸水想定	22

第 2 編 災害予防計画

02-01-01	重要水防箇所	31
02-01-02	水防上影響のある橋梁	33
02-01-03	ダム、水こう門	34
02-01-04	水防資器材の備蓄状況	35
02-01-05	水位・雨量観測所	36
02-02-00	土砂災害警戒区域（土石流）	37
02-03-01	山腹崩壊危険地区	43
02-03-02	崩壊土砂流出危険地区	50
02-04-00	土砂災害警戒区域（地すべり）	56
02-05-00	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	57
02-06-00	水防上注意すべきため池	69
02-07-00	海岸重要水防区域	69
02-08-00	道路状況	70
02-09-00	都市計画道路・公園の状況	71
02-10-00	給水用資機材、水道施設	72
02-11-00	文化財一覧	73
02-12-01	危険物貯蔵所、危険物取扱所	80
02-12-02	高圧ガス・液化石油ガス関係事業所	80
02-13-00	避難施設一覧	81
02-14-00	災害用備蓄物資保管状況	84
02-15-00	防災行政無線関係	86
02-16-00	医療関係施設一覧	88
02-17-00	要配慮者利用施設一覧	89
02-18-01	港湾施設一覧	90
02-18-02	ヘリコプターに関する事項	90

第 3 ・ 4 編 風水害等及び地震・津波災害 応急対策計画

03-01-00	那智勝浦町災害対策本部条例	95
03-02-01	災害即報（消防庁指定第 4 号様式）	96
03-02-02	第 4 号様式記入要領	99
03-02-03	被害状況報告及び附表・明細表	101
03-02-04	被害状況報告書記入要領等	102
03-02-05	被害状況認定及び報告書記入の基準	104
03-03-00	放送要請様式	106
03-04-00	消防組織人員及び装備等	107
03-05-01	消防相互応援協定、その他の協定	110
03-05-02	民間との協定	111
03-06-00	土砂災害報告様式	115
03-07-01	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	116
03-07-02	災害救助法関係報告様式	121
03-08-00	水道災害に伴う相互応援ブロック組織図	143
03-09-00	罹災証明書等交付要綱	144
03-10-00	ごみ処理施設、し尿処理施設	151
03-11-00	小匠ダム観測・警報施設	152
03-12-00	輸送能力	154

第 1 編

総 則

01-01-00 那智勝浦町防災会議条例

那智勝浦町防災会議条例

(昭和 38 年 3 月 29 日 条例第 5 号)

改正 昭和 57 年 6 月 21 日 条例第 17 号

平成 12 年 3 月 30 日 条例第 2 号

平成 25 年 6 月 20 日 条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、那智勝浦町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那智勝浦町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は 28 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 6 月 21 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 2 号抄）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 20 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

那智勝浦町防災会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

会 長 那智勝浦町長

(順不同)

所 属 名	電話番号	所 在 地	委員職名
東牟婁振興局 地域づくり部	0735-22-8551	647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	部 長
東牟婁振興局 新宮建設部	0735-22-8551	647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	部 長
新宮保健所	0735-22-8551	647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	所 長
陸上自衛隊 第37普通科連隊 重迫撃砲中隊	0725-41-0090	594-8502 大阪府和泉市伯太町	中隊長
田辺海上保安部 串本海上保安署	0735-62-0226	649-3510 串本町サンゴ台783-9	署 長
新宮警察署	0735-21-0110	647-0081 新宮市新宮2330-9	署 長
近畿運輸局 和歌山運輸支局 勝浦海事事務所	0735-52-0260	649-5335 大字築地8丁目5-5	事務所長
近畿地方整備局紀南河川国道事務所 新宮河川国道維持出張所	0735-22-8165	647-0051 新宮市磐盾1丁目3	所 長
和歌山森林管理署	050-3160-6120	646-0011 田辺市新庄町2345-1	署 長
近畿農政局 企画調整室	073-436-3851	640-8143 和歌山市二番丁2	総括農政 推進官
西日本電信電話(株) 和歌山支店	073-421-9180	641-0043 和歌山市宇須1-5-41	設備部長
西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部 新宮駅	0735-21-5234	647-0020 新宮市徐福2-1-1	駅 長
関西電力送配電(株) 和歌山本部	0735-22-5211	647-0041 新宮市野田5番63号	新宮地域 担当部長
日本郵便(株) 紀伊勝浦郵便局	0735-52-0050	649-5335 大字築地7丁目10-1	局 長
東牟婁郡医師会	0735-59-3403	649-5172 太地町森浦703-4	理 事
那智勝浦町消防団	0735-52-4900	649-5331 大字天満1244-1	団 長
那智勝浦町自主防災組織連絡協議会	0735-52-0555	649-5392 大字築地7丁目1-1	会 長
那智勝浦町	0735-52-0555	649-5392 大字築地7丁目1-1	副町長
那智勝浦町教育委員会	0735-52-4686	649-5338 大字二河75	教育長
那智勝浦町消防本部	0735-52-4900	649-5331 大字天満1244-1	消防長
那智勝浦町	0735-52-0555	649-5392 大字築地7丁目1-1	総務課長
那智勝浦町	0735-52-0555	649-5392 大字築地7丁目1-1	福祉課長
那智勝浦町	0735-52-0555	649-5392 大字築地7丁目1-1	建設課長
那智勝浦町立温泉病院	0735-52-1055	649-5331 大字天満1185-4	事務長

01-02-00 主要連絡先

1. 国及び県の機関

機関名	電話番号	FAX番号	県総合防災情報システム		備考
			電話	FAX	
和歌山県庁	073-432-4111				
災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	7-030-300-8-2262 7-030-300-403	7-030-300-496~499	
防災航空センター	0739-45-8211	0739-45-8213	7-030-364-400, 451	7-030-364-499	防災ヘリプター
東牟婁振興局	0735-22-8551				
地域づくり部 地域振興・防災グループ	0735-21-9627	0735-21-9640	7-030-370-400	7-030-370-499	
新宮建設部 総務調整課	0735-21-9623	0735-21-9643	7-030-370-403	7-030-370-496	
農林水産振興部 農地グループ	0735-21-9614	0735-21-9642	7-030-370-8-292		
新宮保健所	0735-21-9630	0735-21-9639	7-030-370-401	7-030-370-498	
新宮警察署	0735-21-0110				
勝浦幹部交番	0735-52-0113				
宇久井警察官駐在所	0735-54-0102				
井関警察官駐在所	0735-52-3320				
下里警察官駐在所	0735-58-0110				
紀南河川国道事務所	0739-22-4564	0739-26-3991			
新宮河川国道維持出張所	0735-22-8165	0735-22-0499			
自衛隊第3 7 普通科連隊	0725-41-0090	0725-41-0090	7-030-392-400	7-030-392-499	
自衛隊新宮地域事務所	0735-21-3449	0735-21-3449			
和歌山地方気象台	073-422-5348	073-422-5821			
田辺海上保安部	0739-22-2000	0739-22-9670			
串本海上保安署	0735-62-0226	0735-62-0968			
勝浦海事事務所	0735-52-0260	0735-52-9082			
和歌山森林管理署	0739-22-1460	0739-25-5433			
近畿農政局和歌山支局	073-436-3831				
日本郵便(株) 紀伊勝浦郵便局	0735-52-0050				
消防庁応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	7-048-500-7527	7-048-500-7537	
消防庁応急対策室（夜間・休日）	03-5253-7777	03-5253-7553	7-048-500-9049101	7-048-500-9049036	

2. 主な近隣市町村

機 関 名	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線		備 考
			電 話	F A X	
新 宮 市 役 所	0735-23-3333	0735-21-5422	7-030-270-400	7-030-270-499	防災対策課
太 地 町 役 場	0735-59-2335	0735-59-2338	7-030-272-401	7-030-272-499	総務課
古 座 川 町 役 場	0735-74-0180	0735-74-1858	7-030-273-405	7-030-273-499	総務課
串 本 町 役 場	0735-62-0555	0735-62-4977	7-030-275-401	7-030-275-499	災対本部室
北 山 村 役 場	0735-49-2331	0735-49-2207	7-030-274-400	7-030-274-499	総務課

3. 紀南地方消防機関

機 関 名	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線		備 考
			電 話	F A X	
新 宮 市 消 防 本 部	0735-21-0119	0735-21-9911	7-030-277-400	7-030-277-499	
串 本 町 消 防 本 部	0735-62-0119	0735-62-2886	7-030-278-401	7-030-278-499	
田 辺 市 消 防 本 部	0739-22-0119	0739-22-3402	7-030-268-400	7-030-268-499	
白 浜 町 消 防 本 部	0739-43-0119	0739-42-5459	7-030-267-400	7-030-267-499	
熊 野 市 消 防 本 部	0597-89-0993	0597-89-4424	7-024-815-11	7-024-815-19	

4. 那智勝浦町関係

機 関 名	電話番号 (0735)	F A X 番号 (0735)	県防災行政無線		備 考
			電 話	F A X	
那 智 勝 浦 町 役 場	52-0555	52-6543	7-030-271-400	7-030-271-499	
宇 久 井 出 張 所	54-0010	54-1440			
色 川 出 張 所	56-0101	56-0101			
太 田 出 張 所	57-0201	57-0273			
下 里 出 張 所	58-0002	58-1088			
那智勝浦町消防本部	52-0119	52-4953	7-030-279-400	7-030-279-499	
教 育 セ ン タ ー	52-4686	52-5272			
町 立 温 泉 病 院	52-1055	52-3853			
福 祉 健 康 セ ン タ ー	52-7145	52-3700			
町 民 セ ン タ ー	52-1170	52-1170			
体 育 文 化 会 館	52-2340	52-3978			
清 掃 管 理 事 務 所	52-4564	52-4566			
大 浦 浄 苑	52-2325	52-6618			
水 道 事 業 所	52-9495	52-7560			
市 野 々 浄 水 場	55-0061				
太 田 川 浄 水 場	57-0867				
那智駅交流センター	52-9201	52-9202			

5. ライフライン関係機関

機 関 名	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線		備 考
			電 話	F A X	
NTT 西 日 本 和 歌 山 支 店	073-421-9180		7-030-398-400	7-030-398-499	
関 西 電 力 送 配 電 新 宮 営 業 所	0735-22-5211	0735-20-0025			
き ん で ん 新 宮 営 業 所	0735-31-2177				
関 西 電 気 保 安 協 会 新 宮 営 業 所	0735-22-2125				
J R 新 宮 駅	0735-28-3811				
J R 紀 伊 勝 浦 駅	0735-52-0114				
県 L P ガ ス 協 会 部 南 紀 支 部	0735-69-1800				

6. 医療関係及び近隣の主な病院

機 関 名	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線		備 考
			電 話	F A X	
東 牟 婁 郡 医 師 会	0735-59-3403	0735-59-2012			
日 赤 和 歌 山 県 支 部	073-422-7141	073-422-7148			

機 関 名	電話番号	診 療 科 目
町 立 温 泉 病 院	0735-52-1055	内科、整形外科、リハビリテーション科、循環器内科、糖尿病内科、小児科、眼科
日 進 会 病 院	0735-52-6511	内科
新 宮 市 立 医 療 センター	0735-31-3333	内科、腎臓内科、循環器内科、外科、脳神経内科、脳神経外科、泌尿器科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科、形成外科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科
新 宮 病 院	0735-22-5137	内科、リハビリ科
く し も と 町 立 病 院	0735-62-7111	内科、外科、整形リハビリテーション科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科
岩 崎 病 院	0735-31-7153	精神科・神経科
紀 南 病 院	05979-2-1333	内科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、婦人科、小児科、皮膚科、脳神経内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、リハビリテーション科

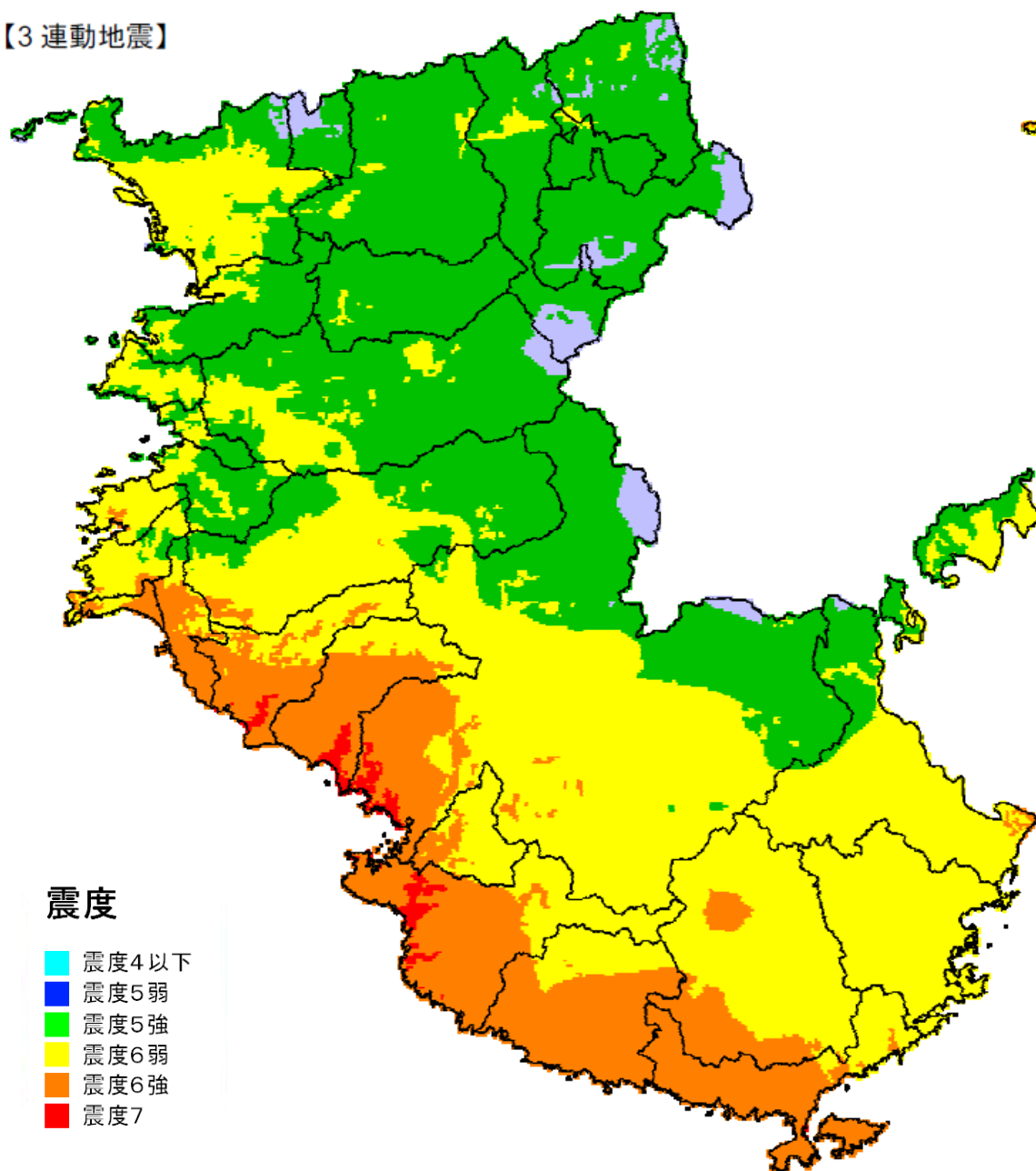
7. 報道関係

機 関 名	電話番号 (0735)	F A X 番号 (0735)	県防災行政無線		備 考
			電 話	F A X	
N H K 和 歌 山 放 送 局	073-424-8111				
N H K 南 紀 新 宮 報 道 室	0735-22-3834				
テ レ ビ 和 歌 山	073-455-5711				
和 歌 山 放 送 (ラ ジ オ)	073-428-1431				
和 歌 山 放 送 新 宮 支 局	0735-22-3745	0735-22-8400			
東 牟 婁 振 興 局 中 央 記 者 ク ラ ブ	0735-21-9604	0735-21-7239			

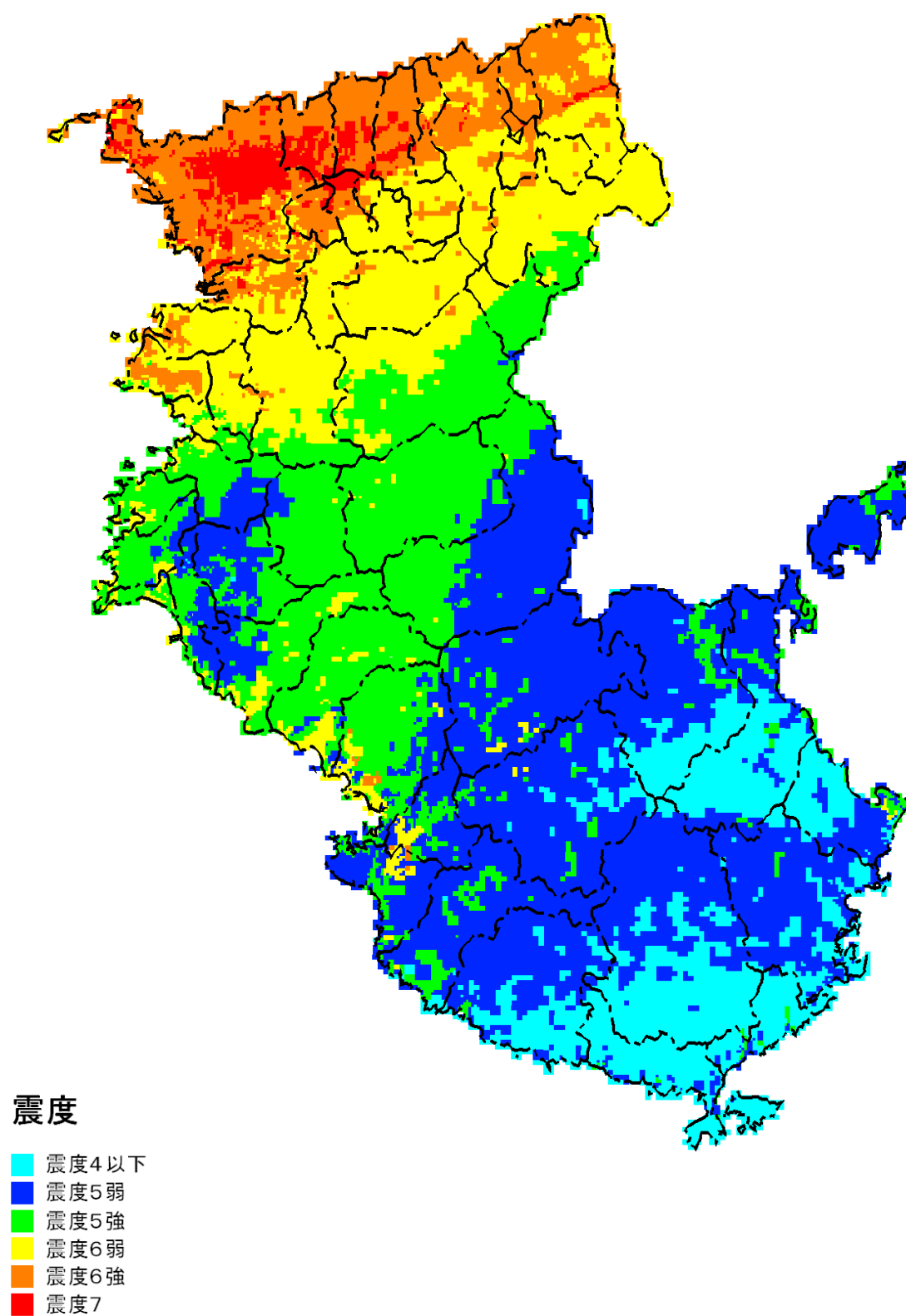
01-03-01 地震動の予測結果

■東海・東南海・南海3連動地震同時発生の場合

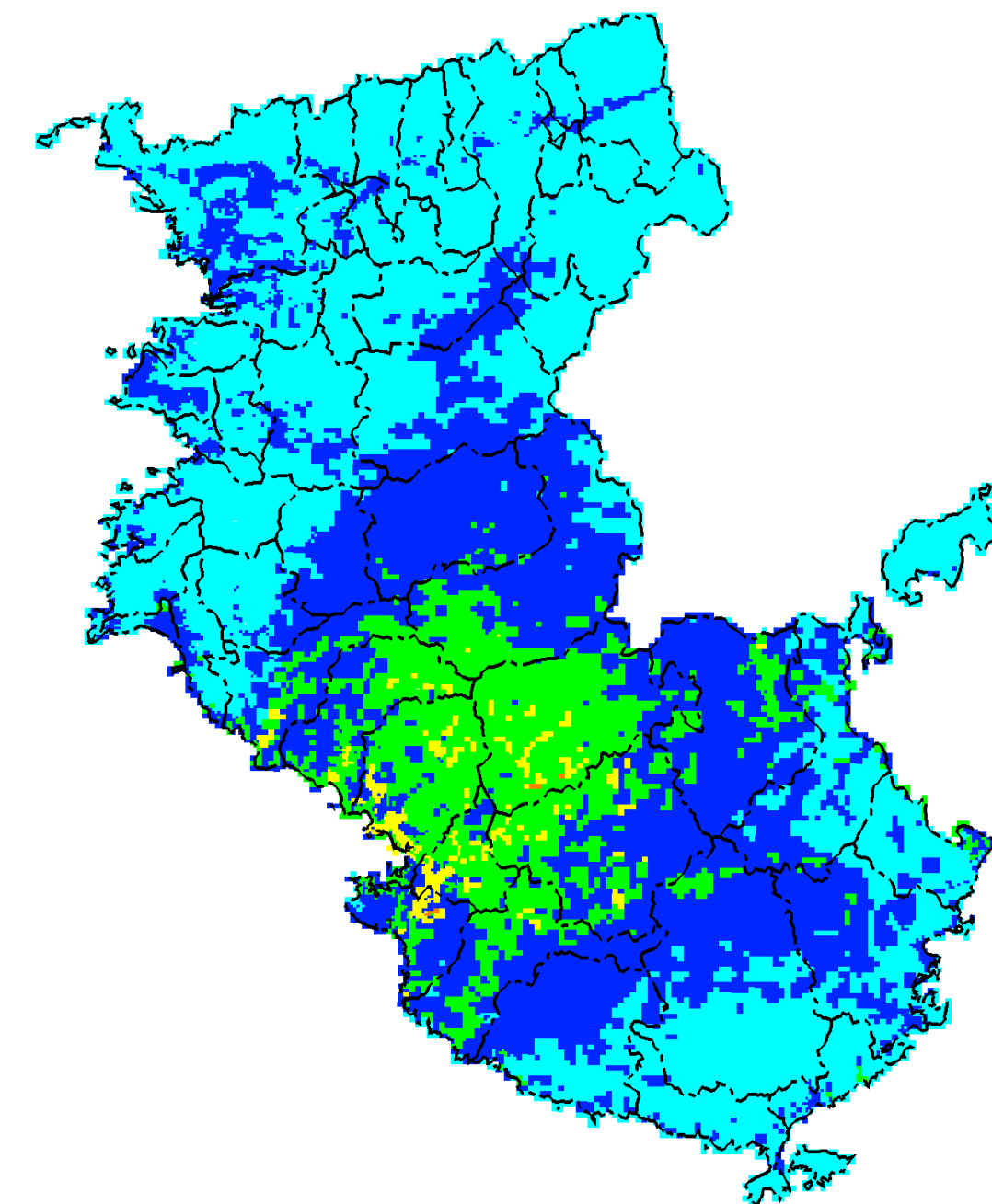
【3連動地震】



■ 中央構造線の地震



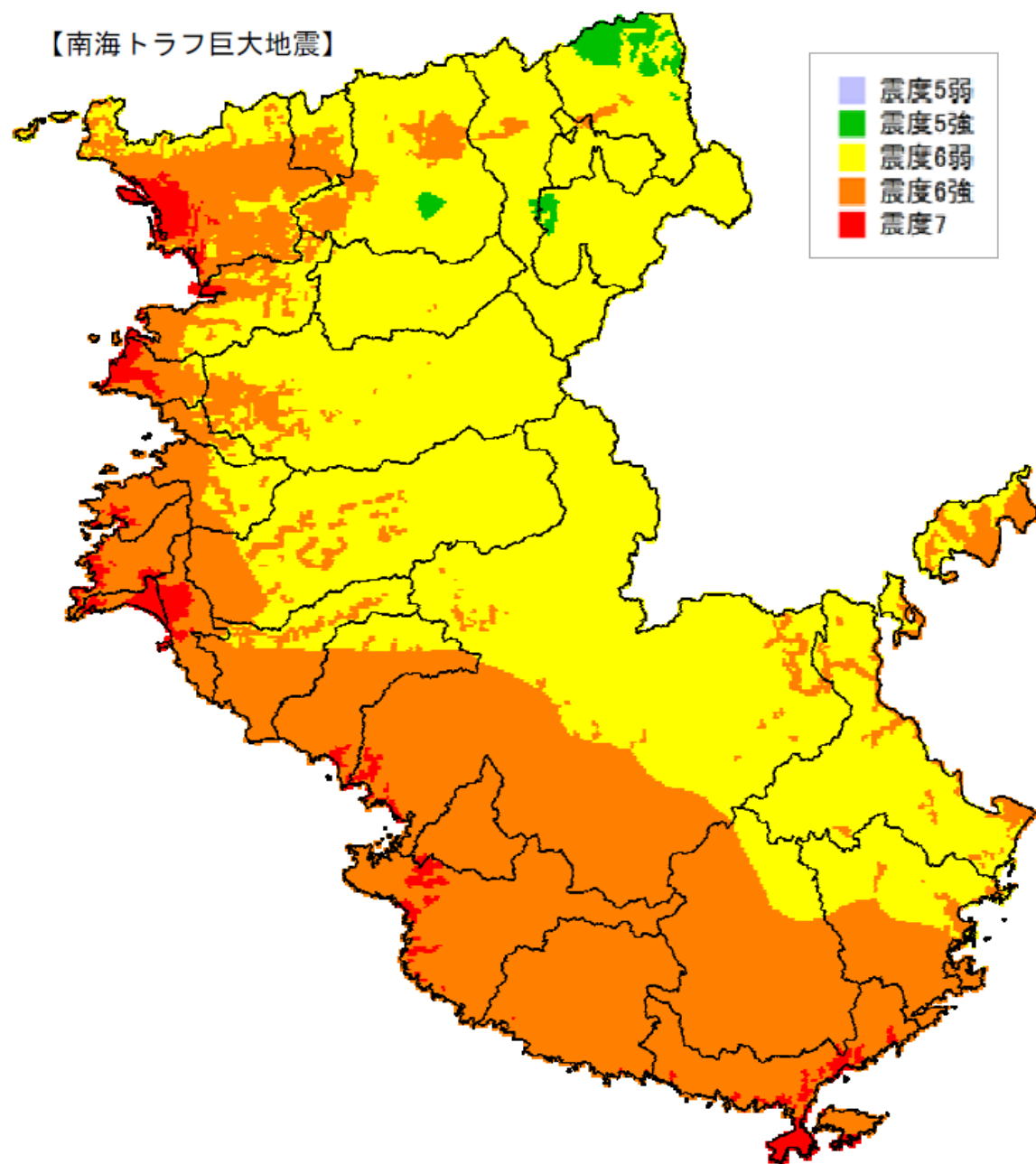
■ 田辺市付近の地震



震度

- 震度4以下
- 震度5弱
- 震度5強
- 震度6弱
- 震度6強
- 震度7

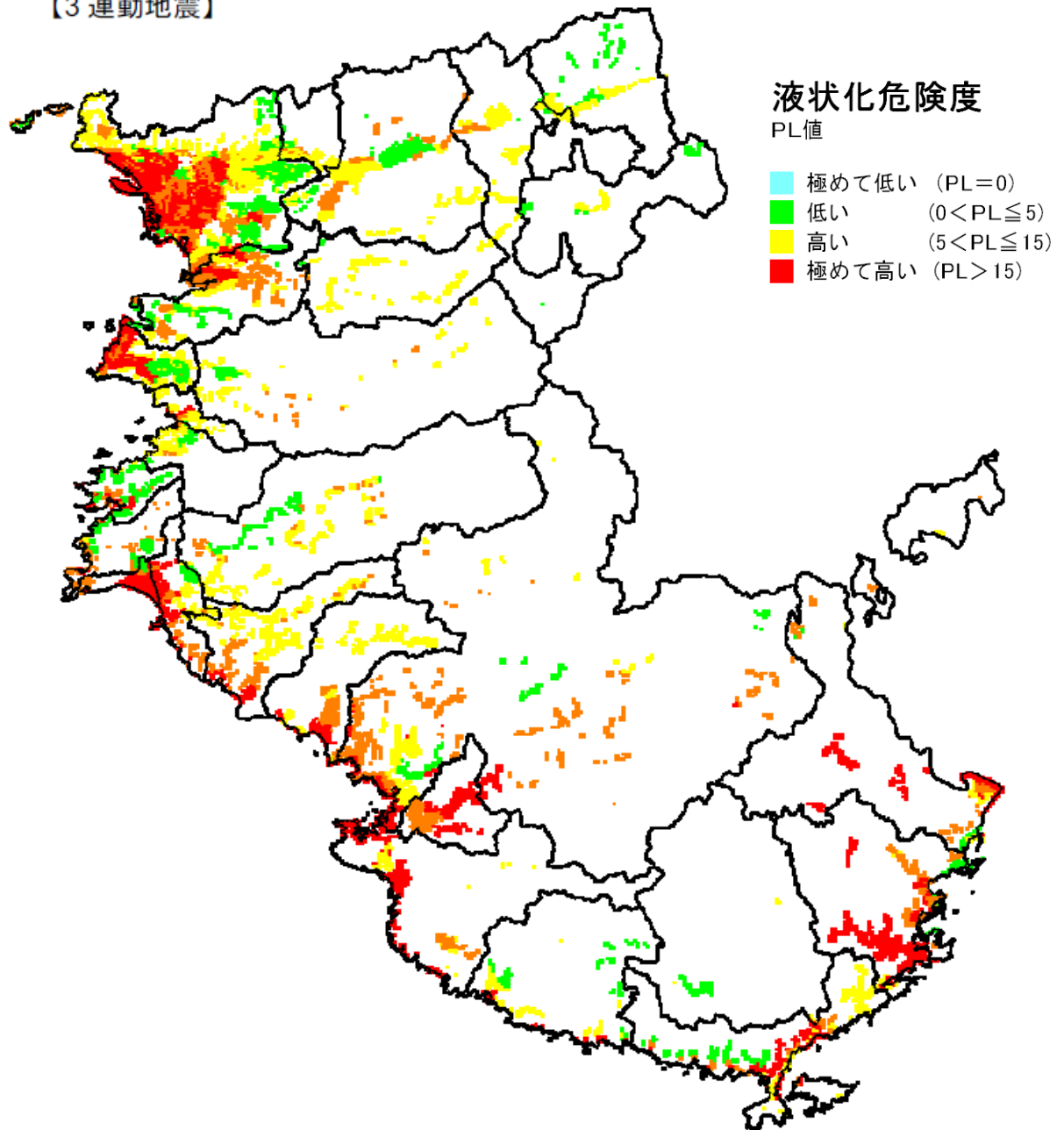
■南海トラフ巨大地震



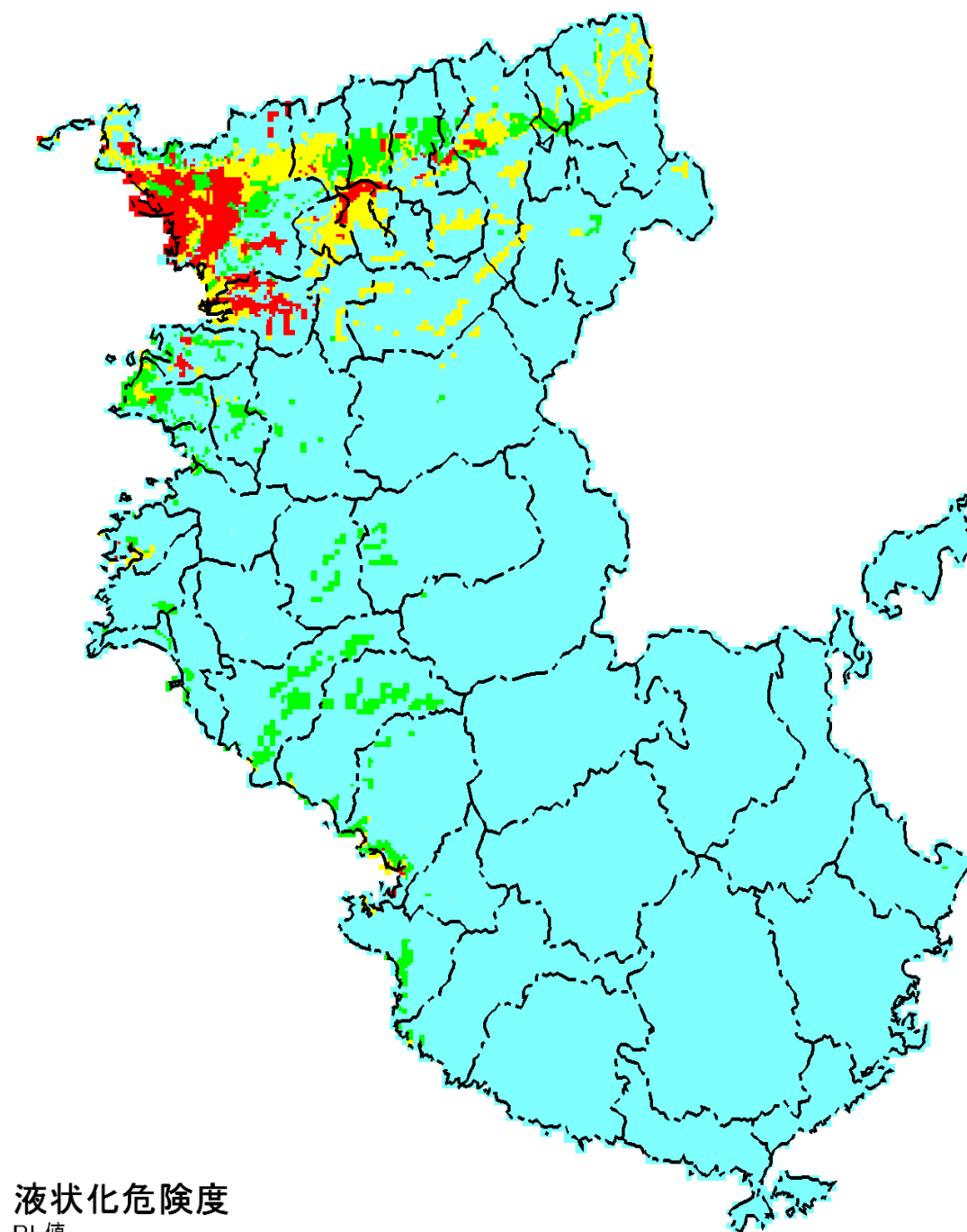
01-03-02 液状化危険度の予測結果

■東海・東南海・南海3連動地震同時発生の場合

【3連動地震】

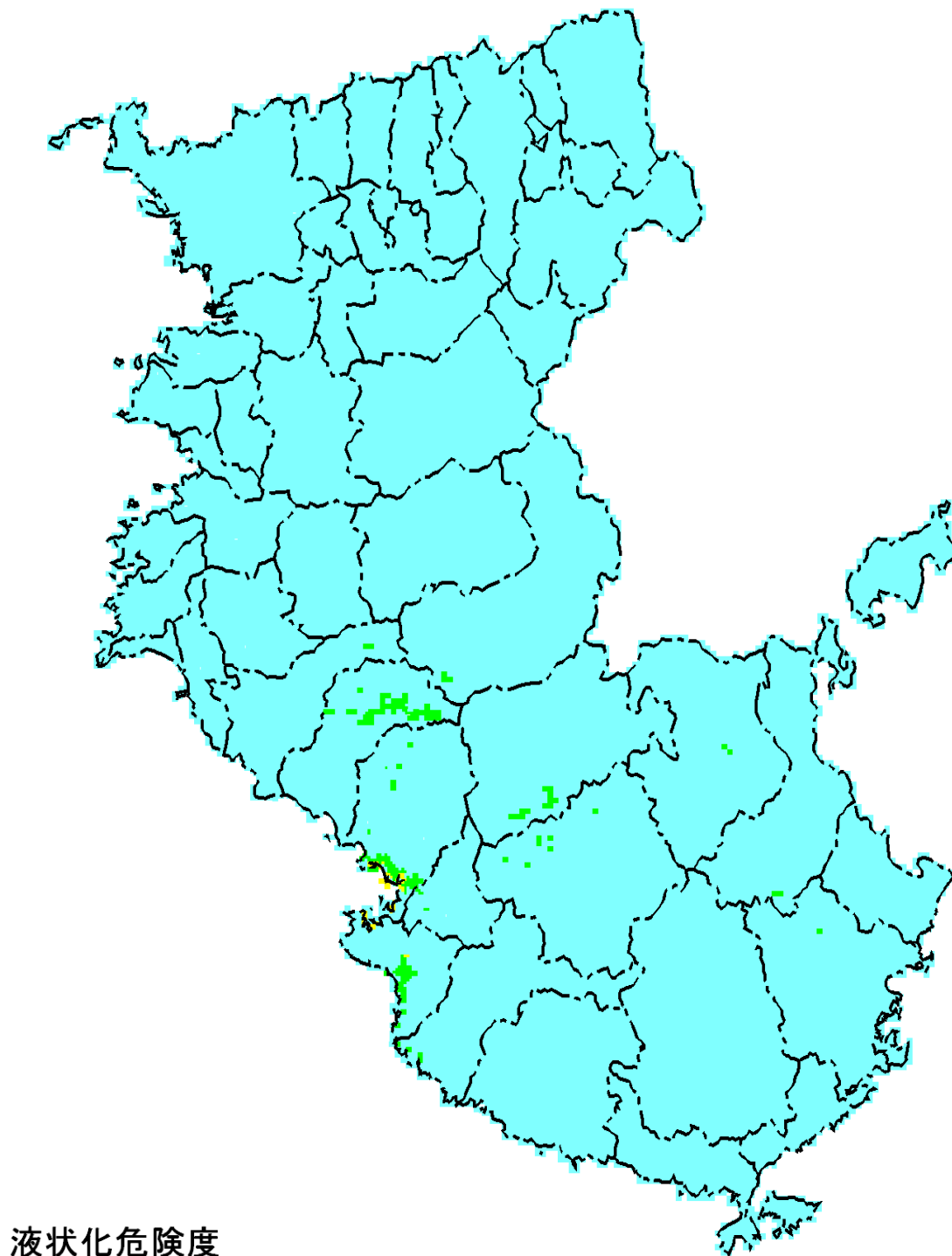


■ 中央構造線の地震



- 極めて低い (PL=0)
- 低い (0 < PL ≤ 5)
- 高い (5 < PL ≤ 15)
- 極めて高い (PL > 15)

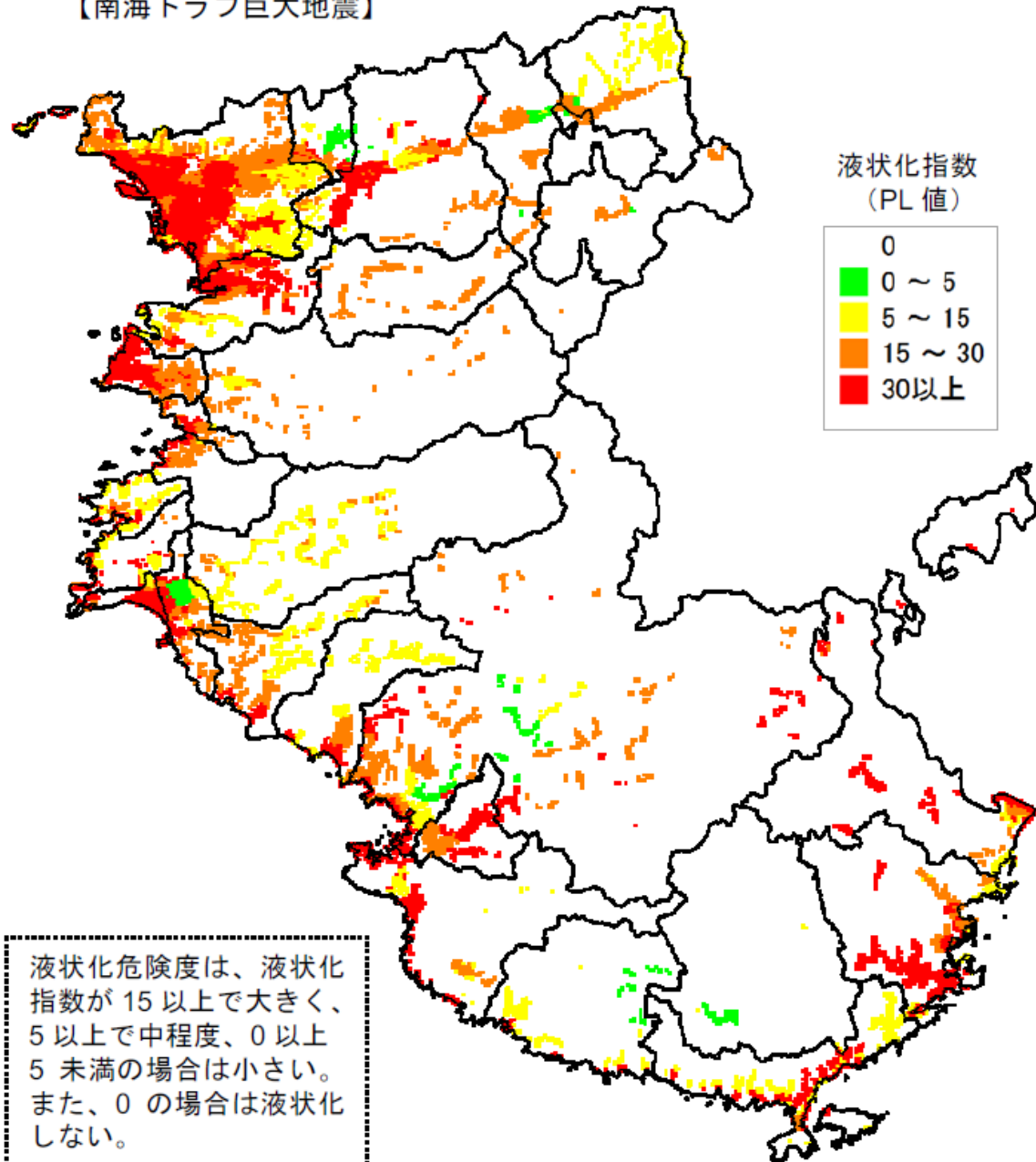
■ 田辺市付近の地震



- 極めて低い (PL=0)
- 低い (0 < PL ≤ 5)
- 高い (5 < PL ≤ 15)
- 極めて高い (PL > 15)

■南海トラフ巨大地震

【南海トラフ巨大地震】



01-04-01 被害予測結果

■ 3 連動地震被害の予測結果①（冬 18 時 風速 8m）

	項 目		被害数、被害率	
建物被害	総棟数		10,200 棟	
	全壊棟数合計		2,800 棟	28%
	揺れ等による全壊棟数	全壊率	300 棟	3%
	津波による全壊棟数	全壊率	2,500 棟	25%
	焼失棟数	焼失率	3 棟	0%
	半壊棟数合計		3,300 棟	32%
	※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。 ※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む。			
人的被害	人 口		16,800 人	
	人的被害の合計 ※予測結果等は概数で示されており、 合計が一致しない場合がある。		死者数	5,200 人
			重傷者数	340 人
			軽傷者数	730 人
			閉込者数	2 人
	建物倒壊（震動）による被害	死者数	8 人	
		重傷者数	7 人	
		軽傷者数	97 人	
	建物倒壊（斜面崩壊）による被害	死者数	3 人	
		重傷者数	2 人	
		軽傷者数	2 人	
	津波による被害	死者数	5,200 人	
		重傷者数	330 人	
		軽傷者数	630 人	
	火災による被害	死者数	0 人	
		重傷者数	0 人	
		軽傷者数	0 人	
上水道管被害 と断水予測	管延長、 管被害箇所、 被害率		166.8km、380 箇所、2.25 箇所/km	
	水道人口		16,600 人	
	断水人口、率	発災直後	16,400 人	99%
		1 日後	14,800 人	89%
		1 週間後	7,400 人	45%
		1 ヶ月後	0 人	0%
下水道支障 人口予測	下水道人口		130 人	
	支障人口、率	発災直後	14 人	11%
		1 日後	0 人	0%
		1 週間後	0 人	0%
		1 ヶ月後	0 人	0%
停電復旧予測	需要家軒数		10,200 軒	
	被災軒数		2,800 軒	
	停電軒数、率	発災直後	2,100 軒	28%
		1 日後	6,200 軒	83%
		4 日後	5,700 軒	77%
		1 週間後	5,700 軒	77%
道路被害	対象道路延長 (km)		120km	
	地震被害箇所数		8 箇所	
	津波被害箇所数		13 箇所	

	項 目		被害数、被害率
鉄道被害	対象路線延長(km)		17km
	地震被害箇所数		7 箇所
	津波被害箇所数		28 箇所
浦 神 港 被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	7
		その他係留施設	4
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	3
		その他係留施設	2
	被害率（平均）		40%
勝 浦 港 被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	23
		その他係留施設	9
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	9
		その他係留施設	3
	被害率（平均）		38%
宇 久 井 港 被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	7
		その他係留施設	2
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	2
		その他係留施設	1
	被害率（平均）		32%

■ 3 連動地震被害の予測結果② 避難者（夏 12 時 風速 4m）

発災時 人 口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
16, 100	10, 800	6, 500	5, 000	7, 200	5, 200	1, 500	3, 700	1, 300	3, 500

注) 避難所避難者は避難者総数の内数である。

予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

■ 3 連動地震被害の予測結果③ 帰宅困難者

帰宅者総数 a	域内帰宅者 b	域外帰宅者				徒歩代替者 g	帰宅困難者 h
		総数 c	鉄道・バス 利用 者 d	自動車・二 輪車利用 者 e	自転車利用 者・徒歩 f		
10, 700	8, 200	2, 500	190	2, 200	120	0	2, 400

注) パーソントリップ調査のゾーン区分ごとデータにもとづいて、域外帰宅者のうち、d 欄・e 欄の者が帰宅手段を失うものとした。それらの者の一部は帰宅手段を徒歩に変えて帰宅する者(g 欄)と推定し、域内に留まる者を帰宅困難者とした。

※ 予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

■南海トラフ巨大地震被害の予測結果①（冬 18時 風速 8m）

	項 目		被害数、被害率	
建物被害	総棟数		10,200 棟	
	全壊棟数合計	全壊率	6,300 棟	63%
	揺れ等による全壊棟数	全壊率	970 棟	10%
	津波による全壊棟数	全壊率	5,300 棟	53%
	焼失棟数	焼失率	26 棟	0%
	半壊棟数合計	半壊率	1,500 棟	15%
	※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。 ※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む。			
人的被害	人 口		16,800 人	
	人的被害の合計 ※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。	死者数	11,700 人	
		重傷者数	92 人	
		軽傷者数	250 人	
		閉込者数	6 人	
	建物倒壊（震動）による被害	死者数	33 人	
		重傷者数	14 人	
		軽傷者数	110 人	
	建物倒壊（斜面崩壊）による被害	死者数	4 人	
		重傷者数	1 人	
		軽傷者数	1 人	
	津波による被害	死者数	11,700 人	
		重傷者数	76 人	
		軽傷者数	150 人	
	火災による被害	死者数	1 人	
重傷者数		1 人		
軽傷者数		2 人		
上水道管被害と断水予測	管延長、 管被害箇所、 被害率		166.8km、700 箇所、4.18 箇所/km	
	水道人口		16,600 人	
	断水人口、率	発災直後	16,500 人	100%
		1 日後	15,700 人	95%
		1 週間後	7,900 人	47%
		1 ヶ月後	2,600 人	16%
下水道支障人口予測	下水道人口		130 人	
	支障人口、率	発災直後	31 人	26%
		1 日後	0 人	0%
		1 週間後	0 人	0%
		1 ヶ月後	0 人	0%
停電復旧予測	需要家軒数		10,200 軒	
	被災軒数		6,300 軒	
	停電軒数、率	発災直後	3,900 軒	100%
		1 日後	3,900 軒	100%
		4 日後	3,900 軒	100%
		1 週間後	3,900 軒	100%
道路被害	対象道路延長(km)		120km	
	地震被害箇所数		7 箇所	
	津波被害箇所数		27 箇所	

	項 目		被害数、被害率
鉄道被害	対象路線延長(km)		17km
	地震被害箇所数		2 箇所
	津波被害箇所数		32 箇所
浦神港被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	7
		その他係留施設	4
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	5
		その他係留施設	3
	被害率（平均）		69%
勝浦港被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	23
		その他係留施設	9
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	14
		その他係留施設	5
	被害率（平均）		59%
宇久井港被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	7
		その他係留施設	2
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	4
		その他係留施設	1
	被害率（平均）		51%

■南海トラフ巨大地震被害の予測結果② 避難者（夏 12 時 風速 4m）

発災時 人 口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
16, 100	7, 200	5, 200	5, 400	4, 800	4, 300	1, 700	2, 400	940	3, 800

注）避難所避難者は避難者総数の内数である。

予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

■南海トラフ巨大地震被害の予測結果③ 帰宅困難者

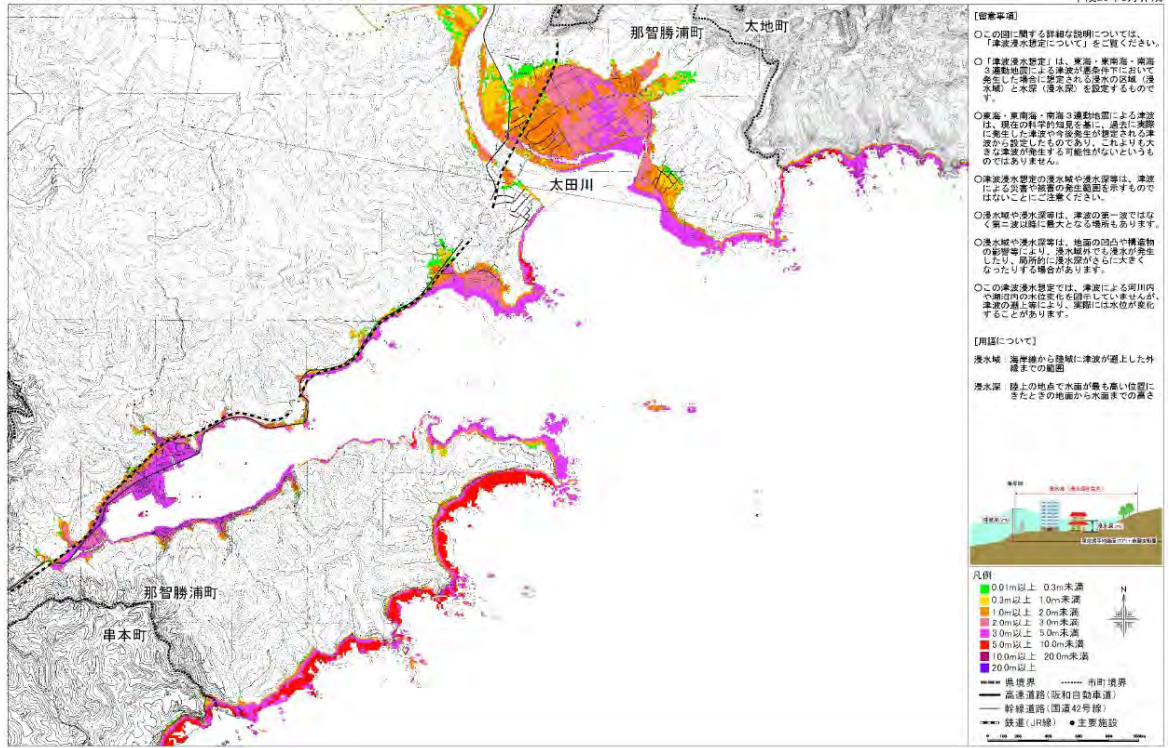
帰宅者総数 a	域内帰宅者 b	域外帰宅者				徒歩代替者 g	帰宅困難者 h
		総数 c	鉄道・バス 利用 者 d	自動車・二 輪車利用 者 e	自転車利用 者・徒歩 f		
10, 700	8, 200	2, 500	190	2, 200	120	0	2, 400

注）パーソントリップ調査のゾーン区分ごとデータにもとづいて、域外帰宅者のうち、d 欄・e 欄の者が帰宅手段を失うものとした。それらの者の一部は帰宅手段を徒歩に変えて帰宅する者(g 欄)と推定し、域内に留まる者を帰宅困難者とした。

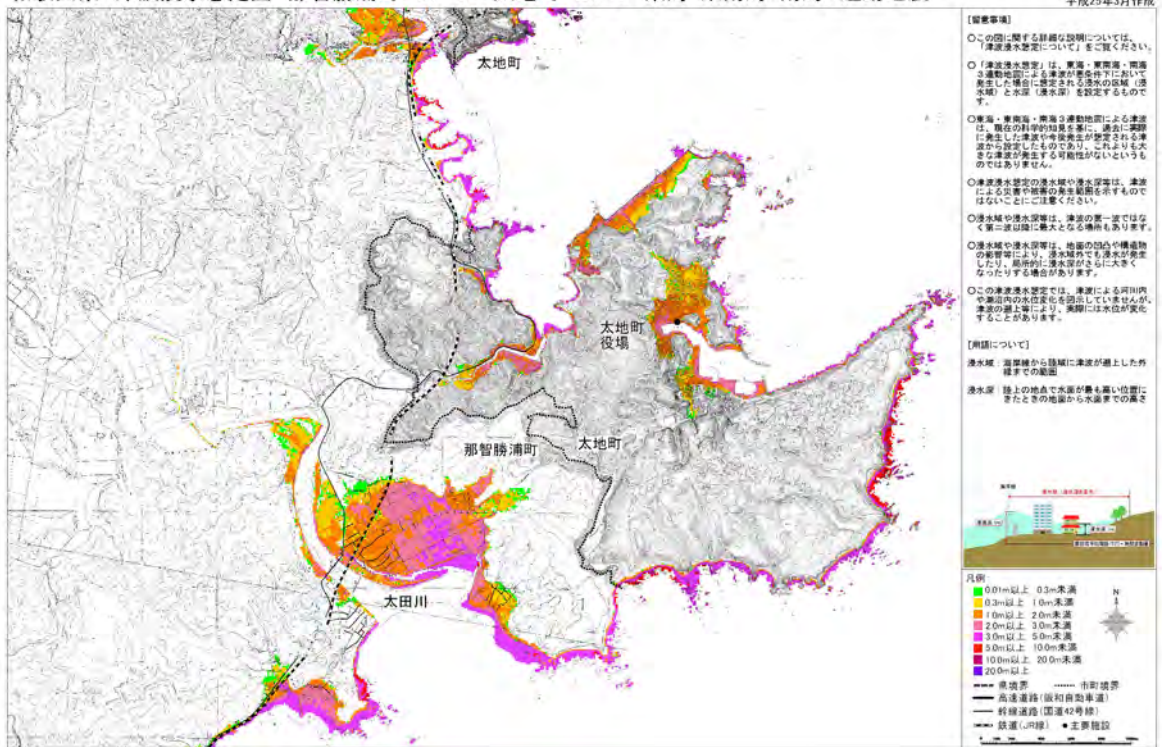
※ 予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

01-04-02 津波浸水想定

3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図(1/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 1/5・太地町 1/3 東海・東南海・南海3連動地震

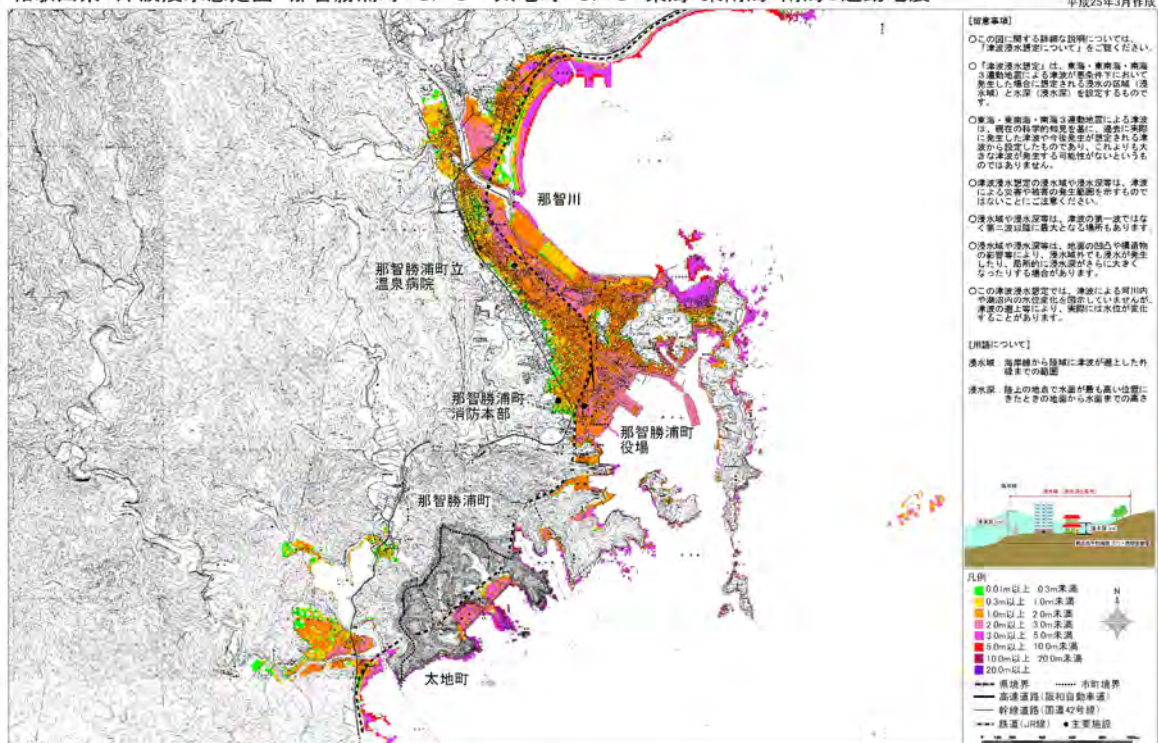


3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図(2/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 2/5・太地町 2/3 東海・東南海・南海3連動地震



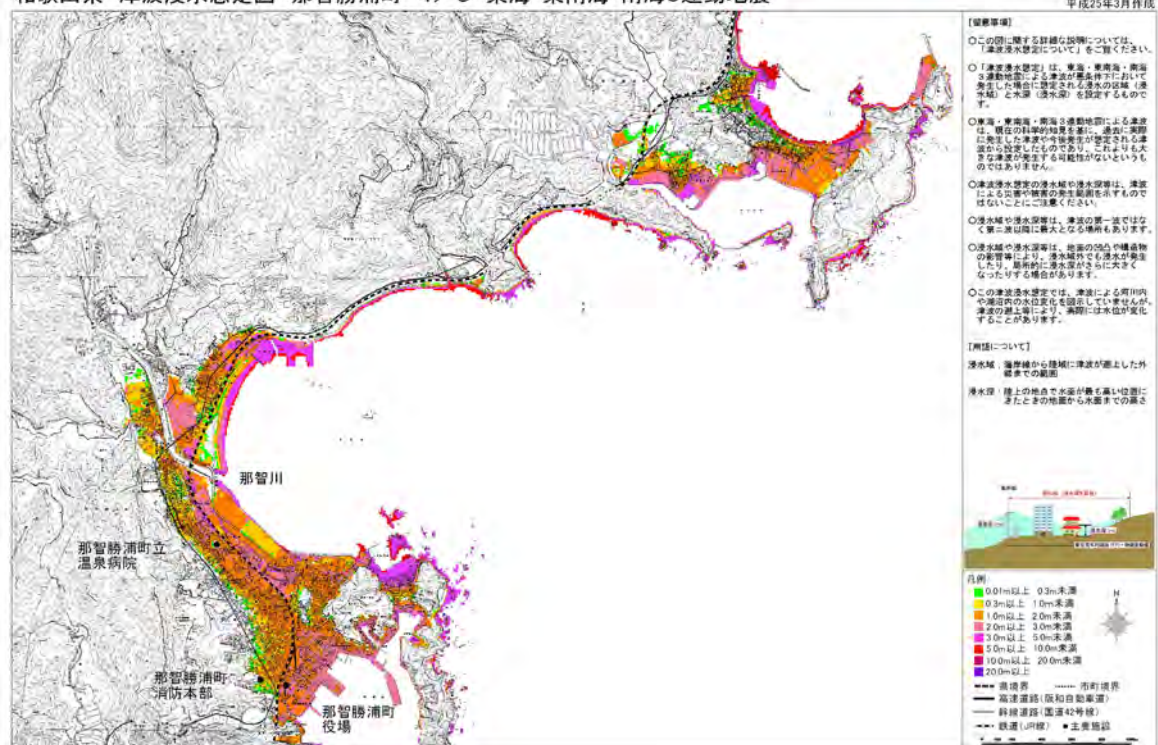
3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図 (3/5)

和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 3/5・太地町 3/3 東海・東南海・南海3連動地震



3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図 (4/5)

和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 4/5 東海・東南海・南海3連動地震



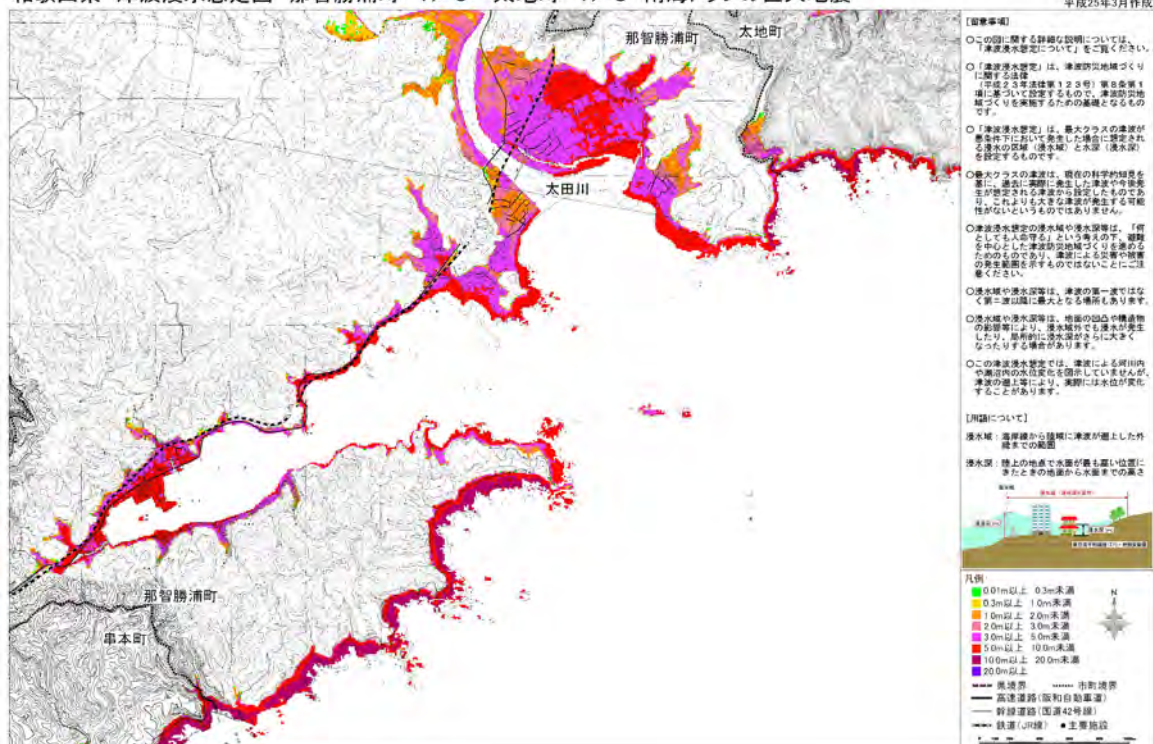
3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図(5/5)

和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 5/5 東海・東南海・南海3連動地震



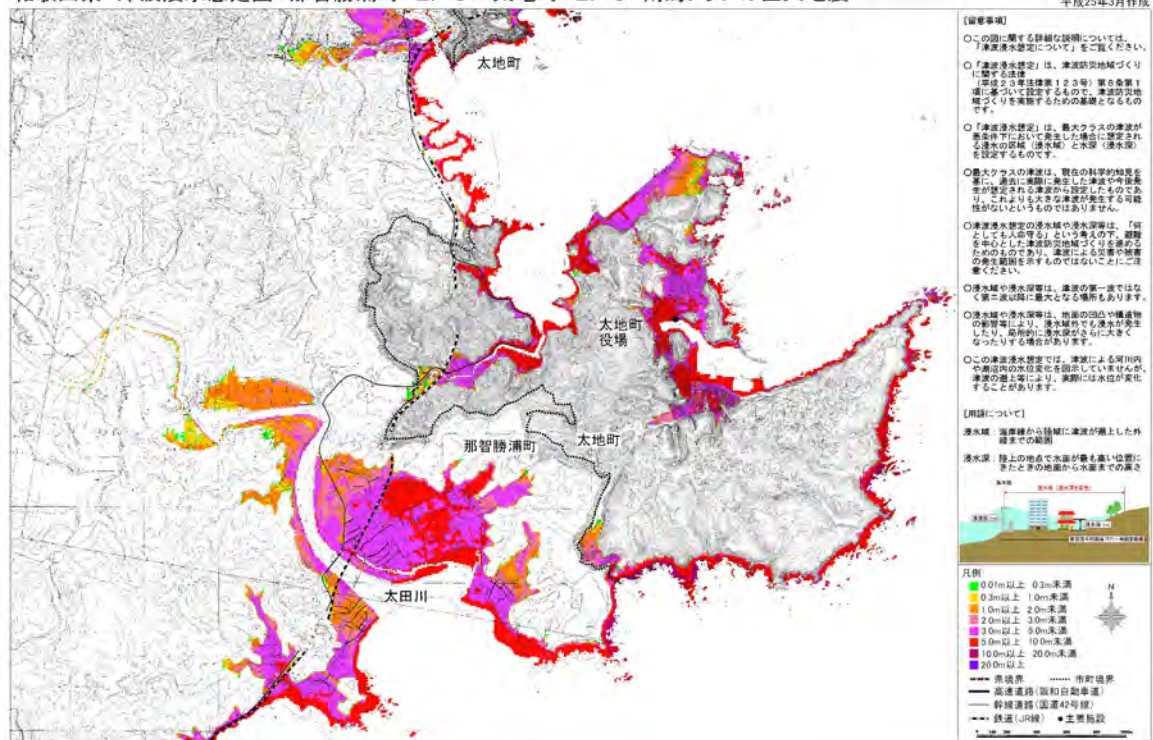
南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (1/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 1/5・太地町 1/3 南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成

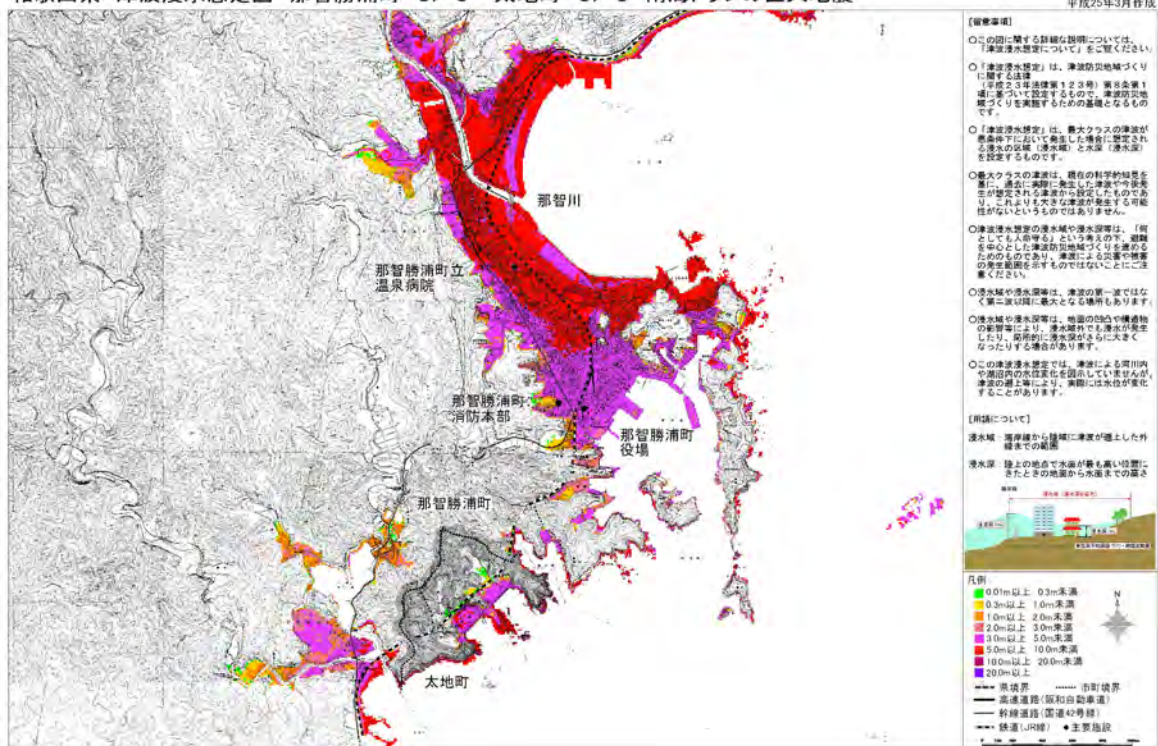


南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (2/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 2/5・太地町 2/3 南海トラフの巨大地震

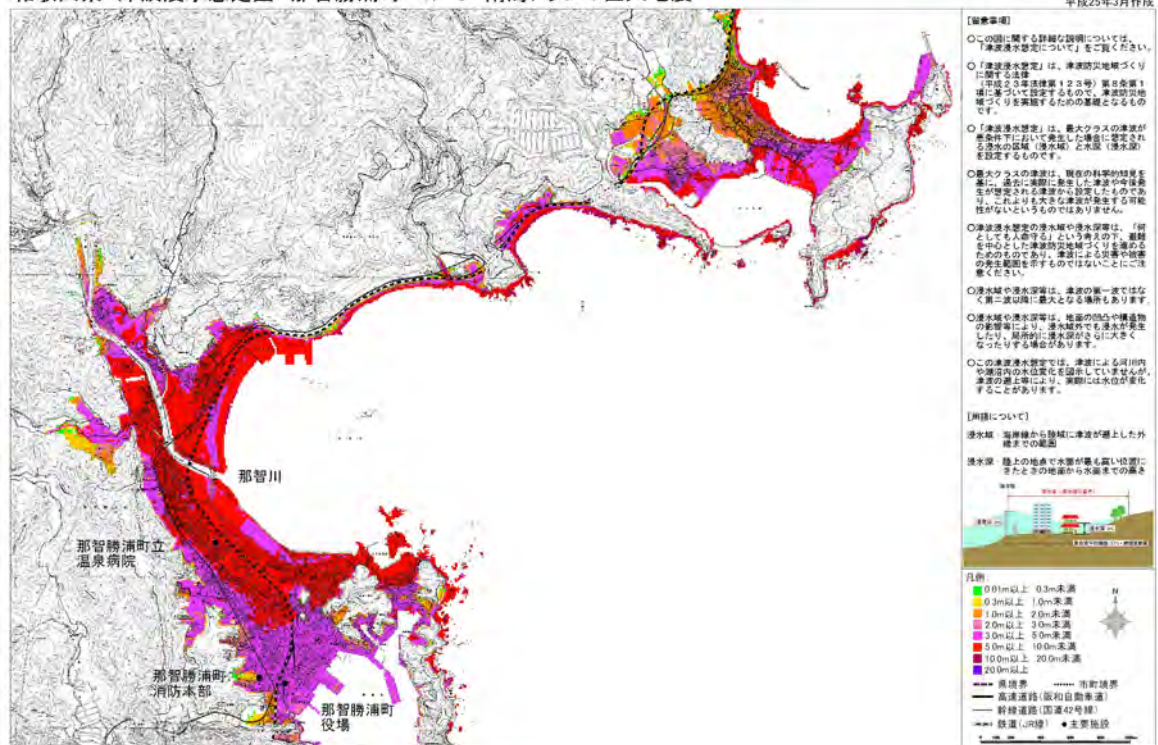
平成25年3月作成



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (3/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 3/5・太地町 3/3 南海トラフの巨大地震

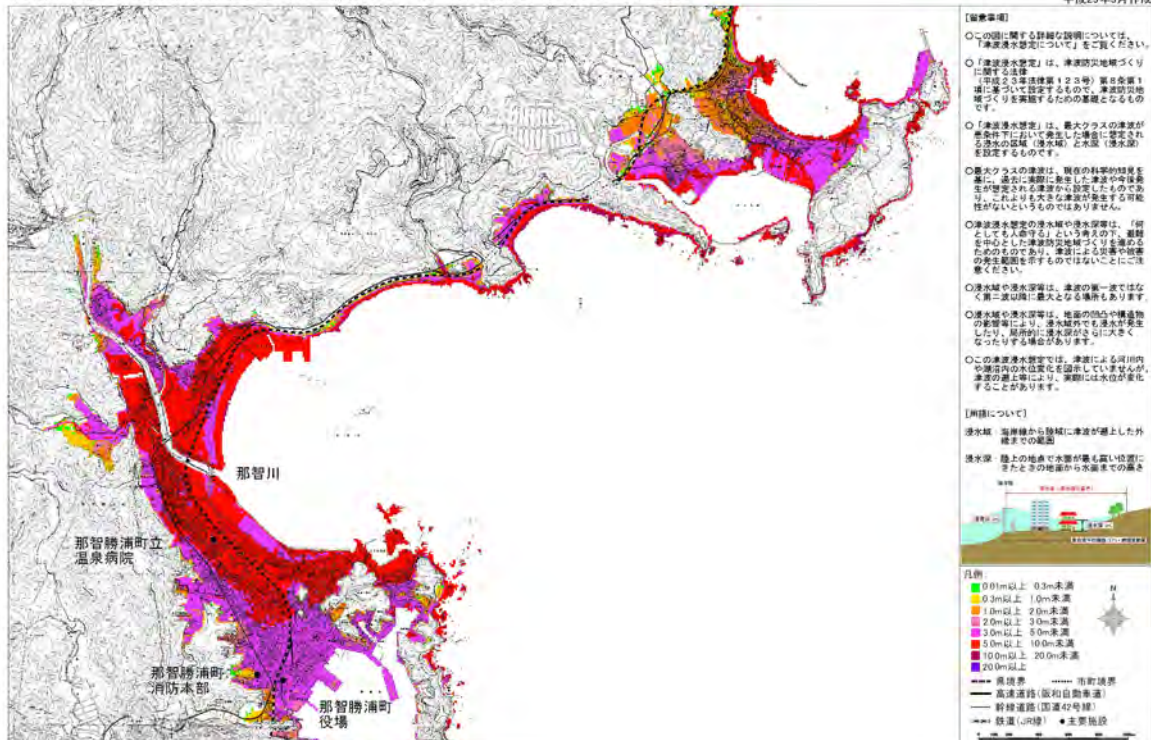


南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (4/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 4/5 南海トラフの巨大地震



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図(5/5)
和歌山県 津波浸水想定図 那智勝浦町 4/5 南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



第 2 編

災害予防計画

02-01-01 重要水防箇所

二級河川

(重要度：A…水防上最も重要な区間、B…水防上重要な区間)

(水系) 河川名		重要水防区間	延長 (m)	重要度	危険理由	備考
(田無川) 田無川	右岸	浦神湾～鬼頭橋	340	B	堤防高	
(太田川) 太田川	左岸	中の川合流点～高遠井橋上流750m	1,415	A	堤防高	
	〃	太田橋下流250m～太田橋上流350m	600	A	堤防高	
	〃	大谷川合流点～諏訪神社	800	A	堤防高	
	〃	R42号～大宮橋	700	A	堤防高	
	〃	J R 鉄橋～下里神社	800	A	堤防高	
	〃	下里海岸～J R 鉄橋	300	A	堤防高	
	右岸	高遠井橋下流500m～高遠井橋上流800m	1,300	A	堤防高	
	〃	太田橋下流100m～築紫橋上流500m	1,150	A	堤防高	
	〃	下里海岸～太田橋	4,700	A	堤防高	
(太田川) 井鹿川	左岸	太田川合流点～ヌタノ前橋上流700m	3,500	B	堤防高	
	右岸	太田川合流点～ヌタノ前橋上流700m	3,500	A	堤防高	
(太田川) 懸川	左岸	太田川合流点～植の畑橋上流200m	500	B	堤防高	
	右岸	太田川合流点～植の畑橋上流200m	500	B	堤防高	
(二河川) 二河川	左岸	二河橋～中上橋	1,860	A	堤防高	
	右岸	湯川川合流点～中上橋上流100m	2,100	A	堤防高	
(二河川) 湯川川	左岸	ゆかし潟～桜ヶ丘団地	700	B	堤防高	
	右岸	ゆかし潟～柿ノ木橋	1,200	A	堤防高	
(那智川) 那智川	左岸	那智湾～二ノ瀬橋上流150m	5,200	A	堤防高	
	右岸	川関橋上流400m～長谷川合流点	600	A	堤防高	
	右岸	那智湾～川関橋上流250m	1,400	B	堤防高	
(那智川) 大谷川	左岸	那智川合流点～大谷1号橋上流400m	600	B	堤防高	
(那智川) 井谷川	左岸	那智川合流点～片山橋	150	B	堤防高	
	右岸	那智川合流点～五百田橋	500	B	堤防高	
(那智川) 長谷川	左岸	那智川合流点～口長谷橋上流30m	310	B	堤防高	
	右岸	那智川合流点～口長谷橋	280	B	水衝 洗掘	
(長野川) 長野川	右岸	港川橋下流350m～長野橋	1,150	A	堤防高	
	左岸	宇久井港～尾後川上流100m	700	A	堤防高	
(太田川) 太田川	左岸	出合橋下流800m付近 ～出合橋下流800m付近	70	B	法崩れ すべり	法崩れ
	左岸	平瀬橋付近～平瀬橋付近	70	A	法崩れ すべり	法崩れ
	右岸	円満地公園上流100m付近 ～円満地公園上流100m付近	60	B	法崩れ すべり	法崩れ

(水系) 河川名		重要水防区間	延長 (m)	重要度	危険理由	備考
(太田川) 太田川	右岸	口色川地内～口色川地内	400	A	堤防高	
	左岸	口色川地内～口色川地内	400	A	堤防高	
(二河川) 二河川	左岸	中上橋上流2000m付近 ～中上橋上流2000m付近	30	B	法崩れ すべり	法崩れ
(那智川) 那智川	右岸	曼荼羅河川公園上流400m～市野々橋	2,300	A	堤防高	工事中 (R8完予定)
	左岸	陰陽橋付近～陰陽橋付近	50	A	法崩れ すべり	法崩れ
(那智川) 長谷川	左岸	長谷橋付近～長谷橋付近	10	B	法崩れ すべり	法崩れ
(狗子ノ川) 狗子ノ川	右岸	大徳神社下流30m付近 ～大徳神社下流30m付近	50	A	堤防高	

法定外水路

(重要度：A…水防上最も重要な区間、B…水防上重要な区間)

河川名		重要水防区間	延長 (m)	重要度
天女川	左岸	市野々	200	A
	左岸		700	B
	右岸		700	B
平野川	左岸	市野々	50	B
	右岸		50	B
樋口川	左岸	市野々	100	B
	右岸		100	B
浜田川	左岸	浜ノ宮	100	B
	右岸		100	B
橋の川	左岸	橋の川	500	B
尾の谷川	左岸	南大居	500	B
	右岸		500	B
大谷川	右岸	南大居	500	B
上地川	左岸	浦神 (東)	300	B
	右岸		300	B
中地川	左岸	浦神 (東)	600	B
	右岸		600	B
下地川	左岸	浦神 (東)	450	B
	右岸		450	B

02-01-02 水防上影響のある橋梁

水防上影響のある橋梁

河川名	橋梁名	管理者	位置 (大字)	構造等				橋梁の状態 又は 水防上の影響	備 考
				形式	巾員 (m)	延長 (m)	径間		
中里川	中里橋	和歌山県	中里	コンクリート	6.9	9.5	1	桁下高不足による流下能力不足	県道那智勝浦 本宮線

水防上巡回を要する橋梁

河川名	橋梁名	管理者	位置 (大字)	構造等				備 考
				形式	巾員 (m)	延長 (m)	径間	
長野川	港川橋	那智勝浦町	宇久井	コンクリート	5.0	10.1	1	町道高津気線
大谷川	大谷橋	那智勝浦町	天満	コンクリート	4.6	13.4	1	町道那智北浜線

02-01-03 ダム、水こう門

水防上重要なダム、水こう門

河川名	名 称	位置 (大字)	管理者	操作責任者	操作担当者	操作基準
太田川	小匠防災ダム	小匠1258 地先	和歌山県	町長	町職員	小匠ダム操作 基準による。
〃	市屋樋門	左岸 市屋	〃	東牟婁振興局 新宮建設部長	市屋区長	外水位が内水位より 高くなった時閉門
〃	中里樋門	右岸 中里	〃	〃	—	フラップゲートによる 自動開閉
宇久井海岸 (堀切川)	宇久井海岸 防潮樋門 (No. 3)	宇久井	〃	〃	町消防団 第5分団	—
那智勝浦海岸	天満海岸 防潮樋門 (No. 1)	天満	〃	〃	町消防団 第1, 2分団	フラップゲートによる 自動開閉
下里海岸	下里海岸第1 防潮樋門 (No. 6)	下里2631 地先	〃	〃	町消防団 第7分団	〃
〃	下里海岸第2 防潮樋門 (No. 7)	下里1032 地先	〃	〃	—	外水位が内水位より 高くなった時閉門 (J-ALEART)
浦神港	浦神海岸第1 防潮樋 (No. 16)	浦神321 地先	〃	〃	浦神西区長	フラップゲートによる 自動開閉
〃	浦神海岸第2 防潮樋 (No. 51)	浦神1044 地先	〃	〃	浦神東区長	〃
〃	浦神海岸第3 防潮樋 (No. 61)	浦神1088 地先	〃	〃	〃	〃
〃	浦神海岸第4 防潮樋 (No. 71)	浦神1194 地先	〃	〃	〃	〃
〃	浦神海岸第5 防潮樋 (No. 92)	浦神1298 地先	〃	〃	〃	〃

その他の水こう門

河川名	名 称	位置 (大字)	管理者	操作責任者	操作担当者	操作基準
中里川	中里樋門	中里	和歌山県	東牟婁振興局 新宮建設部長	中里区長	外水位が内水位より 高くなった時閉門
庄 川	庄樋門	庄	〃	東牟婁振興局 新宮建設部長	庄区長	〃
天満川	天満樋門	天満	町	町建設課	天満区長	流量が多くなれば 分水のため開門

02-01-04 水防資器材の備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

管 理 団 体 名		那 智 勝 浦 町					
河 川 名		町全域	那智川	長野川	太田川	太田川	合計
水 防 倉 庫 名		消防本部	那智 水防倉庫	宇久井 水防倉庫	太田 水防倉庫	下里 水防倉庫	
場 所		天満 1244番地1	天満 199番地	宇久井 113番地	南大居 220番地	下里 857番地	
主 な 備 蓄 資 材	袋 類	300	100	400	500	600	1,900
	な わ			3	5	44	52
	杭	70	23	50	200	100	443
	掛 矢	10	1	4	5	4	24
	ス コ ッ プ	15	22	5	11	13	66

02-01-05 水位・雨量観測所

(1) 県観測水位観測所

観測所名	河川名	所在地 (大字)	設置場所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	左岸 堤防高	右岸 堤防高	管理者	観測者名
南大居	太田川	南大居	太田出張所前 左岸	3.00	3.50	3.50	3.90	5.70	4.60	和歌山県	新宮建設部
川関	那智川	川 関	川関橋上流 左岸	1.40	1.70	2.50	3.20	4.70	4.60	〃	〃
市野々	那智川	市野々	市野々橋左岸 下流70m	0.60	1.00	1.40	2.10	2.90	3.70	〃	〃
下 里	太田川	下 里	下里郵便局前 右岸	1.70	2.50	—	—	3.90	4.20	〃	〃

(2) 雨量観測所

① 和歌山地方気象台観測雨量局

観測所名	所在地 (大字)	管理者	管理者	観測者名	流 域
色 川	大 野	気象台	気象台	気象台	太田川

② 町観測雨量局

観測所名	所在地 (大字)	管理者	管理者	観測者名	電話番号 (0735)
消防・防災 センター	天 満	那智勝浦町	那智勝浦町	消防職員	52-4900
太田出張所	南 大 居	〃	〃	町職員 (出張所)	57-0201
市野々浄水場	市 野 々	〃	〃	町職員 (水道課)	55-0061
太田川浄水場	南 大 居	〃	〃	〃	57-0867
小 匠 ダ ム	小 匠	和歌山県	和歌山県	町職員 (出張所)	小匠ダム テレメーター 57-0201 57-0291
大 野	大 野	〃	〃	〃	
檜 山	古座川町	〃	〃	〃	

③ 県観測雨量局（新宮建設部）

観測所名	所在地 (大字)	設置場所	管理者	観測者名	電話番号 (0735)
勝 浦	築 地	那智勝浦町役場	和歌山県	新宮建設部 (自動)	22-8551
浦 神 東	浦 神	浦神字鬼宿1776	〃	〃	
浦 神 西	浦 神	浦神字奥の谷44	〃	〃	
高 津 気	高 津 気	高津気区民会館	〃	〃	
中 里	南 大 居	太田出張所	〃	〃	
下 里	八尺鏡野	下里郵便局付近	〃	〃	
市 野 々	市 野 々	市野々小学校	〃	〃	
西 中 野 川	西中野川	西中野川407-3	〃	〃	
直 柱	直 柱	県道那智勝浦 古座川線道路敷	〃	〃	

02-02-00 土砂災害警戒区域（土石流）

No.	区域番号	区域名	大字	備考
1	8-421-1-001	中地川	浦神	
2	8-421-1-002	傳の谷	浦神	
3	8-421-1-003	上地川	浦神	
4	8-421-1-004	咤喧屋谷	浦神	
5	8-421-1-005	奥の谷	浦神	
6	8-421-1-006	釜の谷川	浦神	
7	8-421-1-007	田ノ洞谷	浦神	
8	8-421-1-008	唐立谷	浦神	
9	8-421-1-009	粉白 0 0 1	粉白	
10	8-421-1-010	粉白 0 0 4	粉白	
11	8-421-1-011	太田川右支溪	粉白	
12	8-421-1-012-1	太田川右支溪	八尺鏡野	
13	8-421-1-012-2	太田川右支溪	八尺鏡野	
14	8-421-1-013	太田川右支溪	八尺鏡野	
15	8-421-1-014	太田川左支溪	八尺鏡野	
16	8-421-1-015	中里川水口谷	中里	
17	8-421-1-017	寺ノ洞谷	小匠	
18	8-421-1-018	太田川右支溪	大野	
19	8-421-1-019	谷之瀬谷	大野	
20	8-421-1-020	うすみ谷	口色川	
21	8-421-1-021-1	岩ノ畑谷	口色川	
22	8-421-1-021-2	岩ノ畑谷	口色川	
23	8-421-1-022	懸川	口色川	
24	8-421-1-023	懸川	口色川	
25	8-421-1-024	懸川左支溪	口色川	
26	8-421-1-025	懸川左支溪	口色川	
27	8-421-1-026	岩ノ洞谷	口色川	
28	8-421-1-027	糸ノ谷	西中野川	
29	8-421-1-028	串ノ谷右支溪	口色川	
30	8-421-1-029	太田川左支溪	高遠井	
31	8-421-1-030	中ノ川右支溪	中ノ川	
32	8-421-1-031	瀬川谷	南平野	
33	8-421-1-032	庵の谷	南大居	
34	8-421-1-033	尾の谷川左支溪	南大居	
35	8-421-1-034	井鹿川左支溪	南大居	
36	8-421-1-035	寺地谷	南大居	
37	8-421-1-036	井鹿川左支溪	南大居	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
38	8-421-1-037	大谷川右支溪	南大居	
39	8-421-1-038	太田川左支溪	市屋	
40	8-421-1-039	城本谷	下里	
41	8-421-1-040	太田川左支溪	下里	
42	8-421-1-041	太田川左支溪	下里	
43	8-421-1-042	市屋 0 0 1	市屋	
44	8-421-1-044	二河川右支溪	二河	
45	8-421-1-045	二河川右支溪	二河	
46	8-421-1-046	二河川左支溪	二河	
47	8-421-1-047	二河川左支溪	二河	
48	8-421-1-048	湯川川右支溪	湯川	
49	8-421-1-049	湯川川左支溪	湯川	
50	8-421-1-050	湯川川左支溪	湯川	
51	8-421-1-051	湯川 1	湯川	
52	8-421-1-052	天満 1	天満	
53	8-421-1-053	天満 2	天満	
54	8-421-1-054	天満 3	天満	
55	8-421-1-056	天満川右支溪	天満	
56	8-421-1-057	大谷川右支溪	天満	
57	8-421-1-058	大谷川右支溪	天満	
58	8-421-1-059	金山谷川右支溪	井関	
59	8-421-1-060	鳴子谷川	市野々	
60	8-421-1-061	那智川右支溪	市野々	
61	8-421-1-062	振ヶ瀬川	市野々	
62	8-421-1-064	内の川	市野々	
63	8-421-1-065	那智川左支溪	市野々	
64	8-421-1-066	樋口川	市野々	
65	8-421-1-067	又白谷	市野々	
66	8-421-1-068	平野川	市野々	
67	8-421-1-069	那智川左支溪	市野々	
68	8-421-1-070	谷口川	市野々	
69	8-421-1-071	天女谷	市野々	
70	8-421-1-072	天女川左支溪	市野々	
71	8-421-1-073	谷口谷	市野々	
72	8-421-1-074-1	榎木谷	市野々	
73	8-421-1-074-2	榎木谷	市野々	
74	8-421-1-075	那智川左支溪	井関	
75	8-421-1-076	那智川左支溪	川関	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
76	8-421-1-077	那智川左支溪	川関	
77	8-421-1-078	浜ノ宮（１０１）	浜ノ宮	
78	8-421-1-079	浜田谷	浜ノ宮	
79	8-421-1-080	浜ノ宮（１０２）	浜ノ宮	
80	8-421-1-081	浜ノ宮（１０３）	浜ノ宮	
81	8-421-1-082	長野川左支溪	高津気	
82	8-421-1-083	長野川左支溪	高津気	
83	8-421-1-084	宇久井００１	宇久井	
84	8-421-1-085-1	宇久井００２	宇久井	
85	8-421-1-085-2	宇久井００３	宇久井	
86	8-421-1-901	中地川右支溪	浦神	
87	8-421-1-905	大谷川右支溪	南大居	
88	8-421-1-906	太田川左支溪	南大居	
89	8-421-2-001	浦神（１０１）	浦神	
90	8-421-2-002	浦神（１０２）	浦神	
91	8-421-2-003-1	粉白００２	粉白	
92	8-421-2-003-2	粉白００３	粉白	
93	8-421-2-004	太田川右支溪	八尺鏡野	
94	8-421-2-005	庄川右支溪	庄	
95	8-421-2-006	庄川右支溪	庄	
96	8-421-2-007	庄川左支溪	庄	
97	8-421-2-008	中里川右支溪	中里	
98	8-421-2-009	中里川左支溪	中里	
99	8-421-2-010	太田川右支溪	南大居	
100	8-421-2-011	太田川右支溪	南大居	
101	8-421-2-012	太田川右支溪	南大居	
102	8-421-2-013	小川左支溪	檜原	
103	8-421-2-015	小川左支溪	檜原	
104	8-421-2-016	太田川右支溪	西中野川	
105	8-421-2-017	中山谷	田垣内	
106	8-421-2-018	中山谷左支溪	田垣内	
107	8-421-2-019	谷之瀬谷左支溪	大野	
108	8-421-2-020-1	色後谷川	大野	
109	8-421-2-020-2	色後谷川	大野	
110	8-421-2-021	越ノ谷	口色川	
111	8-421-2-022	笠松谷	口色川	
112	8-421-2-023	笠松谷	口色川	
113	8-421-2-024	赤鼻谷	口色川	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
114	8-421-2-025	太田川	口色川	
115	8-421-2-026	ハダコ谷	口色川	
116	8-421-2-027	熊瀬川左支溪	口色川	
117	8-421-2-028	熊瀬川左支溪	大野	
118	8-421-2-029	串ノ谷	口色川	
119	8-421-2-030	小栗川右支溪	口色川	
120	8-421-2-031	小栗川右支溪	口色川	
121	8-421-2-032	小栗川	口色川	
122	8-421-2-033	太田川左支溪	西中野川	
123	8-421-2-034	太田川左支溪	西中野川	
124	8-421-2-035	太田川左支溪	小匠	
125	8-421-2-036	中里川左支溪	小匠	
126	8-421-2-037	太田川左支溪	小匠	
127	8-421-2-038	太田川左支溪	長井	
128	8-421-2-039	太田川左支溪	長井	
129	8-421-2-040	宮洞谷	長井	
130	8-421-2-041	太田川左支溪	高遠井	
131	8-421-2-042	中ノ川右支溪	南平野	
132	8-421-2-043-1	中ノ川左支溪	中ノ川	
133	8-421-2-043-2	中ノ川左支溪	中ノ川	
134	8-421-2-044	太田川左支溪	中ノ川	
135	8-421-2-045	井鹿川右支溪	井鹿	
136	8-421-2-046	井鹿川右支溪	井鹿	
137	8-421-2-047	井鹿川右支溪	井鹿	
138	8-421-2-049	本川	南平野	
139	8-421-2-050	井鹿川左支溪	南平野	
140	8-421-2-051	尾の谷川左支溪	井鹿	
141	8-421-2-052	井鹿川左支溪	南大居	
142	8-421-2-053	井鹿川左支溪	南大居	
143	8-421-2-054	井鹿川左支溪	南大居	
144	8-421-2-055	太田川左支溪	南大居	
145	8-421-2-056	太田川左支溪	南大居	
146	8-421-2-057	太田川左支溪	市屋	
147	8-421-2-058	与根子川左支溪	市屋	
148	8-421-2-059	与根子川右支溪	市屋	
149	8-421-2-060	荒堀川左支溪	下里	
150	8-421-2-061	下里 0 0 1	下里	
151	8-421-2-062	二河川右支溪	二河	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
152	8-421-2-063	二河川右支溪	二河	
153	8-421-2-064	二河川右支溪	二河	
154	8-421-2-065	二河川左支溪	二河	
155	8-421-2-067	橋ノ川右支溪	橋ノ川	
156	8-421-2-068	橋ノ川左支溪	橋ノ川	
157	8-421-2-069	湯川川右支溪	湯川	
158	8-421-2-070	湯川川右支溪	湯川	
159	8-421-2-071	湯川川右支溪	湯川	
160	8-421-2-072	湯川川右支溪	湯川	
161	8-421-2-073	湯川川左支溪	湯川	
162	8-421-2-074	湯川 2	湯川	
163	8-421-2-075	湯川 3	湯川	
164	8-421-2-076	天満川右支溪	天満	
165	8-421-2-077	天満川右支溪	天満	
166	8-421-2-078	大谷川左支溪	天満	
167	8-421-2-079	金山谷川左支溪	井関	
168	8-421-2-080	西山谷	井関	
169	8-421-2-081	金山谷川右支溪	井関	
170	8-421-2-082	天女川左支溪	市野々	
171	8-421-2-083	天女川左支溪	市野々	
172	8-421-2-084	長谷川右支溪	井関	
173	8-421-2-085	長谷川右支溪	井関	
174	8-421-2-086	長谷川右支溪	井関	
175	8-421-2-087	那智川左支溪	川関	
176	8-421-2-088	那智川左支溪	川関	
177	8-421-2-089	那智川左支溪	川関	
178	8-421-2-090	井谷川右支溪	川関	
179	8-421-2-091	井谷川右支溪	川関	
180	8-421-2-092	狗子の川右支溪	狗子ノ川	
181	8-421-2-093	狗子の川右支溪	高津気	
182	8-421-2-094	狗子の川右支溪	高津気	
183	8-421-2-095	狗子の川左支溪	狗子ノ川	
184	8-421-2-096	狗子の川左支溪	狗子ノ川	
185	8-421-2-097	狗子ノ川 0 0 1	狗子ノ川	
186	8-421-2-098	狗子ノ川 0 0 2	狗子ノ川	
187	8-421-2-099	宇久井 0 0 4	宇久井	
188	8-421-2-100	長野川右支溪	高津気	
189	8-421-2-101	狗子の川右支溪	高津気	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
190	8-421-2-102	長野川左支溪	高津気	
191	8-421-2-103	長野川左支溪	高津気	
192	8-421-2-104	長野川左支溪	高津気	
193	8-421-2-105	長野川左支溪	高津気	
194	8-421-2-107	長野川左支溪	高津気	
195	8-421-2-108	長野川左支溪	高津気	
196	8-421-2-109	長野川左支溪	高津気	
197	8-421-2-110	宇久井 0 0 5	宇久井	
198	8-421-2-111	宇久井 0 0 6	宇久井	
199	8-421-2-112	陰陽川	市野々	
200	8-421-2-113	蛇ノ谷川	市野々	
201	8-421-2-903	狗子の川右支溪	高津気	
202	8-421-2-904	狗子の川右支溪	高津気	
203	8-421-2-907	太田川左支溪	南大居	
204	8-421-2-908	太田川左支溪	南大居	
205	8-421-3-001	市屋 0 0 2	市屋	
206	8-421-3-003	湯川川左支溪	湯川	
207	8-421-3-004	湯川川左支溪	湯川	
208	8-421-3-005	天満 4	天満	
209	8-421-3-006	大谷川右支溪	天満	
210	8-421-3-007	大谷川右支溪	天満	
211	8-421-3-008	大谷川右支溪	天満	
212	8-421-3-010	狗子ノ川 0 0 3	狗子ノ川	
213	8-421-3-011	狗子ノ川 0 0 4	狗子ノ川	
214	8-421-3-012	狗子ノ川 0 0 5	狗子ノ川	
215	8-421-3-013	宇久井 0 0 7	宇久井	
216	8-421-3-018	尻剣谷川	市野々	

02-03-01 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区（県森林整備課）

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
1	421	0002	檜原	小麦	1.52	
2	421	0004	坂足	坂足峯	2.28	
3	421	0005	坂足		8.98	
4	421	0006	大野		7.57	
5	421	0007	大野		4.17	
6	421	0009	高津気		0.64	
7	421	0010	直柱		2.41	
8	421	0011	大野	円満地	1.85	
9	421	0012	瀬ノ川		3.15	
10	421	0013	西中野川		4.77	
11	421	0014	小匠		3.46	
12	421	0015	小匠	田ノ瀬川	3.03	
13	421	0016	小匠	寺ノ洞	4.40	
14	421	0018	西中野川		2.79	
15	421	0019	出合		4.77	
16	421	0020	出合		9.02	
17	421	0021	長井		5.22	
18	421	0022	長井	上長井	5.34	
19	421	0023	長井		10.44	
20	421	0024	市野々	荷馬ヶ野	2.38	
21	421	0025	井関	金山	2.08	
22	421	0026	南平野	南平野	6.45	
23	421	0027	井関		3.01	
24	421	0028	井関	岡山	0.86	
25	421	0029	川関		1.19	
26	421	0030	川関		1.59	
27	421	0031	川関		4.32	
28	421	0032	狗子ノ浦		1.06	
29	421	0033	宇久井		0.68	
30	421	0034	天満	後呂地	2.93	
31	421	0036	湯川	湯川温泉	0.88	
32	421	0037	市屋	大浦	0.79	
33	421	0038	井鹿	奥井鹿	1.49	
34	421	0039	井鹿	上井鹿	1.41	
35	421	0040	井鹿		0.78	
36	421	0041	井鹿	上地	0.40	
37	421	0042	井鹿	下井鹿	1.05	
38	421	0044	南大居		2.08	
39	421	0045	長井	下長井	2.29	
40	421	0047	中里	尾谷	1.22	
41	421	0048	庄		0.86	
42	421	0049	中里	音	1.36	
43	421	0050	向地		2.36	
44	421	0051	向地		0.47	
45	421	0052	向地		1.66	
46	421	0053	下里	古宮	0.39	
47	421	0054	八尺鏡野		4.89	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
48	421	0055	八尺鏡野	古平	0.95	
49	421	0058	浦神		0.92	
50	421	0059	大野		1.02	
51	421	0061	小阪		1.59	
52	421	0062	小阪		0.49	
53	421	0063	口色川		5.65	
54	421	0064	市野々		2.21	
55	421	0065	川関		4.28	
56	421	0066	勝浦		0.46	
57	421	0067	湯川		0.97	
58	421	0068	湯川		0.78	
59	421	0069	市屋		0.88	
60	421	0070	下和田		0.48	
61	421	0071	下和田		0.48	
62	421	0072	下和田		0.41	
63	421	0073	浦神		1.11	
64	421	0074	小匠		0.73	
65	421	0075	西中野川		0.84	
66	421	0076	西中野川		5.81	
67	421	0077	西中野川		3.00	
68	421	5001	浦神		0.31	
69	421	5002	浦神	浦神東	0.14	
70	421	5003	八尺鏡野		1.95	
71	421	5004	下和田		0.05	
72	421	5005	下和田		0.13	
73	421	5006	八尺鏡野		0.10	
74	421	5007	八尺鏡野		0.05	
75	421	5008	八尺鏡野		0.23	
76	421	5009	八尺鏡野		0.29	
77	421	5010	小匠		1.07	
78	421	5011	長井	下長井	0.06	
79	421	5012	長井	下長井	0.25	
80	421	5013	南大居		0.31	
81	421	5014	中ノ川		0.96	
82	421	5015	中ノ川		0.89	
83	421	5016	中ノ川		0.62	
84	421	5017	中ノ川		0.21	
85	421	5018	南大居		0.26	
86	421	5019	南大居		0.32	
87	421	5020	南大居		0.40	
88	421	5021	南大居		0.37	
89	421	5022	南大居		0.41	
90	421	5023	中里		0.96	
91	421	5024	南大居		0.19	
92	421	5025	庄		0.30	
93	421	5026	中里		1.20	
94	421	5027	二河		0.25	
95	421	5028	二河		0.33	
96	421	5029	二河		0.63	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
97	421	5030	二河		0.23	
98	421	5031	湯川		0.72	
99	421	5032	湯川		0.38	
100	421	5033	湯川		0.50	
101	421	5034	湯川		0.46	
102	421	5035	湯川	倍地	0.76	
103	421	5036	朝日		0.57	
104	421	5037	朝日		0.27	
105	421	5038	朝日		0.35	
106	421	5039	湯川		0.50	
107	421	5040	湯川		0.42	
108	421	5041	天満		1.16	
109	421	5042	天満		0.48	
110	421	5043	浜ノ宮		0.27	
111	421	5044	川関		0.88	
112	421	5045	川関		1.08	
113	421	5046	川関		0.27	
114	421	5047	井関		0.49	
115	421	5048	井関		0.42	
116	421	5049	井関		1.33	
117	421	5050	井関		0.34	
118	421	5051	井関		0.31	
119	421	5052	市野々		0.19	
120	421	5053	井関		0.22	
121	421	5054	南平野		0.44	
122	421	5055	南平野		0.70	
123	421	5056	小阪		0.66	
124	421	5057	小阪		0.31	
125	421	5058	口色川		1.37	
126	421	5059	口色川	笠松	0.33	
127	421	5060	小匠		1.08	
128	421	5061	小匠		0.09	
129	421	5062	小匠		0.26	
130	421	5063	高遠井		0.12	
131	421	5064	南大居		0.38	
132	421	5065	南大居		0.42	
133	421	5066	南大居		0.50	
134	421	5067	中里		0.42	
135	421	5068	庄		0.05	
136	421	5069	庄		0.19	
137	421	5070	下和田		0.22	
138	421	5071	下和田		0.14	
139	421	5072	庄	向地	0.17	
140	421	5073	西中野川		0.49	
141	421	5074	西中野川		0.13	
142	421	5075	西中野川	瀬越	0.21	
143	421	5076	西中野川	瀬越	0.43	
144	421	5077	西中野川		0.08	
145	421	5078	西中野川		0.22	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
146	421	5079	小匠		0.48	
147	421	5080	二河		0.12	
148	421	5081	二河		0.36	
149	421	5082	二河		0.09	
150	421	5083	二河		0.04	
151	421	5084	二河		0.24	
152	421	5085	二河		0.24	
153	421	5086	二河		0.07	
154	421	5087	二河		0.04	
155	421	5088	二河		0.03	
156	421	5089	市屋		0.13	
157	421	5090	南大居	大谷	0.09	
158	421	5091	南大居	大谷	0.02	
159	421	5092	南大居		0.49	
160	421	5093	庄		0.03	
161	421	5094	中里		0.30	
162	421	5095	中里		0.14	
163	421	5096	庄		0.05	
164	421	5097	庄		0.08	
165	421	5098	中里		0.05	
166	421	5099	庄		0.17	
167	421	5100	檜原		0.06	
168	421	5101	檜原		0.13	
169	421	5102	檜原		0.39	
170	421	5103	檜原		0.15	
171	421	5104	檜原		0.09	
172	421	5105	坂足		0.02	
173	421	5106	坂足		0.28	
174	421	5107	坂足		0.42	
175	421	5108	田垣内		0.13	
176	421	5109	田垣内		0.06	
177	421	5110	田垣内		0.08	
178	421	5112	熊瀬川		0.21	
179	421	5113	田垣内		0.29	
180	421	5114	田垣内		0.05	
181	421	5115	田垣内		0.03	
182	421	5116	田垣内		0.03	
183	421	5117	田垣内		0.07	
184	421	5118	田垣内		0.32	
185	421	5119	田垣内		0.21	
186	421	5120	田垣内		0.07	
187	421	5121	大野		0.13	
188	421	5122	大野		0.35	
189	421	5123	小匠		0.21	
190	421	5124	小匠		1.30	
191	421	5125	西中野川		0.17	
192	421	5126	西中野川		1.13	
193	421	5127	西中野川		0.38	
194	421	5128	西中野川		0.04	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
195	421	5129	熊瀬川		0.25	
196	421	5130	熊瀬川		0.18	
197	421	5131	熊瀬川		0.56	
198	421	5132	大野		0.16	
199	421	5133	大野		0.05	
200	421	5134	大野		0.13	
201	421	5135	大野		0.32	
202	421	5136	小阪		0.07	
203	421	5137	口色川		0.23	
204	421	5138	大野		0.73	
205	421	5139	口色川		0.18	
206	421	5140	大野		0.40	
207	421	5141	大野		0.04	
208	421	5142	大野		0.11	
209	421	5143	口色川	笠松	0.22	
210	421	5146	口色川		0.17	
211	421	5147	口色川		0.04	
212	421	5148	口色川		0.04	
213	421	5149	口色川		0.08	
214	421	5150	口色川		0.31	
215	421	5152	口色川	笠松	0.67	
216	421	5153	口色川	笠松	0.07	
217	421	5154	南平野		0.26	
218	421	5155	那智山		0.67	
219	421	5156	那智山		0.20	
220	421	5157	那智山		2.01	
221	421	5158	那智山		0.23	
222	421	5159	那智山		0.30	
223	421	5160	那智山		0.24	
224	421	5161	那智山		0.08	
225	421	5162	那智山		0.20	
226	421	5163	浦神	浦神西	0.06	
227	421	5164	浦神	浦神西	0.28	
228	421	5165	浦神	浦神西	2.12	
229	421	5166	浦神	浦神西	0.23	
230	421	5167	浦神	浦神西	0.35	
231	421	5168	粉白		0.16	
232	421	5170	二河		0.08	
233	421	5171	二河		0.09	
234	421	5172	市野々		0.08	
235	421	5173	市野々		0.47	
236	421	5174	市野々		0.05	
237	421	5175	市野々		0.29	
238	421	5176	市野々		0.23	
239	421	5177	那智山		0.34	
240	421	5178	市野々		0.79	
241	421	5179	天満		1.14	
242	421	5180	天満		0.07	
243	421	5181	天満		0.09	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
244	421	5182	天満		0.13	
245	421	5183	湯川	倍地	0.40	
246	421	5184	湯川		0.35	
247	421	5185	湯川		0.14	
248	421	5186	湯川		0.07	
249	421	5187	市屋	馬瀬	0.16	
250	421	5188	市屋	馬瀬	0.31	
251	421	5189	市屋	馬瀬	0.15	
252	421	5190	市屋	馬瀬	0.19	
253	421	5191	市屋	馬瀬	0.25	
254	421	5192	市屋	馬瀬	0.06	
255	421	5193	市屋	馬瀬	0.13	
256	421	5194	下里		0.28	
257	421	5195	下里		0.26	
258	421	5197	湯川		0.19	
259	421	5198	湯川		0.31	
260	421	5199	湯川		0.10	
261	421	5201	湯川		0.23	
262	421	5202	湯川		0.10	
263	421	5203	朝日		0.18	
264	421	5204	朝日		0.20	
265	421	5205	勝浦		0.26	
266	421	5207	勝浦		0.35	
267	421	5208	勝浦		0.23	
268	421	5209	勝浦		0.05	
269	421	5210	勝浦		0.19	
270	421	5211	勝浦		0.35	
271	421	5212	勝浦		0.21	
272	421	5213	高津気		0.23	
273	421	5214	高津気		0.24	
274	421	5215	高津気		0.07	
275	421	5216	高津気		0.12	
276	421	5217	高津気		0.22	
277	421	5218	宇久井		0.12	
278	421	5220	宇久井		0.99	
279	421	5221	宇久井		0.36	
280	421	5222	宇久井		0.04	
281	421	5223	宇久井		0.09	
282	421	5224	宇久井		0.85	
283	421	5225	宇久井		0.11	
284	421	5226	宇久井		0.12	
285	421	5227	狗子ノ川		0.40	
286	421	5228	狗子ノ川		0.46	
287	421	5230	狗子ノ川		0.11	
288	421	5231	宇久井	長野	0.32	
289	421	5232	宇久井	長野	0.04	
290	421	5233	南大居		0.31	
291	421	5234	南大居		0.03	
292	421	5235	南大居		1.08	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
293	421	5236	南大居		0.49	
294	421	5237	南大居		0.11	
295	421	5238	南大居		0.02	
296	421	5239	庄		0.12	
297	421	5240	下里	芝地	0.26	
298	421	5241	天満		1.49	
299	421	5242	天満		1.38	
300	421	5243	天満		0.59	
301	421	5244	市野々		10.15	
302	421	5245	小阪		13.55	

02-03-02 崩壊土砂流出危険地区

(1) 崩壊土砂流出危険地区（近畿中国森林管理局）

No.	箇所番号		大字	国有林名	面積(ha)	備考
1	304212	1	市野々	那智山国有林	4.08	

(2) 崩壊土砂流出危険地区（県森林整備課）

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
1	421	0001	大野		124.18	
2	421	0002	那智山		74.86	
3	421	0003	井関	高原	76.99	
4	421	0004	高津気		82.45	
5	421	0005	直柱		86.54	
6	421	0006	西中野川		14.09	
7	421	0007	高野		138.23	
8	421	0008	小匠		34.60	
9	421	0009	小匠		16.73	
10	421	0010	那智山		3.95	
11	421	0011	川関		70.49	
12	421	0012	湯川	田尻なし	27.28	
13	421	0014	二河	竹向	2.08	
14	421	0015	南大居		9.55	
15	421	0016	南大居	大谷	22.22	
16	421	0017	南大居		2.23	
17	421	0018	中里	上の谷	17.32	
18	421	0019	中里	中の谷	24.39	
19	421	0020	中里	下の谷	21.87	
20	421	0021	庄		22.58	
21	421	0022	浦神	上地谷	2.96	
22	421	0023	浦神	浦神東	2.42	
23	421	0024	浦神	中地谷	2.51	
24	421	1002	小阪		10.00	
25	421	1003	小阪		3.29	
26	421	1004	小阪		26.15	
27	421	1006	川関		1.01	
28	421	1007	市野々		33.97	
29	421	1008	口色川		9.38	
30	421	1009	口色川		20.33	
31	421	1010	二河		6.55	
32	421	1011	南大居		7.88	
33	421	1013	井鹿		4.96	
34	421	1014	高遠井		39.95	
35	421	1015	下里		2.18	
36	421	1016	小匠		2.12	
37	421	1017	小匠		33.62	
38	421	1019	南大居		5.19	
39	421	1020	南大居		3.76	
40	421	1021	井鹿		15.58	
41	421	1022	西中野川		1.44	
42	421	1023	市屋		6.36	
43	421	5009	長井	下長井	12.29	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
44	421	5010	浦神		5.28	
45	421	5012	庄		13.24	
46	421	5013	中里		3.61	
47	421	5014	中里		9.91	
48	421	5015	小匠		7.14	
49	421	5016	長井		13.87	
50	421	5017	小匠		25.43	
51	421	5018	小匠		13.07	
52	421	5019	小匠		13.52	
53	421	5021	西中野川		9.77	
54	421	5022	南大居		8.35	
55	421	5023	中ノ川		9.38	
56	421	5024	南大居		8.08	
57	421	5029	中ノ川		16.03	
58	421	5031	南大居		8.51	
59	421	5032	南大居		6.01	
60	421	5033	南大居		12.00	
61	421	5035	南大居		6.08	
62	421	5036	庄		21.47	
63	421	5037	南大居		3.63	
64	421	5038	中里		6.90	
65	421	5039	中里		8.51	
66	421	5041	中ノ川		6.98	
67	421	5043	南平野		5.90	
68	421	5044	熊瀬川		17.01	
69	421	5050	二河		29.40	
70	421	5053	直柱		18.89	
71	421	5054	小阪		9.39	
72	421	5055	川関		5.23	
73	421	5056	川関		5.81	
74	421	5058	八尺鏡野		2.58	
75	421	5059	粉白		2.51	
76	421	5063	下里		2.26	
77	421	5064	下里		1.64	
78	421	5065	下里		4.48	
79	421	5067	二河		1.88	
80	421	5068	市屋		1.75	
81	421	5069	市屋		1.35	
82	421	5070	口色川		27.28	
83	421	5071	檜原		5.95	
84	421	5072	檜原		3.95	
85	421	5073	檜原		11.83	
86	421	5074	市野々		6.50	
87	421	5075	川関		10.81	
88	421	5076	高津気		22.19	
89	421	5077	高津気		8.68	
90	421	5078	湯川		2.15	
91	421	5079	朝日		3.01	
92	421	5080	天満		2.58	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
93	421	5083	川関		8.41	
94	421	5084	川関		9.19	
95	421	5085	川関		1.51	
96	421	5087	二河		1.98	
97	421	5090	二河		1.83	
98	421	5091	二河		0.87	
99	421	5092	橋ノ川		0.82	
100	421	5093	湯川		2.51	
101	421	5094	湯川		2.78	
102	421	5095	二河		2.83	
103	421	5096	二河		9.95	
104	421	5097	二河		4.06	
105	421	5098	二河		9.71	
106	421	5099	二河		1.90	
107	421	5100	井鹿		14.63	
108	421	5101	井鹿		2.26	
109	421	5102	井鹿		2.87	
110	421	5103	井鹿		1.04	
111	421	5104	井鹿		3.70	
112	421	5105	井鹿		2.09	
113	421	5106	井鹿		1.71	
114	421	5108	口色川		27.05	
115	421	5109	口色川		41.43	
116	421	5110	口色川		16.62	
117	421	5111	口色川		16.98	
118	421	5112	口色川		4.53	
119	421	5113	那智山		5.03	
120	421	5116	檜原		61.64	
121	421	5117	檜原		75.94	
122	421	5118	檜原		7.50	
123	421	5119	檜原		28.47	
124	421	5123	大野		24.03	
125	421	5124	大野		62.96	
126	421	5125	大野		18.97	
127	421	5126	口色川		31.97	
128	421	5127	口色川		18.09	
129	421	5128	口色川		20.59	
130	421	5129	檜原		45.05	
131	421	5130	檜原		23.09	
132	421	5132	檜原		4.76	
133	421	5136	二河		4.88	
134	421	5137	二河		5.77	
135	421	5138	二河		3.69	
136	421	5139	二河		6.29	
137	421	5140	橋ノ川		2.69	
138	421	5143	二河		2.71	
139	421	5147	二河		66.10	
140	421	5148	南平野		23.88	
141	421	5153	川関		3.00	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
142	421	5155	井関		11.12	
143	421	5156	井関		13.91	
144	421	5157	市野々		56.26	
145	421	5158	市野々		22.40	
146	421	5159	市野々		21.94	
147	421	5160	那智山		28.46	
148	421	5163	口色川		29.63	
149	421	5164	口色川		30.66	
150	421	5165	口色川		28.26	
151	421	5166	熊瀬川		5.90	
152	421	5169	熊瀬川		2.65	
153	421	5170	西中野川		16.07	
154	421	5171	西中野川		4.55	
155	421	5172	西中野川		3.33	
156	421	5176	田垣内		7.61	
157	421	5177	大野		4.26	
158	421	5178	直柱		7.33	
159	421	5179	直柱		4.63	
160	421	5180	直柱		5.57	
161	421	5181	直柱		41.30	
162	421	5184	長井	下長井	12.78	
163	421	5186	八尺鏡野		2.48	
164	421	5187	下和田		2.44	
165	421	5189	八尺鏡野		2.54	
166	421	5190	向地		4.55	
167	421	5191	八尺鏡野		1.65	
168	421	5193	浦神		10.39	
169	421	5194	浦神	浦神西	2.54	
170	421	5195	浦神	浦神西	10.60	
171	421	5196	八尺鏡野		1.96	
172	421	5197	粉白		2.93	
173	421	5198	粉白		5.16	
174	421	5199	粉白		3.45	
175	421	5201	粉白		21.67	
176	421	5202	中里		3.18	
177	421	5203	中里		8.17	
178	421	5204	中里		7.98	
179	421	5205	庄		17.42	
180	421	5206	中里		3.29	
181	421	5207	下里		3.61	
182	421	5208	下里		4.29	
183	421	5210	粉白		6.02	
184	421	5211	粉白		3.74	
185	421	5212	浦神		1.87	
186	421	5213	浦神		1.76	
187	421	5214	浦神		1.09	
188	421	5215	浦神		1.06	
189	421	5216	浦神	浦神西	2.63	
190	421	5218	浦神	浦神西	4.21	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
191	421	5220	浦神		6.61	
192	421	5221	浦神		4.43	
193	421	5223	浦神		4.36	
194	421	5227	坂足		7.48	
195	421	5232	高野		21.32	
196	421	5233	高野		32.69	
197	421	5234	西中野川		8.19	
198	421	5235	西中野川		2.39	
199	421	5237	小匠		14.89	
200	421	5238	中ノ川		12.04	
201	421	5240	中ノ川		6.91	
202	421	5241	南大居		7.19	
203	421	5242	南大居		2.13	
204	421	5243	南大居		3.54	
205	421	5244	南大居		2.27	
206	421	5245	小匠		15.57	
207	421	5246	小匠		7.09	
208	421	5247	小匠		28.39	
209	421	5248	小匠		13.30	
210	421	5249	小匠		6.25	
211	421	5250	小匠		9.10	
212	421	5254	小阪		14.58	
213	421	5255	口色川		6.17	
214	421	5258	口色川		48.33	
215	421	5259	口色川		15.96	
216	421	5260	小阪		2.65	
217	421	5264	口色川		3.69	
218	421	5265	口色川		12.65	
219	421	5268	口色川		9.29	
220	421	5269	大野		34.12	
221	421	5270	口色川		7.76	
222	421	5271	口色川		7.30	
223	421	5272	大野		8.01	
224	421	5273	口色川		33.07	
225	421	5274	西中野川		9.25	
226	421	5276	西中野川		5.89	
227	421	5277	西中野川		4.00	
228	421	5278	小匠		4.57	
229	421	5279	小匠		18.16	
230	421	5280	西中野川		4.43	
231	421	5281	西中野川		2.05	
232	421	5282	西中野川		6.73	
233	421	5283	西中野川		7.31	
234	421	5284	高野		10.79	
235	421	5285	高野		8.08	
236	421	5286	西中野川		9.02	
237	421	5287	西中野川		7.22	
238	421	5288	小匠		19.46	
239	421	5289	小匠		9.19	

No.	地区番号		大字	字	面積(ha)	備考
240	421	5290	小匠		9.67	
241	421	5291	高野		19.69	
242	421	5292	小匠		18.03	
243	421	5293	小匠		44.35	
244	421	5294	小匠		21.94	
245	421	5295	高野		11.10	
246	421	5296	高野		24.65	
247	421	5297	田垣内		117.49	
248	421	5298	田垣内		56.70	
249	421	5299	田垣内		9.65	
250	421	5300	大野		3.14	
251	421	5301	大野		36.87	
252	421	5304	西中野川		2.25	
253	421	5305	浦神	浦神西	5.83	
254	421	5306	浦神	浦神西	6.27	
255	421	5307	浦神	浦神西	4.79	
256	421	5308	口色川		71.18	
257	421	5309	熊瀬川		66.69	
258	421	5310	南大居	尾谷郷	2.45	
259	421	5311	二河	楠ノ本	4.17	
260	421	5312	南大居	後谷	9.50	

02-04-00 土砂災害警戒区域（地すべり）

No.	区域番号	大字	区域名	備考
1	182	浜ノ宮	浜ノ宮	
2	376	高津気	高津気	
3	378	浦神	浦神	
4	459	口色川	懸川	
5	460	大野	大野	
6	461	坂足	坂足	
7	463	田垣内	田垣内	
8	464	小阪	小阪 1	
9	466	小匠	小匠	
10	553	井関	井関	
11	591	那智山	那智山	

02-05-00 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

No.	区域番号	区域名	大字	備考
1	I-1877	籠	田垣内	
2	I-1879	和田久保	大野	
3	I-1880	村辻	大野	
4	I-1882	口色川	口色川	
5	I-1884	奥久保	口色川	
6	I-1885	中田	南平野	
7	I-1886	二の瀬	市野々	
8	I-1887	井関	井関	
9	I-1888	山際地 1	井関	
10	I-1889	牧野々 1	井関	
11	I-1890	口川原丸	川関	
12	I-1891	赤倉	川関	
13	I-1892	山際地 2	川関	
14	I-1893	浜の宮	浜ノ宮	
15	I-1894	池ノ田	浜ノ宮	
16	I-1896	寺前	高津気	
17	I-1899	殿和田	宇久井	
18	I-1900	中芝	宇久井	
19	I-1901	宮ノ本	狗子ノ川	
20	I-1902	峰 1	狗子ノ川	
21	I-1903	峰 2	狗子ノ川	
22	I-1904	滝の本	天満	
23	I-1905	天満	天満	
24	I-1906	向芝	湯川	
25	I-1908	竹向	二河	
26	I-1909	橋ノ前	二河	
27	I-1910	二河	二河	
28	I-1911	小匠・小匠（1）	小匠	
29	I-1912	倉ノ元・小匠（1）	小匠	
30	I-1913	小匠（1）	小匠	
31	I-1915	長井（3）	長井	
32	I-1916	長井（2）	長井	
33	I-1917	長井	長井	
34	I-1918	楠橋 1	中ノ川	
35	I-1919	中ノ川	中ノ川	
36	I-1920	南大居	南大居	
37	I-1921	内ラ地・内ら地 2	南大居	
38	I-1922	井鹿	井鹿	
39	I-1923	ヌタノ前	井鹿	
40	I-1924	岡崎	南大居	
41	I-1925	寺地前	南大居	
42	I-1926	田ノ谷	南大居	
43	I-1927	中里	中里	
44	I-1928	太田	中里	
45	I-1929	中里	中里	
46	I-1930	庄	庄	
47	I-1931	南地	庄	
48	I-1932	東山	庄	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
49	I-1933	下和田	下和田	
50	I-1934	向地	下和田	
51	I-1935	市屋・市屋	市屋	
52	I-1936	東地	市屋	
53	I-1937	柿ノ内	市屋	
54	I-1938	駿田	八尺鏡野	
55	I-1939	八尺鏡野	八尺鏡野	
56	I-1940	池尻	八尺鏡野	
57	I-1941	和泉地	粉白	
58	I-1942	粉白・粉白	粉白	
59	I-1943	下里	下里	
60	I-1944	磯辺	下里	
61	I-1945	浦神（6）	浦神	
62	I-1947	奥の谷	浦神	
63	I-1948	浦神（2）	浦神	
64	I-1949	浦神・浦神（3）・浦神（4）	浦神	
65	I-1950	浦神（5）	浦神	
66	I-1951	小阪	勝浦	
67	I-1952	小坂山	勝浦	
68	I-1954	鏡山	勝浦	
69	I-1955	城山	勝浦	
70	I-1956	大勝浦・鏡山	勝浦	
71	I-1957	椎の浦・椎ノ浦・大勝浦	勝浦	
72	I-1958	脇の谷・脇の谷（2）・椎	勝浦	
73	I-1959	神明	勝浦	
74	I-1960	桜谷	勝浦	
75	I-1961	薬師谷	天満	
76	I-1962	楠橋	中ノ川	
77	I-1963	杵木	川関	
78	I-2189	薬師	天満	
79	I-2191	大碓	天満	
80	I-2192	甫子浦	湯川	
81	I-2390	上地	口色川	
82	I-2391	高原	井関	
83	I-2392	勝山・浜の宮	浜ノ宮	
84	I-2394	久保り・井鹿	井鹿	
85	I-2398	的場	南大居	
86	I-2399	田ノ坂	浦神	
87	I-2400	唐立	浦神	
88	I-4638	西山 1	井関	
89	I-4639	西山 2	井関	
90	I-4640	市野々 1	市野々	
91	I-4641	二の瀬 2	市野々	
92	I-4642	市野々 2	市野々	
93	I-4643	市野々 3	市野々	
94	I-4644	牧野々 2	井関	
95	I-4645	宇久井 1	宇久井	
96	I-4646	宇久井 2	宇久井	
97	I-4647	宇久井 3	宇久井	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
98	I-4648	宇久井 4	宇久井	
99	I-4649	宇久井 5	宇久井	
100	I-4650	狗子ノ川 4	狗子ノ川	
101	I-4651	狗子ノ川 5	狗子ノ川	
102	I-4652	狗子ノ川 6	狗子ノ川	
103	I-4653	浜ノ宮 1	浜ノ宮	
104	I-4654	浜ノ宮 2	浜ノ宮	
105	I-4655	浜ノ宮 3	浜ノ宮	
106	I-4656	浜ノ宮 4	浜ノ宮	
107	I-4657	浜ノ宮赤色 1	浜ノ宮	
108	I-4658	那智の郷 1	川関	
109	I-4659	那智の郷 2	川関	
110	I-4660	那智の郷 3	川関	
111	I-4661	天満 2	天満	
112	I-4662	天満 3	天満	
113	I-4663	朝日	朝日	
114	I-4664	天満 4	天満	
115	I-4665	天満 5	天満	
116	I-4666	天満 6	天満	
117	I-4667	天満 7	天満	
118	I-4668	天満 8	天満	
119	I-4669	勝浦 1	勝浦	
120	I-4670	勝浦 2	勝浦	
121	I-4671	越乃湯	湯川	
122	I-4672	湯川越瀬 1	湯川	
123	I-4673	中ノ島	勝浦	
124	I-4674	湯川福井	湯川	
125	I-4675	湯川 1	湯川	
126	I-4676	湯川 2	湯川	
127	I-4677	倍地 1	湯川	
128	I-4678	湯川温泉	湯川	
129	I-4679	二河 3	二河	
130	I-4680	二河 4	二河	
131	I-4681	二河 5	二河	
132	I-4682	二河 6	二河	
133	I-4683	グリーンピア 1	市屋	
134	I-4684	グリーンピア 2	市屋	
135	I-4685	グリーンピア 3	市屋	
136	I-4686	小匠 2	小匠	
137	I-4687	長井 4・長井・長井（2）	長井	
138	I-4688	楠橋 2・楠橋	中ノ川	
139	I-4689	南大居 2・南大居	南大居	
140	I-4690	南大居 3	南大居	
141	I-4691	寺地前 2・寺地前	南大居	
142	I-4692	南大居 4	南大居	
143	I-4693	南大居 5	南大居	
144	I-4694	中里 3	中里	
145	I-4695	東山 2	下和田	
146	I-4696	八尺鏡野 3	八尺鏡野	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
147	I-4697	八尺鏡野 2	八尺鏡野	
148	I-4698	森浦 1	市屋	
149	I-4699	馬瀬 1	市屋	
150	I-4700	下里 2	下里	
151	I-4701	下里 3	下里	
152	I-4702	下里 4	下里	
153	I-4703	粉白 3・粉白	粉白	
154	I-4704	粉白 4	粉白	
155	I-4705	岩屋崎 1	浦神	
156	I-4706	浦神西 2	浦神	
157	I-4707	浦神西 3	浦神	
158	I-4708	浦神西 1	浦神	
159	I-80005	宇久井 (1 0 1)	宇久井	
160	I-80006	宇久井 (1 0 2)	宇久井	
161	I-80007	宇久井 (1 0 3)	宇久井	
162	I-80008	橋ノ川 (1 0 1)	橋ノ川	
163	I-80009	市屋 (1 0 1)	市屋	
164	I-80010	市屋 (1 0 2)	市屋	
165	I-80011	市屋 (1 0 3)	市屋	
166	I-80012	市屋 (1 0 4)	市屋	
167	I-80013	那智山 (1 0 4)	那智山	
168	I-80014	那智山 (1 0 5)	那智山	
169	I-80015	那智山 (1 0 6)	那智山	
170	I-80016	那智山 (1 0 7)	那智山	
171	I-80027	高津気 (1 0 1)	高津気	
172	I-80028	田垣内 (1 0 1)	田垣内	
173	II-4636	口色川 2	口色川	
174	II-4637	口色川 3	口色川	
175	II-80001	天満 (1 0 1)	天満	
176	II-80002	天満 (1 0 2)	天満	
177	II-80003	天満 (1 0 3)	天満	
178	II-80004	湯川 (1 0 1)	湯川	
179	II-80005	湯川 (1 0 2)	湯川	
180	II-80006	湯川 (1 0 3)	湯川	
181	II-80007	湯川 (1 0 4)	湯川	
182	II-80008	湯川 (1 0 5)	湯川	
183	II-80009	湯川 (1 0 6)	湯川	
184	II-80010	湯川 (1 0 7)	湯川	
185	II-80011	湯川 (1 0 8)	湯川	
186	II-80012	湯川 (1 0 9)	湯川	
187	II-80013	湯川 (1 1 0)	湯川	
188	II-80014	湯川 (1 1 1)	湯川	
189	II-80015	湯川 (1 1 2)	湯川	
190	II-80016	湯川 (1 1 3)	湯川	
191	II-80017	浦神 (1 0 1)	浦神	
192	II-80018	浦神 (1 0 2)	浦神	
193	II-80019	口色川 2 3	口色川	
194	II-80020	口色川 2 4	口色川	
195	II-80021	口色川 2 5	口色川	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
196	Ⅱ-80022	小阪 1 2	口色川	
197	Ⅱ-80023	小阪 1 3	口色川	
198	Ⅱ-80024	小阪 1 4	口色川	
199	Ⅱ-80025	小阪 1 5	口色川	
200	Ⅱ-80037	小匠 (1 0 1)	小匠	
201	Ⅱ-80038	小匠 (1 0 2)	小匠	
202	Ⅱ-80053	大野 8	大野	
203	Ⅱ-80054	大野 9	大野	
204	Ⅱ-80055	大野 1 0	大野	
205	Ⅱ-80056	大野 1 1	大野	
206	Ⅱ-80057	大野 1 2	大野	
207	Ⅱ-80058	大野 1 3	大野	
208	Ⅱ-80059	大野 1 4	大野	
209	Ⅱ-80071	井鹿 (1 0 1)	井鹿	
210	Ⅱ-80072	井鹿 (1 0 2)	井鹿	
211	Ⅱ-80073	下里 (1 0 1)	下里	
212	Ⅱ-80074	下里 (1 0 2)	下里	
213	Ⅱ-80075	下里 (1 0 3)	下里	
214	Ⅱ-80076	下里 (1 0 4)	下里	
215	Ⅱ-80077	下里 (1 0 5)	下里	
216	Ⅱ-80078	下里 (1 0 6)	下里	
217	Ⅱ-80092	宇久井 (1 0 4)	宇久井	
218	Ⅱ-80093	宇久井 (1 0 5)	宇久井	
219	Ⅱ-80094	宇久井 (1 0 6)	宇久井	
220	Ⅱ-80095	宇久井 (1 0 7)	宇久井	
221	Ⅱ-80096	宇久井 (1 0 8)	宇久井	
222	Ⅱ-80097	宇久井 (1 0 9)	宇久井	
223	Ⅱ-80098	宇久井 (1 1 0)	宇久井	
224	Ⅱ-80099	宇久井 (1 1 1)	宇久井	
225	Ⅱ-80100	下和田 (1 0 1)	下和田	
226	Ⅱ-80101	下和田 (1 0 2)	下和田	
227	Ⅱ-80102	二河 (1 0 1)	二河	
228	Ⅱ-80103	二河 (1 0 2)	二河	
229	Ⅱ-80104	二河 (1 0 3)	二河	
230	Ⅱ-80105	二河 (1 0 4)	二河	
231	Ⅱ-80106	二河 (1 0 5)	二河	
232	Ⅱ-80107	八尺鏡野 (1 0 1)	八尺鏡野	
233	Ⅱ-80111	狗子ノ川 (1 0 1)	狗子ノ川	
234	Ⅱ-80112	狗子ノ川 (1 0 2)	狗子ノ川	
235	Ⅱ-80113	狗子ノ川 (1 0 3)	狗子ノ川	
236	Ⅱ-80114	狗子ノ川 (1 0 4)	狗子ノ川	
237	Ⅱ-80115	狗子ノ川 (1 0 5)	狗子ノ川	
238	Ⅱ-80116	浜ノ宮 (1 0 1)	浜ノ宮	
239	Ⅱ-80117	南平野 (1 0 1)	南平野	
240	Ⅱ-80118	南平野 (1 0 2)	南平野	
241	Ⅱ-80119	南平野 (1 0 3)	南平野	
242	Ⅱ-80120	南平野 (1 0 4)	南平野	
243	Ⅱ-80121	南平野 (1 0 5)	南平野	
244	Ⅱ-80122	南平野 (1 0 6)	南平野	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
245	Ⅱ-80123	南平野（１０７）	南平野	
246	Ⅱ-80124	南平野（１０８）	南平野	
247	Ⅱ-80125	橋ノ川（１０２）	橋ノ川	
248	Ⅱ-80126	橋ノ川（１０３）	橋ノ川	
249	Ⅱ-80127	橋ノ川（１０４）	橋ノ川	
250	Ⅱ-80128	橋ノ川（１０５）	橋ノ川	
251	Ⅱ-80129	橋ノ川（１０６）	橋ノ川	
252	Ⅱ-80152	那智山（１０１）	那智山	
253	Ⅱ-80153	那智山（１０２）	那智山	
254	Ⅱ-80154	那智山（１０３）	那智山	
255	Ⅱ-80155	那智山（１０８）	那智山	
256	Ⅱ-80156	高津気（１０２）	高津気	
257	Ⅱ-80157	高津気（１０３）	高津気	
258	Ⅱ-80158	高津気（１０４）	高津気	
259	Ⅱ-80159	高津気（１０５）	高津気	
260	Ⅱ-80160	高津気（１０６）	高津気	
261	Ⅱ-80161	高津気（１０７）	高津気	
262	Ⅱ-80162	高津気（１０８）	高津気	
263	Ⅱ-80163	高津気（１０９）	高津気	
264	Ⅱ-80164	南大居（１０１）	南大居	
265	Ⅱ-80165	南大居（１０２）	南大居	
266	Ⅱ-80166	南大居（１０３）	南大居	
267	Ⅱ-80167	南大居（１０４）	南大居	
268	Ⅱ-80168	南大居（１０５）	南大居	
269	Ⅱ-80169	南大居（１０６）	南大居	
270	Ⅱ-80170	南大居（１０７）	南大居	
271	Ⅱ-80171	坂足（１０１）	坂足	
272	Ⅱ-80172	坂足（１０２）	坂足	
273	Ⅱ-80173	坂足（１０３）	坂足	
274	Ⅱ-80174	田垣内（１０２）	田垣内	
275	Ⅱ-80175	田垣内（１０３）	田垣内	
276	Ⅱ-80176	田垣内（１０４）	田垣内	
277	Ⅱ-80177	田垣内（１０５）	田垣内	
278	Ⅱ-80178	田垣内（１０６）	田垣内	
279	Ⅱ-80179	田垣内（１０７）	田垣内	
280	Ⅱ-80180	田垣内（１０８）	田垣内	
281	Ⅱ-80181	田垣内（１０９）	田垣内	
282	Ⅱ-80182	田垣内（１１０）	田垣内	
283	Ⅱ-80183	熊瀬川（１０１）	熊瀬川	
284	Ⅱ-80184	熊瀬川（１０２）	熊瀬川	
285	Ⅱ-80185	熊瀬川（１０３）	熊瀬川	
286	Ⅱ-80186	熊瀬川（１０４）	熊瀬川	
287	Ⅱ-80187	西中野川（１０１）	西中野川	
288	Ⅱ-80188	西中野川（１０２）	西中野川	
289	Ⅱ-80189	西中野川（１０３）	西中野川	
290	Ⅱ-80190	西中野川（１０４）	西中野川	
291	Ⅱ-80191	西中野川（１０５）	西中野川	
292	Ⅱ-80192	西中野川（１０６）	西中野川	
293	Ⅱ-80193	西中野川（１０７）	西中野川	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
294	Ⅱ-80194	西中野川（108）	西中野川	
295	Ⅱ-80195	西中野川（109）	西中野川	
296	Ⅱ-8083	檜原1	檜原	
297	Ⅱ-8084	檜原2	檜原	
298	Ⅱ-8085	檜原3	檜原	
299	Ⅱ-8086	檜原4	檜原	
300	Ⅱ-8087	坂足1	坂足	
301	Ⅱ-8088	坂足2	坂足	
302	Ⅱ-8089	坂足3	坂足	
303	Ⅱ-8090	坂足4	坂足	
304	Ⅱ-8091	直柱	直柱	
305	Ⅱ-8092	田垣内2	田垣内	
306	Ⅱ-8093	田垣内3	田垣内	
307	Ⅱ-8094	田垣内4	田垣内	
308	Ⅱ-8095	田垣内5	田垣内	
309	Ⅱ-8096	田垣内1	田垣内	
310	Ⅱ-8097	口色川4	口色川	
311	Ⅱ-8098	口色川5	口色川	
312	Ⅱ-8099	大野2	大野	
313	Ⅱ-8100	大野3	大野	
314	Ⅱ-8101	大野4	大野	
315	Ⅱ-8102	大野5	大野	
316	Ⅱ-8103	大野6	大野	
317	Ⅱ-8104	口色川6	口色川	
318	Ⅱ-8105	口色川7	口色川	
319	Ⅱ-8106	口色川8	口色川	
320	Ⅱ-8107	口色川9	口色川	
321	Ⅱ-8108	笠松1	口色川	
322	Ⅱ-8109	口色川10	口色川	
323	Ⅱ-8110	口色川11	口色川	
324	Ⅱ-8111	口色川12	口色川	
325	Ⅱ-8112	口色川13	口色川	
326	Ⅱ-8113	口色川14	口色川	
327	Ⅱ-8114	口色川15	口色川	
328	Ⅱ-8115	口色川16	口色川	
329	Ⅱ-8116	口色川17	口色川	
330	Ⅱ-8117	口色川18	口色川	
331	Ⅱ-8119	口色川20	口色川	
332	Ⅱ-8120	笠松2	口色川	
333	Ⅱ-8121	口色川21	口色川	
334	Ⅱ-8122	口色川22	口色川	
335	Ⅱ-8123	円満寺1	大野	
336	Ⅱ-8124	円満寺2	大野	
337	Ⅱ-8125	熊瀬川2	熊瀬川	
338	Ⅱ-8126	串ノ谷1	熊瀬川	
339	Ⅱ-8127	串ノ谷2	熊瀬川	
340	Ⅱ-8128	上地2	口色川	
341	Ⅱ-8130	小阪3	口色川	
342	Ⅱ-8131	小阪4	口色川	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
343	Ⅱ-8132	小阪 5	口色川	
344	Ⅱ-8134	小阪 7	口色川	
345	Ⅱ-8135	小阪 8	口色川	
346	Ⅱ-8136	小阪 1	口色川	
347	Ⅱ-8137	大栗須 1	南平野	
348	Ⅱ-8138	大栗須 2	南平野	
349	Ⅱ-8139	地下	南平野	
350	Ⅱ-8140	大原	南平野	
351	Ⅱ-8142	井関 2	井関	
352	Ⅱ-8143	井関 3	井関	
353	Ⅱ-8144	井関 4	井関	
354	Ⅱ-8145	井関 5	井関	
355	Ⅱ-8146	那智山	那智山	
356	Ⅱ-8147	市野々 4	那智山	
357	Ⅱ-8148	麓 1	市野々	
358	Ⅱ-8149	麓 2	市野々	
359	Ⅱ-8150	二の瀬 3	市野々	
360	Ⅱ-8151	市野々 5	市野々	
361	Ⅱ-8152	川関 1	井関	
362	Ⅱ-8153	高津気 3	高津気	
363	Ⅱ-8154	高津気 4	高津気	
364	Ⅱ-8155	高津気 5	高津気	
365	Ⅱ-8156	高津気 6	高津気	
366	Ⅱ-8157	高津気 7	高津気	
367	Ⅱ-8158	宇久井 9	宇久井	
368	Ⅱ-8159	宇久井 1 0	宇久井	
369	Ⅱ-8160	宇久井 1 1	宇久井	
370	Ⅱ-8161	宇久井 1 2	宇久井	
371	Ⅱ-8164	宇久井 1 5	宇久井	
372	Ⅱ-8165	宇久井 1 6	宇久井	
373	Ⅱ-8166	宇久井 1 7	宇久井	
374	Ⅱ-8167	狗子ノ川 7	狗子ノ川	
375	Ⅱ-8168	宇久井 1 9	宇久井	
376	Ⅱ-8169	宇久井 2 0	宇久井	
377	Ⅱ-8170	狗子ノ川 1	狗子ノ川	
378	Ⅱ-8171	狗子ノ川 2	狗子ノ川	
379	Ⅱ-8172	浜ノ宮 5	浜ノ宮	
380	Ⅱ-8173	浜ノ宮 6	浜ノ宮	
381	Ⅱ-8174	浜ノ宮 7	浜ノ宮	
382	Ⅱ-8175	浜ノ宮 8	浜ノ宮	
383	Ⅱ-8176	浜ノ宮赤色 2	浜ノ宮	
384	Ⅱ-8177	川関 2	井関	
385	Ⅱ-8178	川関 3	井関	
386	Ⅱ-8179	川関 4	井関	
387	Ⅱ-8180	杵木 2	井関	
388	Ⅱ-8181	杵木 3	井関	
389	Ⅱ-8182	那智の郷 4	井関	
390	Ⅱ-8183	天満 9	天満	
391	Ⅱ-8184	天満 1 0	天満	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
392	Ⅱ-8185	天満 1 1	天満	
393	Ⅱ-8186	天満 1 2	天満	
394	Ⅱ-8187	天満 1 3	天満	
395	Ⅱ-8188	天満 1 4	天満	
396	Ⅱ-8189	天満 1 5	天満	
397	Ⅱ-8190	薬師谷 2	朝日	
398	Ⅱ-8191	湯川越瀬 2	湯川	
399	Ⅱ-8192	湯川越瀬 3	湯川	
400	Ⅱ-8193	天満 1 6	湯川	
401	Ⅱ-8194	湯川越瀬 4	湯川	
402	Ⅱ-8195	湯川越瀬 5	湯川	
403	Ⅱ-8196	湯川 3	湯川	
404	Ⅱ-8197	湯川 4	湯川	
405	Ⅱ-8198	倍地 2	湯川	
406	Ⅱ-8199	向芝 2	湯川	
407	Ⅱ-8200	倍地 3	湯川	
408	Ⅱ-8201	湯川 5	湯川	
409	Ⅱ-8202	湯川 6	湯川	
410	Ⅱ-8203	湯川 7	湯川	
411	Ⅱ-8204	橋ノ川 1	橋ノ川	
412	Ⅱ-8205	二河 1 1	二河	
413	Ⅱ-8206	二河 1 2	二河	
414	Ⅱ-8207	二河 7	二河	
415	Ⅱ-8208	竹向 2	二河	
416	Ⅱ-8209	二河 8	二河	
417	Ⅱ-8211	左畑 1	二河	
418	Ⅱ-8212	市屋 2	市屋	
419	Ⅱ-8213	上平瀬 1	西中野川	
420	Ⅱ-8214	上平瀬 2	西中野川	
421	Ⅱ-8215	下平瀬 1	西中野川	
422	Ⅱ-8216	西中野川 1	西中野川	
423	Ⅱ-8217	西中野川 2	西中野川	
424	Ⅱ-8218	瀬越 1	西中野川	
425	Ⅱ-8219	瀬越 2	西中野川	
426	Ⅱ-8220	西中野川 3	西中野川	
427	Ⅱ-8221	小匠 6	小匠	
428	Ⅱ-8222	小匠 7	小匠	
429	Ⅱ-8223	出合 1	小匠	
430	Ⅱ-8224	出合 2	小匠	
431	Ⅱ-8225	小匠 5	小匠	
432	Ⅱ-8226	長井 5	長井	
433	Ⅱ-8227	南大居 6	高遠井	
434	Ⅱ-8228	中ノ川 2	中ノ川	
435	Ⅱ-8229	中ノ川 3	中ノ川	
436	Ⅱ-8230	南大居 7	南大居	
437	Ⅱ-8231	南大居 8	南大居	
438	Ⅱ-8232	南大居 9	南大居	
439	Ⅱ-8233	井鹿 4	井鹿	
440	Ⅱ-8234	井鹿 5・井鹿	井鹿	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
441	Ⅱ-8235	井鹿 6	井鹿	
442	Ⅱ-8236	井鹿 7	井鹿	
443	Ⅱ-8237	井鹿 2	井鹿	
444	Ⅱ-8238	井鹿 3	井鹿	
445	Ⅱ-8239	南大居 1 0	南大居	
446	Ⅱ-8240	内ヲ地 2	南大居	
447	Ⅱ-8241	内ヲ地 3	南大居	
448	Ⅱ-8242	南大居 1 1	南大居	
449	Ⅱ-8243	南大居 1 2	南大居	
450	Ⅱ-8244	中里 4	中里	
451	Ⅱ-8245	中里 5	中里	
452	Ⅱ-8246	中里 6	中里	
453	Ⅱ-8247	南大居 1 3	南大居	
454	Ⅱ-8248	上ノ沖 2・岡崎	南大居	
455	Ⅱ-8249	南大居 1 4	南大居	
456	Ⅱ-8250	南大居 1 5	南大居	
457	Ⅱ-8251	大谷 2・田ノ谷	南大居	
458	Ⅱ-8252	大谷 3	南大居	
459	Ⅱ-8253	大谷 1	南大居	
460	Ⅱ-8254	庄 2・庄	庄	
461	Ⅱ-8255	庄 3	庄	
462	Ⅱ-8256	向地 2	庄	
463	Ⅱ-8257	下和田 3	庄	
464	Ⅱ-8258	下和田 4	下和田	
465	Ⅱ-8259	市屋 3・市屋	市屋	
466	Ⅱ-8260	市屋 4	市屋	
467	Ⅱ-8261	八尺鏡野 5	八尺鏡野	
468	Ⅱ-8262	八尺鏡野 6	八尺鏡野	
469	Ⅱ-8263	駿田 2	八尺鏡野	
470	Ⅱ-8264	八尺鏡野 4	八尺鏡野	
471	Ⅱ-8265	馬瀬 2	市屋	
472	Ⅱ-8266	市屋馬瀬 1	市屋	
473	Ⅱ-8267	森浦 2	市屋	
474	Ⅱ-8268	市屋馬瀬 2	市屋	
475	Ⅱ-8269	馬瀬 3	市屋	
476	Ⅱ-8270	下里 5	下里	
477	Ⅱ-8271	下里 6	下里	
478	Ⅱ-8272	下里 7	下里	
479	Ⅱ-8273	下里 8	下里	
480	Ⅱ-8274	下里 9	下里	
481	Ⅱ-8275	粉白 5	粉白	
482	Ⅱ-8276	粉白 2	粉白	
483	Ⅱ-8277	粉白 6	粉白	
484	Ⅱ-8278	粉白 7	粉白	
485	Ⅱ-8279	粉白 8	粉白	
486	Ⅱ-8280	粉白 9	粉白	
487	Ⅱ-8281	粉白 1 0	粉白	
488	Ⅱ-8282	粉白 1 1	粉白	
489	Ⅱ-8283	粉白 1 2	粉白	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
490	Ⅱ-8284	浦神西 5	浦神	
491	Ⅱ-8285	浦神西 8	浦神	
492	Ⅱ-8287	浦神西 4	浦神	
493	Ⅱ-8429	東側	田垣内	
494	Ⅱ-8430	栗須	大野	
495	Ⅱ-8431	熊瀬川	熊瀬川	
496	Ⅱ-8432	萬野	高津気	
497	Ⅱ-8433	小山前	高津気	
498	Ⅱ-8434	寺の下	高津気	
499	Ⅱ-8435	藤畑	二河	
500	Ⅱ-8436	小畑の洞 1	小匠	
501	Ⅱ-8437	小畑の洞 2	小匠	
502	Ⅱ-8438	水尾口	井鹿	
503	Ⅱ-8439	山本・井鹿	井鹿	
504	Ⅱ-8440	倉本	南大居	
505	Ⅲ-4516	大野 7	大野	
506	Ⅲ-4517	笠松 3	口色川	
507	Ⅲ-4519	市野々 6	市野々	
508	Ⅲ-4520	二の瀬 4	市野々	
509	Ⅲ-4521	牧野々 3	井関	
510	Ⅲ-4522	高津気 8	高津気	
511	Ⅲ-4523	高津気 9	高津気	
512	Ⅲ-4524	宇久井 2 3	宇久井	
513	Ⅲ-4525	御殿場 1	宇久井	
514	Ⅲ-4526	御殿場 2	宇久井	
515	Ⅲ-4527	宇久井 2 4	宇久井	
516	Ⅲ-4529	宇久井 2 6	宇久井	
517	Ⅲ-4530	長野	宇久井	
518	Ⅲ-4531	狗子ノ川 3	狗子ノ川	
519	Ⅲ-4532	東志色 1	浜ノ宮	
520	Ⅲ-4533	東志色 2	浜ノ宮	
521	Ⅲ-4534	浜の宮 9	浜ノ宮	
522	Ⅲ-4535	川関 5	井関	
523	Ⅲ-4537	天満 1 8	天満	
524	Ⅲ-4538	天満 1 9	天満	
525	Ⅲ-4539	天満 2 0	天満	
526	Ⅲ-4540	大谷 5	天満	
527	Ⅲ-4541	大谷 6	天満	
528	Ⅲ-4542	天満 2 1	天満	
529	Ⅲ-4543	大碓 2	天満	
530	Ⅲ-4544	湯川越瀬 6	湯川	
531	Ⅲ-4545	湯川 8	湯川	
532	Ⅲ-4546	湯川 9	湯川	
533	Ⅲ-4547	橋の川 2	橋ノ川	
534	Ⅲ-4549	二河 1 0	二河	
535	Ⅲ-4550	下平瀬 2	西中野川	
536	Ⅲ-4551	小匠 9・小匠 (1)	小匠	
537	Ⅲ-4552	小匠 1 0・小匠 (1)	小匠	
538	Ⅲ-4553	中ノ川 4・中ノ川	中ノ川	

No.	区域番号	区域名	大字	備考
539	Ⅲ-4554	井鹿 1 0	井鹿	
540	Ⅲ-4555	庄 4	庄	
541	Ⅲ-4556	市屋 5	市屋	
542	Ⅲ-4557	馬瀬 4	市屋	
543	Ⅲ-4558	市屋 6	市屋	
544	Ⅲ-4559	市屋 7	市屋	
545	Ⅲ-4560	天満 2 2	下里	
546	Ⅲ-4561	粉白 1 3 ・ 粉白	粉白	
547	Ⅲ-4562	粉白 1 4	粉白	
548	Ⅲ-4563	粉白 1 5	粉白	
549	Ⅲ-4568	岩屋崎 2	浦神	
550	Ⅲ-4573	浦神西 9	浦神	
551	Ⅲ-4574	浦神東 4 ・ 浦神 (2)	浦神	
552	Ⅲ-4620	南平野	南平野	

02-06-00 水防上注意すべきため池

池 名	区 域	堤 長 (m)	堤 高 (m)	総貯水量 (千 m ³)	受益面積 (ha)
笹の子池	湯 川	51.0	10.0	11.459	0.0
広 芝 池	湯 川	46.8	6.2	23.849	0.3
橋 の 川 池	橋 ノ 川	37.5	9.2	5.154	2.8
粉 白 池	粉 白	55.0	9.2	22.758	0.4
与 根 子 池	市 屋	124.0	5.4	107.967	31.9
与根子(新)池	市 屋	69.0	13.7	115.788	31.9
大 谷 池	南 大 居	21.0	4.0	1.537	0.5

02-07-00 海岸重要水防区域

(1) 国土交通省所管

海 岸 名	重要水防区域		備 考
	区 域	延長 (m)	
天満浜の宮	勝 浦	1,200	平成21年度より 海岸事業実施中

(2) 農林水産省所管

海 岸 名	重要水防区域		備 考
	区 域	延長 (m)	
那 智	浜 の 宮	427	漁 港
宇 久 井	宇久井	529	漁 港

02-08-00 道路状況

(1) 管内道路状況

(令和5年4月1日現在)

道 路 延 長 (km)							橋 梁 (m)					
総延長	国 道		県 道		町 道		国 道		県 道		町 道	
	数	延長	数	延長	数	延長	数	延長	数	延長	数	延長
410.37	2	29.80	10	100.47	787	280.10	26	2,513.8	76	1,781.9	168	1,812.5

(2) 町道路状況

(令和6年4月1日現在)

町 道	路 線 数	総延長 (km)	改良済延長 (km)	舗装率 (%)
1 級 町 道	26	35.923	16.871	84.85
2 級 町 道	15	35.599	4.285	67.21
その他町道	746	240.498	56.751	55.13

(3) 主要県道

(令和5年4月1日現在)

主 要 県 道	起 点 ～ 終 点	実延長 (km)	改良済延長 (km)
那智勝浦古座川線	那智勝浦町浜ノ宮 247-4 ～ 古座川町明神 443	30.948	14.432
那智勝浦熊野川線	那智勝浦町箆 2186-6 ～ 熊野川町日足 876-2	27.880	12.720
那智勝浦本宮線	那智勝浦町八尺鏡野 587-2 ～ 田辺市本宮町請川 80地先	41.474	21.355
那智山勝浦線	那智勝浦町那智山 450 ～ 那智勝浦町勝浦 442-9	14.682	14.580

(4) 一般県道

(令和5年4月1日現在)

一 般 県 道	起 点 ～ 終 点	実延長 (km)	改良済延長 (km)
長井古座線	那智勝浦町出合 943 ～ 古座町田原 370-3	7.926	3.053
南平野下里停車場線	那智勝浦町南平野 1933 ～ 那智勝浦町下里 662-1	11.990	3.319
勝浦港湯川線	那智勝浦町築地 1-3-29 ～ 那智勝浦町湯川 1062	3.578	2.478
宇久井港線	那智勝浦町宇久井 1432-1 ～ 那智勝浦町宇久井 365-2	1.188	1.188
紀伊勝浦停車場線	那智勝浦町築地 1-1 ～ 那智勝浦町築地 1181	0.215	0.215
太地港下里線	太地町太地 3372-1 ～ 那智勝浦町八尺鏡野 587-1	3.224	1.661

02-09-00 都市計画道路・公園の状況

都市計画道路の現況

(令和6年4月1日現在)

都市計画道路名	計画延長 (m)	幅員 (m)	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)
那智勝浦新宮道路	11,500	22	0	11,500
天満丹敷浦線	310	16～22	0	0
湯川浜の宮線	2,512	15	800	1,712
那智駅前線	61	15	0	0
去来潟線	210	15	210	0
勝浦臨海線	1,950	15	1,410	0
勝浦丹敷浦線	280	12	0	0
神明港線	540	11～12	540	0
那智勝浦線	830	11	830	0
勝浦港線	720	14	688	0
神角入船小坂線	2,160	8	1,600	100
神明去来潟線	500	8	200	300
天満駅下奥地道線	241	8	0	0
夏山湯川線	844	8	844	0
勝浦湯川駅前線	2,430	12	400	400
15 路線	25,088		7,522	14,012

都市計画公園の現況

公園名	種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
北浜公園	街区	0.14	0.14
築地公園	〃	0.14	0.14
朝日公園	〃	0.48	0.48
駿田公園	〃	0.15	0.15
天満公園	近隣	3.00	1.70
勝浦公園	総合	5.20	0.00
那智勝浦海浜公園	〃	11.20	5.50
7 ケ 所		20.31	8.11

02-10-00 給水用資機材、水道施設

給水用資機材

名 称	数 量	備 考
給水タンク	21基	1.0m ³ /3基 0.5m ³ /18基
給水袋	5,600枚	60/ 5,600枚
給水車	1台	3m ³

水道施設

施設名	取水量 (日最大)	施設	所在地
太田川浄水場	12,925m ³	取水源・浄水池・配水池・管理棟	南大居
市野々浄水場	825m ³	取水源・浄水池・配水池・管理棟	市野々
宇久井浄水場	1,870m ³	水源地・配水池・管理棟	高津気
計	15,620m ³		

02-11-00 文化財一覧

世界遺産

名 称	登 録 年 月	所 在 地
那智大滝	平 16 年 7 月	那智山
熊野参詣道（中辺路）〔熊野古道〕 （大辺路）	平 16 年 7 月 平 28 年 10 月追加	浜ノ宮 市野々～口色川 宇久井、狗子ノ川、湯川、二河、 浦神
青岸渡寺	平 16 年 7 月	那智山
熊野那智大社	平 16 年 7 月	那智山
那智原始林	平 16 年 7 月	那智山
補陀洛山寺	平 16 年 7 月	浜ノ宮

ユネスコ無形文化遺産

名 称	認定年月	所在地
那智の田楽	平 24 年 12 月	那智山

日本遺産

名 称	登録年月	所在地
鯨とともに生きる	平 28 年 4 月 平 29 年 4 月追加	浦神、浜ノ宮、那智山、宇久井
1300 年つづく日本の終活の旅 ～西国世三所観音巡礼～	令和元年 5 月	那智山

国指定文化財

有形文化財（重要文化財）

※ 建造物

種別	名 称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
建造物	那智山青岸渡寺本堂	1 棟	明 37. 2. 18	桃山	那智山	那智山青岸渡寺
	附厨子	1 基	昭 41. 6. 11			
〃	那智山青岸渡寺 宝篋印塔	1 基	昭 28. 3. 31	鎌倉	〃	〃
〃	熊野那智大社	8 棟	平 7. 12. 26	江戸	〃	熊野那智大社

※ 美術工芸品

種 別	名 称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
彫 刻	木造阿弥陀如来 坐像	1 軀	昭 44. 6. 20	平安	下和田	大泰寺
〃	木造千手観音 立像	〃	昭 57. 6. 5	〃	浜ノ宮	補陀洛山寺
〃	木造男神坐像二 女神坐像一	3 軀	昭 57. 6. 5	〃	〃	熊野三所大神社
〃	古銅印	1 顆	昭 30. 12. 28	〃	那智山	熊野那智大社
考古資料	銅造如来 立像	1 軀	昭 12. 5. 25	〃	〃	那智山青岸渡寺
〃	銅造観音菩薩 立像	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	金銅大日如来 坐像	〃	〃	〃	〃	〃
〃	金銅薄肉阿閼如来坐像	1 面	〃	〃	〃	〃
〃	金銅薄肉宝生如来坐像	〃	〃	〃	〃	〃
〃	金銅薄肉不空成就如来坐像	〃	〃	〃	〃	〃
〃	金銅薄肉金剛宝菩薩坐像 （那智山経塚出土）	〃 （上 8 点）	〃	〃	〃	〃

種 別	名 称	員数	指定年月日	年代	所在地	所有者・管理者
工 芸	金銀装宝剣拵	1 具	大 2. 4. 14	江戸	〃	熊野那智大社
	附銅鍍儀銀箱	1 箇				
文	熊野那智大社文書 46 巻 11 冊、2 帖 2 枚	46 巻	昭 52. 6. 11	平安～江戸	〃	〃

記念物

※ 史跡・名勝・天然記念物

種 別	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
天然記念物	那智原始林	昭 3. 3. 3	市野々	熊野那智大社
名 勝	那智大滝	昭 47. 7. 11	那智山	〃
史 跡	下里古墳	昭 51. 2. 24	下里	那智勝浦町
〃	熊野参詣道	平 12. 11. 2 平 27. 10. 7 追加	市野々王子跡と浜ノ宮王子跡を含む	管理団体：那智勝浦町
〃	熊野三山	平 14. 12. 19	那智山・浜ノ宮（社寺境内等）	熊野那智大社・青岸渡寺・補陀洛山寺

民俗文化財

※ 重要無形民俗文化財

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
民俗芸能	那智の田楽	1 件	昭 51. 5. 4	那智山	保存会
風俗慣習	那智の扇祭り	1 件	平 27. 3. 2	那智山	保存会

登録有形文化財

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
建造物	紀南教会	1 件	平 18. 8. 3	下里	日本基督教団
〃	楞嚴寺本堂	1 件	令 3. 6. 24	大野	楞嚴寺
〃	楞嚴寺石段及び石垣	1 件	令 3. 6. 24	大野	楞嚴寺

県指定文化財

有形文化財

※ 建造物

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
建造物	阿弥陀寺 大師堂	1 棟	昭 56. 7. 13	南平野	阿弥陀寺

※ 美術工芸品

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
彫 刻	懸 仏	3 面	昭 38. 3. 26	下和田	大泰寺
〃	木造 役行者 同脇侍像	3 軀	昭 40. 4. 14	那智山	熊野那智大社
	同錫杖				
〃	木造金剛力士 立像（仁王像）	2 軀	平 2. 4. 18	〃	那智山青岸渡寺
〃	木造天部形 立像	〃	〃	浜ノ宮	〃
〃	木造熊野十二所権現古神像	15 軀	平 20. 6. 24	那智山	熊野那智大社
〃	木造女神 坐像	1 軀	平 21. 3. 17	〃	〃
絵	熊野曼荼羅	1 幀	昭 40. 4. 14	〃	〃

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
絵	熊野権現曼荼羅	1 幅	〃	〃	〃
〃	那智山古絵図	〃	〃	〃	〃
〃	那智山宮曼荼羅	1 幀	〃	〃	〃
工 芸	熊野那智大社 奉納鏡 (古鏡) (和鏡)	65 面 (2 面) (63 面)	〃	〃	〃
〃	熊野那智大社 奉納鏡類	17 面	昭 52. 3. 16	〃	〃
〃	唐 櫃	1 合	昭 40. 4. 14	〃	〃
〃	大 湯 釜	1 口	〃	〃	〃
〃	鬼 面	1 面	〃	〃	〃
〃	木造 漆塗瓶子	2 口	〃	〃	〃
〃	御宸翰木牌	1 片	〃	〃	〃
〃	鉄 燈 籠	1 基	〃	〃	〃
〃	神 輿 (旧宮殿)	2 基	〃	〃	〃
〃	銅製 金鼓 (鰐口)	1 個	〃	〃	〃
〃	銅製 擬宝珠	3 個	〃	〃	〃
〃	銅燈籠蓋	1 個	〃	〃	〃
〃	銅 花 瓶	1 口	昭 46. 3. 22	浜ノ宮	補陀洛山寺
〃	銅仏餉鉢	1 口	〃	〃	〃
〃	鰐口	1 口	平 20. 6. 24	那智山	那智山青岸渡寺
〃	梵鐘	1 口	〃	〃	〃
考	花山法皇 御籠所跡出土品物 附 石櫃	2 個 1 個	昭 40. 4. 14	〃	熊野那智大社
〃	那智山経塚出土品	一括	平 21. 3. 17	〃	〃
〃	那智山経塚出土品	一括	〃	〃	那智山青岸渡寺

記念物

※ 史跡・天然記念物

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
史 跡	山上不動堂跡	1 件	昭 33. 4. 1	那智山	熊野那智大社
〃	龜山天皇御卒塔婆建立地跡	1 件	〃	〃	〃
〃	花山法皇御籠所跡	1 件	〃	〃	〃
〃	中世行幸啓御泊所跡	2 件	〃	〃	〃
	(実方院)				熊野那智大社
	(尊勝院)				那智山青岸渡寺
〃	多富氣王子跡	1 件	〃	〃	熊野那智大社
〃	大泰寺の板碑	1 件	昭 38. 3. 26	下和田	大泰寺
天然記念物	那智の樟	1 本	昭 33. 4. 1	〃	熊野那智大社
〃	那智山旧参道の杉並木	1 件	〃	〃	〃
〃	しいの老樹	1 本	〃	下和田	大泰寺
〃	ヤマザクラの名木	1 本	昭 40. 4. 14	那智山	熊野那智大社
〃	枝垂ザクラ	1 本	〃	〃	〃

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
天然記念物	イヌグスの大木	1 本	〃	〃	那智山青岸渡寺
〃	モッコクの大樹	1 本	〃	〃	熊野那智大社

民俗文化財

※ 有形民俗文化財

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
民俗文化財	牛 頭	1 個	昭 40. 4. 14	那智山	熊野那智大社
〃	熊野那智山祭様式 図絵	1 幅	〃	〃	〃
〃	那智山田楽資料一括	9 点	〃	〃	〃

※ 無形民俗文化財

種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
民俗文化財	熊野田搔競牛	1 件	昭 35. 3. 12	那智勝浦町 串本町・古座川町	保存会
〃	高芝の獅子舞	1 件	昭 40. 9. 20	高芝	〃
〃	櫓 踊	1 件	昭 47. 4. 13	浜ノ宮	〃

町指定文化財

有形文化財

※ 建造物

種 別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
建造物	宝篋印塔	1 基	昭 60. 8. 1	那智山	那智山青岸渡寺
〃	大泰寺 薬師堂	1 棟	〃	下和田	大泰寺
〃	宝泰寺 山 門	1 棟	〃	口色川	宝泰寺
〃	奥ノ院 五輪塔	1 基	〃	那智山	奥ノ院

※ 美術工芸品

種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
彫 刻	役 行 者 木 像	1 軀	昭 47. 12. 12	那智山	那智山青岸渡寺
〃	奥ノ院 法燈国師 坐像	〃	昭 60. 8. 1	〃	奥ノ院
〃	補陀洛山寺 梵天 立像	〃	〃	浜ノ宮	補陀洛山寺
〃	補陀洛山寺 帝釈天立像	〃	〃	〃	〃
〃	大雲取地藏	33 軀	〃	口色川	宝泰寺
〃	妙 法 山 大師像	1 軀	〃	南平野	阿弥陀寺
〃	馬頭観音 懸 仏	1 面	〃	田垣内	宝珠寺
〃	大 野 大師像	1 軀	〃	大野	楞巖寺
工 芸	能 面	3 面	昭 47. 12. 12	〃	色川神社
〃	伎 楽 面	6 面	〃	〃	〃
〃	籠 頭	1 個	〃	〃	〃
〃	経 箱	3 個	〃	〃	楞巖寺
〃	宝 鼎	1 基	昭 46. 3. 26	浦神	塩竈神社
〃	経箱・経文	11 巻 1 合	昭 60. 8. 1	奈良国立博物館	那智勝浦町

種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
工 芸	那智大社 石燈籠	1 基	〃	那智山	熊野那智大社
〃	大 神 社 石燈籠	1 個	〃	浜ノ宮	熊野三所大神社
〃	妙 法 山 梵 鏡	1 口	〃	南平野	阿弥陀寺
絵 画	絵馬	2 面	昭 46. 3. 26	浦神	塩竈神社
〃	那智曼荼羅	1 幅	〃	浜ノ宮	補陀洛山寺
〃	補陀洛山寺の渡海舟の板絵	2 枚	平 3. 2. 13	浜ノ宮	補陀洛山寺
書 跡	大般若經	600 卷	昭 47. 12. 12	大野	楞嚴寺
〃	紺紙金泥 法華經	10 卷	〃	宇久井	延命寺
〃	佐藤春夫の秋刀魚の歌の歌碑原本	1 枚	平 3. 2. 13	那智勝浦体育文化会館	那智勝浦町
〃	青岸渡寺の権現講式	1 卷	〃	那智山籠宝殿	那智山青岸渡寺
古文書	色川文書	2 卷	昭 60. 8. 1	大野	大野区
考古資料	下里古墳出土品	一括	平 24. 2. 23	二河	那智勝浦町
歴史資料	天満の天津浪記念碑	1 基	平 26. 3. 11	天満	天満区

記念物

※ 史跡・名勝・天然記念物

種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
史 跡	郷 倉	2 件	昭 45. 3. 1	市野々	市野々区
〃	清水氏館跡	1 件	昭 60. 8. 1	口色川	個 人
〃	色川土石流犠牲者供養岩	1 件	平 28. 6. 7	大野	個 人
〃	尻剣谷製錬所跡	1 件	平 30. 3. 15	市野々	個 人
天然記念物	柿 の 木	1 本	昭 47. 12. 12	井関	阿弥陀寺
〃	けやきの木	1 本	昭 60. 8. 1	口色川	杉本神社
〃	うばめ櫓の木	1 本	〃	勝浦	那智勝浦町
〃	浦神の虫喰岩	1 件	平 22. 5. 10	浦神	個 人
〃	大勝浦の泥ダイアピル岩体	1 件	平 26. 3. 11	勝浦	和歌山県
〃	宇久井の火砕岩岩脈	1 件	〃	宇久井	那智勝浦町
名 勝	山 成 島	1 件	昭 60. 8. 1	勝浦	那智勝浦町

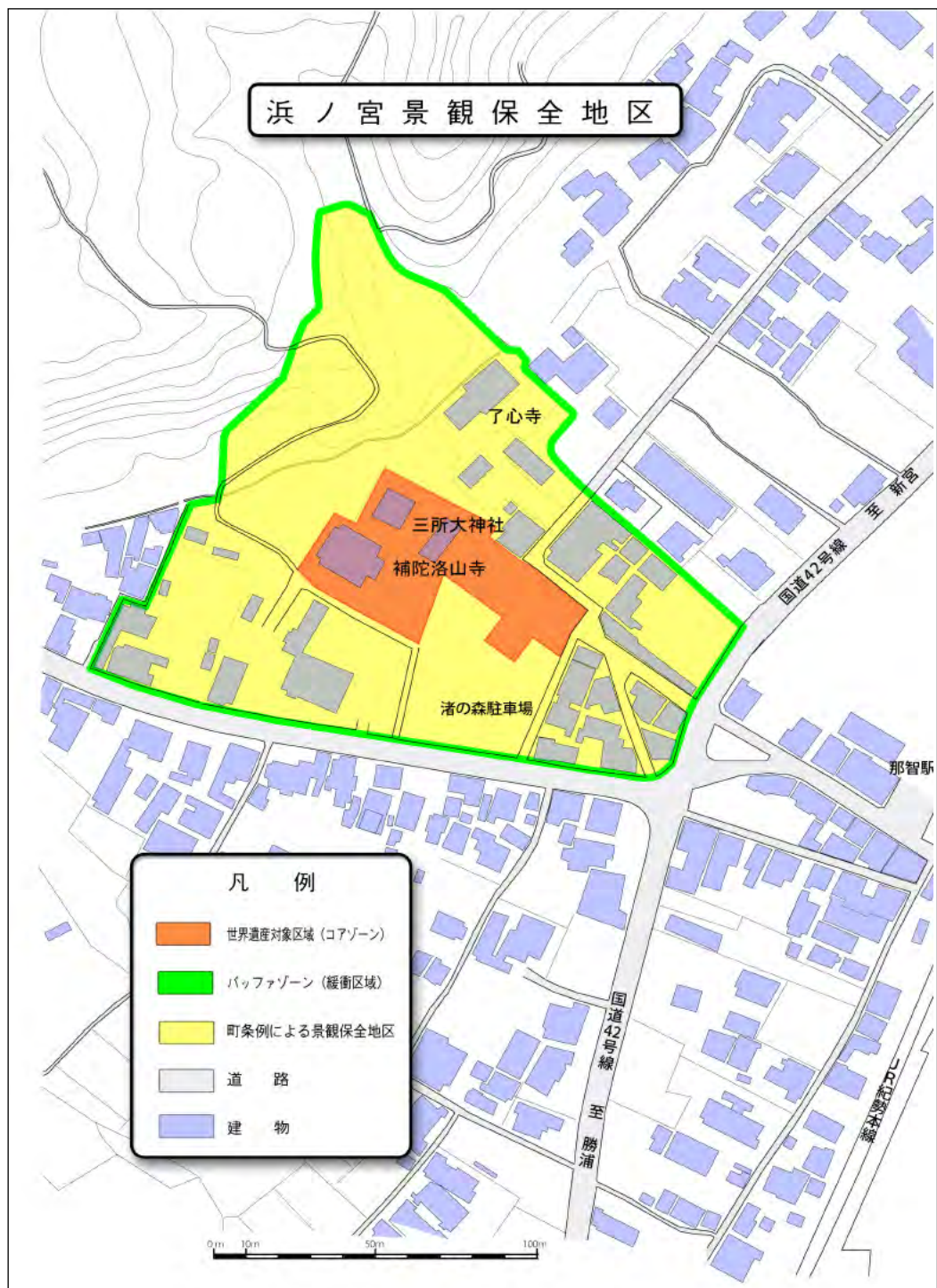
民俗文化財

※ 有形民俗文化財

種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
民俗文化財	川関の庚申塔	1 基	昭 60. 8. 1	川関	川関区
〃	青い目の人形	1 体	平 21. 4. 25	宇久井	宇久井小学校

※ 無形民俗文化財

種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
民俗文化財	色川の万才楽	1 件	平 3. 2. 13	大野	大野区
〃	勝浦八幡神社例祭舟渡御神事	1 件	平 16. 9. 1	勝浦	八幡神社



02-12-01 危険物貯蔵所、危険物取扱所

危険物貯蔵所

(令和5年3月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所							
	屋 内 貯 蔵 所	屋外タンク貯蔵所		屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所
			準判定					
0	3	10	0	5	20	0	16	0

危険物取扱所

(令和5年3月31日現在)

取 扱 所						
給 油 取扱所	第 1 種販売 取 扱 所	第 2 種販売 取 扱 所	移送取扱所		一 般 取扱所	事 業 所
				特定		
16					8	41

02-12-02 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所

高圧ガス・液化石油ガス関係事業所（県所管）

高圧ガス保安法						液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
製造施設				貯蔵	販売	販売	保安機関
一般	液石	コンビ	一般・液石兼業				
2	3			2	11	9	9

02-13-00 避難施設一覧

(令和6年4月1日現在)

地区	名称	所在地	指定避難所			指定緊急避難場所			収容人数
			津波	風水害	土砂災害	津波	風水害	土砂災害	
宇久井	宇久井小学校	宇久井214	●	●	●	●	●	●	246
	宇久井中学校	宇久井1073	●	●	●	●	●	●	272
	宇久井ビジターセンター	宇久井830				●			
	延命寺	宇久井607				○			
	延命寺裏山	宇久井				○			
	県営住宅宇久井団地	宇久井498-1				●			
	介護老人保健施設ルビナス	宇久井714-3				●			
	宇久井区緊急避難場所（出見世）	宇久井				○			
	宇久井区緊急避難場所（向地）	宇久井				○			
	里団地裏山	宇久井				○			
	宇久井区民会館	宇久井236		○	○				72
	里地区津波避難タワー	宇久井				●			
湊	湊区緊急避難場所	宇久井				○			
	国道42号 ニュータウン入口交差点付近	宇久井				○			
	湊区民会館	宇久井1157		○	○				70
	湊地区津波避難タワー	宇久井				●			
ニュータウン	ニュータウン勝浦区コミュニティセンター	宇久井1730-154	○	○	○				67
狗子ノ川	狗子ノ浦山側	狗子ノ川				○			
	狗子ノ川青年会館	狗子ノ川341		○	○				100
高津気	高津気区民会館	高津気269		○	○				44
市野々	市野々小学校	市野々2604	●	●	●		●	●	216
井関	青彦神社裏山	井関				○			
	井関区緊急避難場所①	井関				○			
	井関区緊急避難場所②	井関				○			
	牧野々緊急避難場所①	川関				○			
	牧野々緊急避難場所②	川関				○			
川関	天与寺	川関259		○	○		○	○	50
	天与寺裏山	川関259				○			
	飛鳥神社裏山	川関				○			
	那智の郷コミュニティセンター	川関1442-12	○	○		○	○		29
	那智の郷団地上部	川関				○			
	川関インター入口付近	川関				●			
	川関インター那智の郷側	川関				●			
	川関インター天満側	川関				●			
浜ノ宮	川関児童会館	川関341			○				40
	浜ノ宮区緊急避難場所	浜ノ宮				○			
	国道42号 赤色の浜方面	浜ノ宮				○			
	了心寺	浜ノ宮485					○	○	
天満	浜ノ宮会館	浜ノ宮478		○	○				50
	那智中学校	天満1693	●	●	●	●	●	●	415
	那智中学校裏山	天満				○			
	勝浦観光ホテル駐車場	天満1530				●			
	福祉健康センター	天満1418-2	●	●	●	●	●	●	176
	福祉健康センター裏広場	天満1418-2					○	○	
	天満区民会館	天満1651		○	○				88
	天満公民館	天満199	○	○	○	●	●	●	140
	老人親いの家	天満482-1		○	○				100
	町民センター	天満1497	●	●	●	●	●	●	221
	天満公園（広場）	天満1784					○	○	
	天満保育園	天満147				●			
	天満倉庫	天満307				●			
	体育文化会館	天満441-8				●			
	天満地区津波避難タワー	天満一丁目				●			

地区	名称	所在地	指定避難所			指定緊急避難場所			収容人数
			津波	風水害	土砂災害	津波	風水害	土砂災害	
朝日	駿田山	天満1294-1				●			
	旭ヶ丘団地	天満				●			
	朝日区緊急避難場所	勝浦				○			
	エステートウチダⅡ	朝日4丁目91				●			
	NTT那智勝浦別館ビル	朝日4丁目3				●			
	朝日区民会館	朝日2丁目179		○	○				69
	朝日公園（広場）	朝日3丁目136					○	○	
	新宮信用金庫 勝浦支店	朝日2丁目165-3				●			
勝浦	町立温泉病院駐車場	天満1185-4				●			
	勝浦小学校	勝浦816	●	●	●	●	●	●	275
	勝浦小学校緊急避難場所	勝浦				●			
	海翁禅寺	勝浦642				○	○	○	
	椎ノ浦防災公園	勝浦583				●			
	勝浦二区緊急避難場所	勝浦				○			
	勝浦三区緊急避難場所	勝浦				○			
	北浜区緊急避難場所（神明山）	勝浦				○			
	北浜区緊急避難場所（浦島山）	勝浦				○			
	ビジネスホテルブルーハーバー	勝浦434-2				●			
	料理旅館 万清楼	勝浦448				●			
	小坂山	北浜				●			
	温泉民宿 小阪屋	北浜1丁目18				●			
	勝浦漁港人工地盤	築地7丁目7				●			
	勝浦海産物センター（日中のみ）	築地5丁目1-1				●			
	紀伊勝浦郵便局	築地7丁目10-1				●			
	那智勝浦町商工会館（日中・平日のみ）	築地8丁目5-1				●			
	パチンコ東京勝浦店 立体駐車場	湯川897-96				●			
	国道42号 湯川トンネル方向	湯川				○			
三川	湯泉寺	湯川1094	○			○			34
	在の内避難場所	湯川				●			
	国道42号 桜ヶ丘団地入口交差点付近	湯川				○			
	二河区民会館	二河344		○	○				60
	二河区民会館裏山	二河				○			
	二河地区津波避難タワー	二河181-4				●			
	ゆりの山温泉付近三叉路	二河				○			
	国道42号 旧グリーンピア南紀方面	二河				○			
色川	教育センター	二河75		●	●		●	●	240
	南平野生活改善センター	南平野1191		○	○				41
	(旧)妙法小学校（グラウンド）	南平野1199					○	○	
	小阪多目的集会所	小阪		○	○				47
	口色川集会所	口色川2486		○	○				75
	色川小学校・色川中学校	大野2410-1	●	●	●		●	●	59
太田	籠ふるさと塾	田垣内2095		○	○				217
	清雲寺	西中野川724-2		○	○		○	○	20
	(旧)出合小学校（グラウンド）	長井					○	○	
	小匠クラブ	小匠721-1		○	○				23
	下長井クラブ	長井776		○	○				34
	宝光寺	長井507					○		
	太田小学校	南大居200	●	●	●		●	●	227
	(旧)太田中学校	南大居					○	○	
	織松寺	中里400					○		
	庄お寺跡（広場）	庄719				○	○	○	
	大泰寺	庄775				○	○	○	
	市屋会館	市屋538-1	○	○		○	○		73
	市屋お寺	市屋902				○	○		
	熊野古道市屋峠地蔵方面	市屋				○			
	国道42号 市屋交差点付近	市屋				○			

地区	名称	所在地	指定避難所			指定緊急避難場所			収容人数
			津波	風水害	土砂災害	津波	風水害	土砂災害	
下里	下里中学校	下里480	●	●	●	●	●	●	284
	下里中学校裏山	下里				○			
	下里小学校	下里2862	●	●	●	●	●	●	231
	下里小学校裏山	粉白				○			
	東牟婁（下里）教職員住宅	下里560-1				●			
	下里地区津波避難タワー	下里909-2				●			
	国道42号 市屋交差点方面	下里				○			
	下里区緊急避難場所①	下里				○			
	下里区緊急避難場所②	下里				○			
	下里区緊急避難場所③	下里				○			
	下里区緊急避難場所④	下里				○			
	県道太地港下里線太地方面	下里				○			
下里天満	下里青年研修所	下里707		○	○				58
	下里天満地区津波避難タワー	下里2511				●			
	稲荷神社付近	下里				○			
	墓地裏山	下里				○			
	下里水路観測所方面	下里				○			
	下里天満区民会館	下里2599		○	○				20
高芝	老人憩いの家（正和荘）	下里2811		○	○				70
	高芝区民会館	下里2952-1		○	○				32
	高芝区緊急避難場所	粉白				○			
八尺鏡野	八尺鏡野区緊急避難場所①	八尺鏡野519				○			
	八尺鏡野区緊急避難場所②	八尺鏡野492				○			
	八尺鏡野区緊急避難場所③	八尺鏡野332				○			
	八尺鏡野区緊急避難場所④	八尺鏡野296				○			
	八尺鏡野区緊急避難場所⑤	下和田26				○			
	国道42号 玉ノ浦トンネル方向	八尺鏡野				○			
粉白	粉白区緊急避難場所（玉ノ浦）	粉白				○			
	粉白区緊急避難場所（ふところ山）	粉白				○			
	国道42号 玉ノ浦トンネル方面	粉白				○			
	粉白区コミュニティセンター	粉白149-2		○	○				27
浦神西	海蔵寺	浦神315	●	●	●	●	●	●	233
	海蔵寺裏山	浦神				○			
	近畿大学水産研究所浦神実験場	浦神468-3				●			
	TR土手付近	浦神				○			
	日和山	浦神				○			
	奥の谷	浦神				○			
	浦神西区緊急避難場所（瀬田①）	浦神				○			
	浦神西区緊急避難場所（瀬田②）	浦神				○			
	浦神西区民会館	浦神1805-2		○	○				80
浦神東	浦神東区緊急避難場所（上地①）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（上地②）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（中地①）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（中地②）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（中地③）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（中地④）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（中地⑤）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（下地①）	浦神				○			
	浦神東区緊急避難場所（下地②）	浦神				○			
	浦神東青年会館	浦神1183-1		○	○				60
	浦神集会所	浦神1298-4		○	○				33

●：災害対策基本法第49条に基づき指定する避難所及び緊急避難場所
○：町が指定する、その他の避難生活施設及び緊急避難場所

02-14-00 災害用備蓄物資保管状況

(令和6年4月1日現在)

保管場所	食料			毛布	パーテーション	段ボール パーテーション	段ボール ベッド	アルミ マット	ガス発電機			ハイブリッド 発電機	移動式 エアコン	トイレ セット	テント	救急箱	投光器	平面 投光器	ランタン	懐中 電灯	ボリタンク (100)	給水袋 (60)	ブルー シート	戸別 受信機	防災 電話	ラジオ	雨衣	生理 用品	担架
	缶詰パン	アルファ米	飲料水(ℓ)						自主防	町	カセット																		
宇久井小学校◆	100	50	60	93		1セット		10		1		1	1				1		1	2									
宇久井中学校◆	2,400		2,400	110				70	1	1		1	1	2			1			1		10				1			
宇久井出張所	150		120	220												2	3										30		
宇久井ビジターセンター	700		240																										
里地区津波避難タワー				100										2								2							
渡地区津波避難タワー				100										2								2							
那智山奥之院				30																									
市野々小学校◆	800	50	1,920	79				72			1	1	1	2		1	2		2			1		1	2				
那智の郷コミュニティセンター				20																									
那智中学校 (体育館) ◆	868	47	586	173		2セット		92	1	1	2	1	1						5	1	2			1	3	1			
那智中学校 (校舎屋上)	250		240	6										2								5							
福祉健康センター	100	245	142	78		36枚	13	10	1	1				2				2	2	5	1		1	1					
町民センター	250	50	112	13				30																					
天満倉庫	576		600					50						2															
天満地区津波避難タワー				200										2								2							
鞍田山	2,800		3,480					20						4															
消防・防災センター															187														
勝浦小学校◆	2,204		2,400	1,680		360枚		50	3	1	6	1	1	2			3		5	6			10	1	3	1			
勝浦防災倉庫	250	6,500	732	500	30部屋分	7セット	10	90						4			3					170					30		2
役場本庁舎	250		72	50				20								1		7	7	29			10			4	150		
水道事業所																					5,600								
教育センター	960	50	1,200	38		72枚														1									
二河区民会館									1	1							1												
湯泉寺				20																									
二河地区津波避難タワー				100										2								2							
色川小学校・中学校◆	300		480	16		1セット		20											1	3				1	3	1			
色川出張所	150		120	43					1							1	3										20		
南平野生活改善センター				10																									
小阪多目的集会所				10			5																						
口色川集会所																													
龍ふるさと塾				10																									
太田小学校◆	600	50	1,200	87		72枚		30	1	1		1	1	2					5			8	1	2					
太田出張所	144		120	20												2													
旧グリーンピア南紀 防災倉庫				500	20部屋分	792枚		400						50	213														

保管場所	食料			毛布	パーテーション	段ボールパーテーション	段ボールベッド	アルミマント	ガス発電機			ハイブリッド発電機	移動式エアコン	トイレセット	テント	救急箱	投光器	平面投光器	ランタン	懐中電灯	ポリタンク(10L)	給水袋(6L)	ブルーシート	戸別受信機	防災電話	ラジオ	雨衣	生理用品	担架
	缶詰・パン	アルファ米	飲料水(L)						自主防	町	カセット																		
下里小学校◆	672		720	53				20	1			1	1	1			1		1					1	2	1			
下里中学校◆	1,500		2,400	81		1セット		46				1	1	1					3	2				1	2				
下里こども園	150		120																										
(旧) 下里出張所				40												1	3										30		
下里天満地区津波避難タワー				100										2									2						
下里地区津波避難タワー				200										2									2						
海蔵寺	700	49	720	43					1					2		1	1						10				1		1
浦神西区民会館				50											100			1								1			
浦神東青年会館				80																									
合計	16,874	7,091	20,184	4,953	50部屋分		28	1,030	11	7	9	8	8	88	500	9	22	10	32	50	3	5,600	236	8	17	11	230	30	3

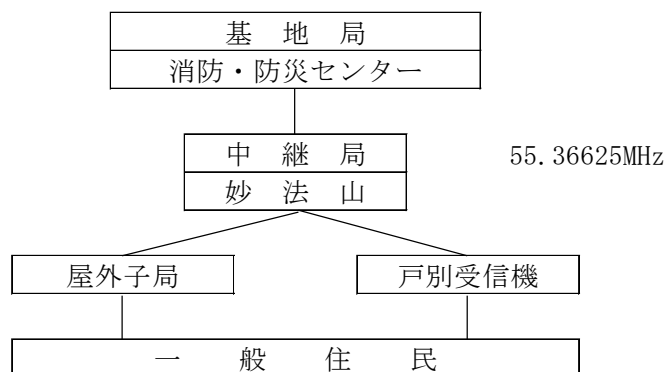
◆：中核避難所

02-15-00 防災行政無線関係

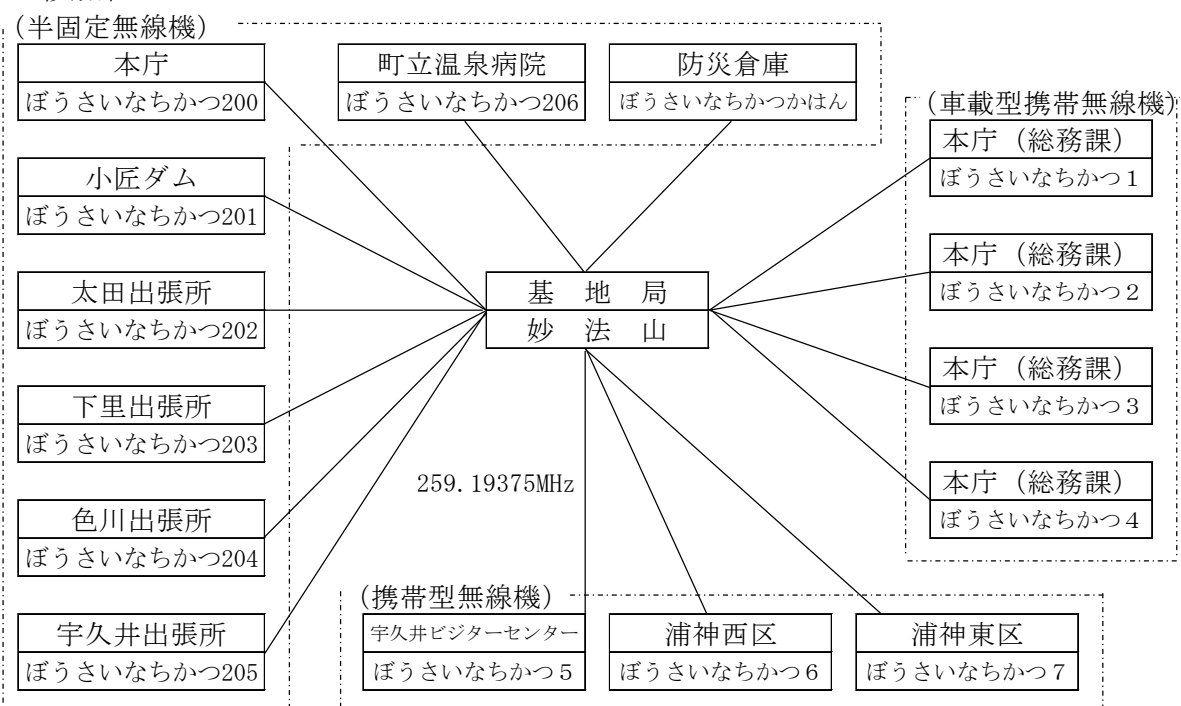
情報システム（防災行政無線）

1. 通信系

☆ 同報系



☆ 移動系



2. 伝達内容及び使用方法

(1) 同報系

- ① 津波注意報、その他の警報等について、国・気象台から受信した場合は、直ちに役場本庁から広報を実施する。
- ② 火災等の周知については、消防・防災センターより広報を実施する。
- ③ 平常時は、時報、行政連絡等を役場本庁から定時に広報する。

(2) 移動系

- ① 災害が発生する恐れがある場合、もしくは災害が発生した場合には現場への指示、現場の状況、災害調査の報告等に使用する。
- ② 平常時には、各課の業務連絡に使用する。

(同報系)

基 地 局	1 局	消防・防災センター
中 継 局	1 局	妙法山
屋 外 子 局	81局	各地区
再 送 信 子 局	4局	井関1、向地・里、口色川1、下里天満

(移動系)

基 地 局	1局	妙法山
陸 上 移 動 局	15局	半固定無線機 8局 本庁、出張所（宇久井、下里、太田、色川） 温泉病院、小匠ダム、防災倉庫 車載型携帯無線機 4局 本庁（総務課） 携帯型無線機 3局 宇久井ビジターセンター、浦神西区、浦神東区

02-16-00 医療関係施設一覧

那智勝浦町内医療施設（病院・医院）

施設名	住所	電話番号 (0735)	標榜している診療科目
町立温泉病院	天満1185-4	52-1055	内科、整形外科、リハビリテーション科、循環器内科、糖尿病内科、小児科、眼科
クリニックルピナス	宇久井714-3	54-1588	心療内科、精神科、神経内科、内科
高橋ファミリークリニック	天満800	29-7385	内科、呼吸器内科、内分泌内科
木下医院	朝日1丁目60	52-2035	内科、外科、胃腸科
日進会病院	朝日1丁目221-1	52-6511	内科
宮本医院	天満283	52-0010	内科、小児科、胃腸内科
清水内科クリニック	下里800-2	58-8051	内科、胃腸科、放射線科
中山医院	宇久井557-13	54-1181	内科、呼吸器科、小児科
色川診療所	口色川1387-1	56-0105	内科(月1回診察)
湯川温泉診療所	二河71	52-1050	内科、リウマチ科、リハビリテーション科
弓場皮膚科	天満1607-2	52-0208	皮膚科、内科
くまのこころのクリニック	天満848-1	52-1556	精神科、心療内科

近隣の主な病院施設

施設名	住所	電話番号 (0735)	標榜している診療科目
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	31-3333	内科、腎臓内科、循環器内科、外科、脳神経内科、脳神経外科、泌尿器科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科、形成外科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科
新宮病院	新宮市仲之町2-1-15	22-5137	内科、リハビリ科
岩崎病院	新宮市三輪崎1384	31-7153	精神科・神経科
くしもと町立病院	串本町サンゴ台691-7	62-7111	内科、外科、整形リハビリテーション科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科
紀南病院	御浜町阿田和4750	05979-2-1333	内科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、婦人科、小児科、皮膚科、脳神経内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、リハビリテーション科

近隣の医療品等取扱業者

業者名	住所	電話番号 (0735)
(株)ケーエスケー新宮支店	新宮市緑ヶ丘1-10-52	22-6151
(株)メディセオ新宮支店	新宮市井の沢10-8	21-2272
(株)スズケン新宮支店	新宮市三輪崎1-6-5	31-2010
アルフレッサ(株)田辺支店 新宮出張所	新宮市新宮3641-1	23-0935

02-17-00 要配慮者利用施設一覧

(令和6年10月1日現在)

番号	施設名称	所在地（大字）	洪水浸水 想定区域	土砂災害 （特別） 警戒区域	津波災害 警戒区域
1	宇久井小学校	宇久井214番地		○	○
2	宇久井学童保育所しらぎく①	宇久井239番地3		○	○
3	南紀ひまわり作業所	宇久井241番地8			○
4	宇久井こども園	宇久井246番地			○
5	通所介護事業所はるかぜ	宇久井271番地			○
6	宇久井学童保育所しらぎく②	宇久井277番地1			○
7	ドマーニ宇久井	宇久井549番地			○
8	デイサービスゆうが	宇久井557番地21			○
9	介護老人保健施設ルピナス	宇久井714番地3		○	○
10	宇久井中学校	宇久井1073番地		○	
11	のの花	市野々2431番地1	○	○	
12	市野々小学校	市野々2604番地	○	○	
13	市野々学童保育所やたがらす	市野々2604番地	○	○	
14	井関保育所	井関918番地5	○	○	
15	放課後等デイサービスホワイトキャンパス	浜ノ宮96番地14	○		○
16	特別養護老人ホーム日好荘那智園	浜ノ宮850番地1		○	
17	特別養護老人ホーム日好荘スマイル	浜ノ宮850番地1		○	
18	天満保育園	天満147番地	○		○
19	デイサービスセンターあんじゅ	天満442番地27			○
20	勝浦こども園	天満796番地3			○
21	デイサービスえがおの杜	天満826番地1			○
22	町立温泉病院	天満1185番地4		○	
23	わかば保育園	天満1373番地1		○	○
24	グループホームかしの木	天満1415番地10		○	○
25	那智中学校	天満1693番地		○	○
26	木下医院	朝日1丁目60番地		○	○
27	かいてきライフハビネス	朝日1丁目120番地			○
28	日進会病院	朝日1丁目221番地1		○	○
29	相談室ラルゴ	朝日2丁目249			○
30	ホームマズルカ	朝日3丁目13番地			○
31	湯ごりの郷	湯川61番地		○	○
32	住宅型有料老人ホーム（デイサービス）Lino	二河15番地		○	○
33	通園くじら	勝浦342番地		○	○
34	勝浦小学校	勝浦816番地		○	
35	勝浦学童保育所くろしお	勝浦816番地		○	
36	かつこ助産院	北浜1丁目13番地			○
37	デイサービスセンターあんじゅ北浜店	北浜1丁目52番地1		○	○
38	色川小学校	大野2410番地1		○	
39	色川中学校	大野2410番地1		○	
40	太田小学校	南大居200番地		○	
41	南大居保育所	南大居393番地	○		
42	いなほ作業所 中里出張所	中里352番地2	○	○	
43	いなほ作業所	中里575番地	○	○	
44	デイサービスセンターゆうゆう	庄520番地	○		
45	太地町社会福祉協議会 デイサービスセンターであい	市屋1056番地8		○	
46	くじらぐも	市屋1056番地8		○	
47	下里こども園	下里90番地1	○		○
48	下里中学校	下里480番地		○	○
49	つつじ園	下里770番地			○
50	いなほ作業所 下里出張所	下里2797番地1			○
51	下里小学校	下里2862番地		○	○
52	下里学童保育所はまぼう	粉白33番地		○	○

02-18-01 港湾施設一覧

港 名	種 別	設立年月日	所在地
浦 神 港	地 方	S28. 8. 1	那智勝浦町
勝 浦 港	地方(避難)	S28. 8. 1	那智勝浦町
宇 久 井 港	地 方	S28. 8. 1	那智勝浦町
新 宮 港	地 方	S45. 3. 12	新宮市、那智勝浦町

02-18-02 ヘリコプターに関する事項

(1) 災害時におけるヘリコプター発着可能及び物資卸下場所

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場 東西(m) 南北(m)	備 考
	住 所	電話番号 (0735)	氏 名	電話番号 (0735)		
勝 浦 小 学 校	勝浦816	52-0116	町教育委員会	52-4686	65×62	南、東に校舎
下 里 中 学 校	下里480	58-0009	町教育委員会	52-4686	98×75	北に校舎
宇 久 井 中 学 校	宇久井1073	54-0013	町教育委員会	52-4686	85×50	北に校舎
木戸浦グラウンド	天満441-8	52-2340	町教育委員会	52-4686	100×120	
天満球場グラウンド	天満1785	52-2340	町教育委員会	52-4686	100×95	東に山
那 智 高 原 公 園	那智山5-3	55-0742	町 長	52-0555	100×38	
那 智 漁 港	浜ノ宮542地先		町 長	52-0555	35×50	
(株)チスイ所有地	宇久井1532周辺		(株)チスイ	23-0930	100×100	
消防・防災センター	天満1244-1	52-0119	町 長	52-0555	20×20	
旧グリーンピア南紀 屋外キャンプ場	市屋		町 長	52-0555	65×30	(管理) 総務課管財係

(2) ヘリコプター（大型）発着可能及び物資卸下場所

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場 東西(m) 南北(m)	備 考
	住 所	電話番号 (0735)	氏 名	電話番号 (0735)		
那 智 高 原 公 園	那智山5-3	55-0742	町 長	52-0555	100×38	
木戸浦グラウンド	天満441-8	52-2340	町教育委員会	52-4686	100×120	オスプレイ可
ホテル浦島駐車場	天満441-16		(株)浦島観光 ホテル	52-1011	100×83	オスプレイ可

(3) ヘリコプター（中型）発着可能及び物資卸下場所

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場 東西(m) 南北(m)	備 考
	住 所	電話番号 (0735)	氏 名	電話番号 (0735)		
消防・防災センター	天満1244-1	52-0119	町 長	52-0555	20×20	
旧グリーンピア南紀 屋外キャンプ場	市屋		町 長	52-0555	65×30	(管理) 総務課管財係
(株)チスイ所有地	宇久井1532周辺		(株)チスイ	23-0930	100×100	
ホテル浦島駐車場	勝浦1061		(株)浦島観光 ホテル	52-1011	70×64	
旧 太 田 中 学 校	南大居220		町教育委員会	52-4686	78×64	北に校舎
籠 ふ る さ と 塾	田垣内2101	55-0742	町 長	52-0555	35×45	東に校舎

(4) ヘリコプター（小型）発着可能及び物資卸下場所

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場 東西(m) 南北(m)	備 考
	住 所	電話番号 (0735)	氏 名	電話番号 (0735)		
朝 日 若 者 広 場	朝日3-136		町 長	52-0555	65×59	
渡 の 島 駐 車 場	勝浦485-12		紀州勝浦 漁業協同組合	52-0951	150×40	
下 里 小 学 校	下里2862	58-0021	町教育委員会	52-4686	70×43	
旧 浦 神 小 学 校	浦神1805		町 長	52-0555	60×40	南に校舎
市 野 々 小 学 校	市野々2604	55-0204	町教育委員会	52-4686	60×60	西に校舎
宇 久 井 小 学 校	宇久井214	54-0012	町教育委員会	52-4686	70×60	東に校舎
福祉健康センター	天満1418-2	52-7145	町 長	52-0555	44×55	

第 3 ・ 4 編

風水害等及び地震・津波災害 応急対策計画

03-01-00 那智勝浦町災害対策本部条例

那智勝浦町災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 29 日 条例第 4 号)

改正 平成 8 年 3 月 18 日 条例第 8 号

平成 25 年 6 月 20 日 条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、那智勝浦町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 18 日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 20 日 条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

03-02-01 災害即報（消防庁指定第4号様式）

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時	年	月	日	時	分			
		都道府県								
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)								
災害名		報告者名								
発生場所		発生日時		月	日	時	分			
災害の概況										
被害の状況	人的被害	死 者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不 明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)					
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣 要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		区分		被害		区分		被害		区分		被害		都道府県	
災害名		田		流失・埋没		ha		公		立		文		教		設置状況	
・第		冠		水		ha		農		林		水		業		の	
報告番号		畑		流失・埋没		ha		公		共		土		木		対	
(月日時現在)		冠		水		ha		そ		の		公		共		策	
報告者名		学		校		箇所		小		計		千		円		市町村	
区		病		院		箇所		公		共		設		害		本	
被害者		道		路		箇所		農		産		被		害		部	
死		橋		り		箇所		そ		の		被		害		状	
うち災害関連死者		河		川		箇所		畜		産		被		害		況	
行方不明者		港		湾		箇所		水		産		被		害		計	
負傷者		砂		防		箇所		商		工		被		害		団	
軽傷者		清		掃		箇所		の		被		害		救		体	
全		崖		く		箇所		他		被		害		助		法	
壊		鉄		道		箇所		そ		の		他		法		計	
人		被		害		箇所		被		害		総		額		119番通報件数	
半		水		道		箇所		災		害		の		千		件	
一		電		回		箇所		害		害		概		況		件	
部		電		話		箇所		災		害		の		概		件	
破		ガ		ス		箇所		害		害		の		概		件	
損		ブ		ロ		箇所		害		害		の		概		件	
上		ロ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
浸		ク		タ		箇所		害		害		の		概		件	
水		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
床		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
下		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
浸		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
水		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
床		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
公		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
共		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
そ		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
非		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
住		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
家		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
被		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
害		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
消		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
防		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
機		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
関		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
等		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
活		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
動		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
状		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
況		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
心		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
急		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
対		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
策		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
状		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
況		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
自		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
衛		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
隊		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
災		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
害		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
派		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
遣		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
状		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
況		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
火		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
建		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
物		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
所		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
の		タ		ク		箇所		害		害		の		概		件	
他		タ		ク		箇所</											

03-02-02 第4号様式記入要領

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

03-02-03 被害状況報告及び附表・明細表

様式2

被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種類別	
発生年月日	
発生場所	

区分	被害	区分	被害	区分	被害	対応措置等
人死	者1人	文全	壊30箇所	農地	62千円	県の防災体制発令解除
行方不明	2人	教半	壊31箇所	農業施設	63千円	警戒体制1号
負傷	3人	施その他	32箇所	林業用施設	64千円	2号
軽傷	4人	設(計)	33箇所	共同利用施設(農林)	65千円	配備体制1号
住全壊	5棟	農田	流失埋没34ha	共同利用施設(水産)	66千円	2号
	6世帯	地冠水	35ha	(計)	67千円	県の水防体制発令解除
	7人	被冠水	36ha	道	68千円	水防配備態勢1号
半壊	8棟	害冠水	37ha	橋りょう	69千円	2号
	9世帯	害駐	38箇所	河川	70千円	3号
	10人	一	般休地39箇所	海岸	71千円	県災害対策本部設置
一部破壊	11棟	農林	農業用施設40箇所	港湾	72千円	解散
	12世帯	水産	林業用施設41箇所	砂防	73千円	災害設置
	13人	施設	共同利用施設(農林)42箇所	漁港	74千円	市町村本部災害対策本部
床上浸水	14棟	施設	共同利用施設(水産)43箇所	(計)	75千円	市町村本部災害対策本部
	15世帯	土道	44箇所	病院	76千円	計
	16人	木橋りょう	45箇所	水道	77千円	団体
床下浸水	17棟	施河川	46箇所	清掃施設	78千円	災害市町村本部災害対策本部
	18世帯	海	海岸47箇所	一般	79千円	市町村本部災害対策本部
	19人	施港	湾48箇所	公営企業	80千円	救助村本部災害対策本部
世帯	20世帯	砂防	49箇所	公社	81千円	法発
人員	21人	漁港	50箇所	市町村	82千円	計
非公		病	院51箇所	(計)	83千円	令
全壊	22棟	衛生	関係施設52箇所	小計	84千円	令
半壊	23棟	水	道53箇所	公共施設被害市町村数	85千円	令
市全壊	24棟	清	掃施設54箇所	農産被害	86千円	令
半壊	25棟	商	工関係55箇所	林産被害	87千円	令
(計)	26棟	が	けくずれ56箇所	畜産被害	88千円	令
全壊	27棟	交通	鉄道不通57箇所	水産被害	89千円	令
半壊	28棟	通	信被害58箇所	商工被害	90千円	令
(計)	29棟	停	電被害59箇所	その他	91千円	令
		ガ	ス被害60箇所	被害総額	92千円	令
		文	教施設61千円			令

報告者	課 庁 内 電 話
-----	-----------

03-02-04 被害状況報告書記入要領等

1. 被害状況報告書の記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種類については「2の(2)ア a 発生原因」を参照し記入する。
- (2) 報告書区分番号 1～92 の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。
(注) 報告書区分番号 80 公営企業とは病院を除く公営企業をいう。
- (3) 総合防災課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表 1～附表 10 を提出する。
- (4) 附表 1～8、附表 10 の記入については、各市町村毎に、小計、県計欄をも記入すること。土木施設関係については、附表 5 の 1 市町村分、附表 5 の 2 県分を記入し、被害状況報告に合計を記入する。
- (5) 附表 9 については報告書の区分 79～81 に対する附表であること。
- (6) 附表に記入したものについて明細表 1～7 に該当するものについては、それぞれ明細表を添付し提出すること。
- (7) 確定報告にあつては、本庁主務課で関係各省庁へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

2. 被害状況報告及び附表記入概況表

	福祉 保健	総 務	教 育	農林 水産	商工 観光 労働	県土 整備	環境 生活	企画	危機 管理
報告書 区分欄 の番号	1-21 27-29 51 76	22-26 30-33 59	30-33 61	34-43 62-66 81 86-89	54 80 90	44-50 55 68-74	52, 53 77, 78	56 81	57-60
付 表	1. 6	2. 9	2	3. 4. 5. 9	3. 4	5. 7. 9	6	7. 9	

- ① 57、船舶被害については水産振興課、海上保安庁、58、通信被害についてはNTT、59、停電被害については関西電力送配電、60、ガス被害については大阪ガス、新宮ガスからのものを取りまとめる。
- ② 観光関係については 90 に記入する。担当部局としては商工観光労働部とする。
- ③ 上記の区分によるほか各市町村の公共施設（報告書区分欄番号 82）で各部局関係各課の指導に属するものについては、それぞれの関係各課でまとめるものとする。
交教施設、農林水産業施設、土木施設以外の公共施設調査
(ただし病院、水道施設、清掃施設は除く)

区分			調査担当者
県	一般		管財課
	公社	農林水産部	農林水産総務課
		県土整備部	県土整備総務課
		企画部	企画総務課
市町村分			各部関係各課

(注)

文 教 施 設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設→農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となる
もの

土 木 施 設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

附表 1 ～附表 10 : 略

03-02-05 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹災者	罹災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	罹災人員	21	罹災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設		30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41 林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 林産施設以外のものとする。

被害の種類		報告番号	基準
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけ崩れ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社）市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
	公共施設被害市町村数	85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

03-03-00 放送要請様式

様式別紙 2

第 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

那智勝浦町長

1. 要 請 理 由

(1) 警報、避難指示等の周知徹底

(2) 災害時の混乱を防止するため

(3) その他

2. 放 送 事 項

(別紙のとおり)

3. 放 送 日 時

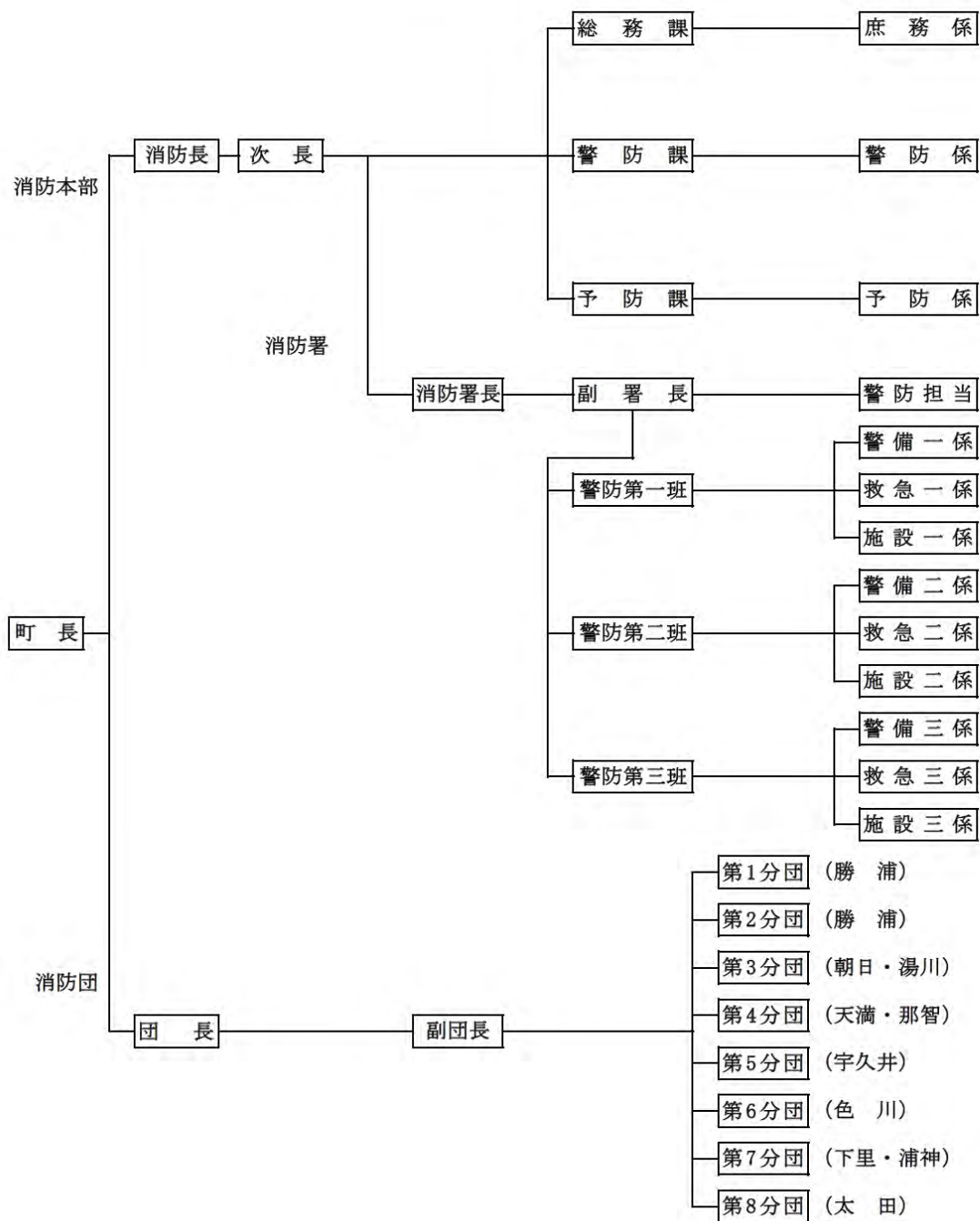
(1) 直ちに

(2) 月 日 時 分

4. 備 考

消 防 組 織 図

令和6年4月1日



消防水利の状況

令和6年4月1日現在

地 区 種 別		宇 久 井	那 智	色 川	勝 浦	太 田	下 里	計
消 火 栓	水 基 準 利 外	80	90	0	10	38	70	288
	水 利 基 準 該	34	165	0	65	30	29	323
	小 計	114	255	0	75	68	99	611
貯 水 槽	水 基 準 利 外	1	1	0	0	1	1	4
	水 利 基 準 該	13	18	1	5	5	7	49
	小 計	14	19	1	5	6	8	53
総 数	水 基 準 利 外	81	91	0	10	39	71	292
	水 利 基 準 該	47	183	1	70	35	36	372
	合 計	128	274	1	80	74	107	664

※備考

上表記載の他、次の消防水利施設がある。

1 指定消防水利

(1) 管内3箇所の小学校プール（勝浦小学校、市野々小学校、宇久井小学校）

容量は、各々約400 t。

(2) 池 2 箇所（橋ノ川地内・那智高原地内公園内）

(3) 河川 3 箇所（八尺鏡野地内・上長井地内・二河地内 2 ヶ所）

主力機械配置表

令和6年4月1日現在
(単位：台)

種 別 所 属		タンク車	ポンプ車	化学車	指揮車	司令広報車	救急車	普・軽積載車	小型ポンプ	消防艇	その他	計
消防本部	消防本部				1	1		1	1	1	2	車両 14 消防艇 1 機械 1
	消防署	1	2	1			3				2	
	計	1	2	1	1	1	3	1	1	1	4	16
消防団	団本部					1			1			車両 16 機械 17
	第1分団		1					1	1			
	第2分団		1						1			
	第3分団		1					1	2			
	第4分団		1					2	3			
	第5分団		1						1			
	第6分団							2	2			
	第7分団		1					2	5			
	第8分団		1						1			
	計	0	7	0	0	1	0	8	17	0	0	33
合 計		1	9	1	1	2	3	9	18	1	4	49

03-05-01 消防相互応援協定、その他の協定

消防相互応援協定

名 称	年月日		
那智勝浦町・太地町 消防相互応援協定	S61. 3. 31	那智勝浦町・太地町	火災・水災・救急・その他の災害
	H26. 7. 24	那智勝浦町・田辺市・白 浜町・串本町・古座川 町・新宮市・熊野市	自然災害・火災・大規模又は特 殊な事故・消防業務遂行上必要 とする応援（調査及び検査を含 む）
和歌山県下消防広域 相互応援協定	H 8. 3. 1	和歌山県下 30 市町村及 び 4 消防一部事務組合	自然災害・火災・大規模又は特殊 な事故・上記以外の災害で応援を 必要とする災害
和歌山県防災 ヘリコプター応援協定	H 8. 3. 1	和歌山県下 30 市町村及 び 4 消防一部事務組合	消防組織法第 1 条に規定する水火 災又は地震等の災害

その他の協定

名 称	年月日		
船舶消防等に関する 業務協定	H10. 8. 1	串本海上保安署	「海上保安庁の機関と消防機関 との業務協定の締結に関する覚 書」に基づき、串本海上保安署 と本町消防本部が船舶消火活動 に関して協定するとともに救急 救助活動についても協力体制を 確立し、相互の機能を活用し海 上における防災活動の万全を期 する
高野小森川トンネル の非常通報装置等の 通報等に関する協定	H17. 4. 1	古座川町・串本町	林道小匠小森川線の高野小森川 トンネル内の非常電話及び非常 通報装置の通報先並びに出動体 制の構築

03-05-02 民間との協定

◎避難ビル・避難施設

協 定 名	協定年月日	施設名	施設所在地
津波発生時における緊急避難場所としての教職員住宅の使用に関する協定	平成24年7月26日	東牟婁（下里）教職員住宅	下里560番地1
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成24年9月18日	パチンコTOKYO勝浦店 立体駐車場	湯川897番地96
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成24年9月18日	エステートウチダⅡ	朝日4丁目91番地
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成26年1月31日	宇久井ビジターセンター	宇久井830番地
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成27年2月5日	ビジネスホテルブルーハーバー	勝浦434番地2
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成27年2月27日	料理旅館 万清楼	勝浦448番地
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成27年3月4日	勝浦海産物センター	築地5丁目1番地1
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成27年3月10日	那智勝浦商工会館	築地8丁目5番地1
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成27年11月5日	温泉民宿小阪屋	北浜1丁目18番地
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成27年12月14日	近畿大学水産研究所浦神実験場	浦神468番地3
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成28年3月1日	介護老人保健施設ルピナス	宇久井714番地3
津波発生時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定	平成28年12月27日	NTT那智勝浦別館ビル	朝日4丁目3番地
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成29年7月5日	紀伊勝浦郵便局	築地7丁目10番地1
指定緊急避難場所の利用に関する覚書	平成30年1月22日	県営住宅宇久井団地 1 号棟	宇久井498番地1
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	令和元年5月23日	天満保育園	天満147番地
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	令和元年11月5日	新宮信用金庫 勝浦支店	朝日2丁目165番地3

◎避難所			
協 定 名	協定年月日	施設名	施設所在地
災害時における避難所としての使用に関する協定（大規模建築物の耐震化関係）	平成26年6月27日	湯快リゾートプレミアム越之湯	湯川1108番地
災害時における避難所としての使用に関する協定（大規模建築物の耐震化関係）	平成30年12月3日	ホテル浦島	勝浦1165番地2
災害時における避難所としての使用に関する協定（大規模建築物の耐震化関係）	令和2年2月13日	碧き島の宿 熊野別邸 中の島	勝浦1179番地9
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年5月28日	ビジネスホテルブルーハーバー	勝浦434番地2
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	ホテル浦島	勝浦1165番地2
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	万清楼	勝浦448番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	碧き島の宿 熊野別邸 中の島	勝浦1179番地9
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	ホテルなぎさや	湯川955番地1
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	海のホテルーの滝	勝浦752番地2
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	湯快リゾートプレミアム越之湯	湯川1108番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	民宿かつうら荘	朝日3丁目63番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	民宿亀の井	朝日4丁目73番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	民宿こいで	天満867番地6
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	温泉民宿小阪屋	北浜1丁目18番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	美滝山荘	那智山545番地1
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	民宿わかたけ	朝日3丁目34番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	お宿はな	朝日3丁目29番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	休暇村南紀勝浦	宇久井719番地
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	ホテル&レンタカー660	朝日3丁目7番地1
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月1日	サンライズ勝浦	天満803番地3
避難所としての宿泊施設の使用に関する協定	令和3年6月15日	パルスイン勝浦	天満441番地38

◎救助物資等の提供			
協 定 名	協定年月日	協 定 先	協定内容
災害救助物資の調達に関する協定	平成17年7月8日	みくまの農業協同組合	食料品、飲料水、日用品、その他、JAみくまが保有する物資の調達
災害時における救援物資提供に関する協定	平成18年3月23日	三笠コカ・コーラボトリング株式会社	発災時における自動販売機内の在庫商品の無償提供
災害救助物資の調達に関する協定	平成18年11月11日	田辺米穀株式会社	食料品、飲料水、その他、田辺米穀が保有する物資の調達
災害時における救援物資提供に関する協定	平成21年10月29日	和歌山ヤクルト販売株式会社	発災時における自動販売機内の在庫商品の無償提供
災害時における燃料等の供給に関する協定	平成23年6月2日	和歌山県石油商業・協同組合紀南支部	燃料等の優先供給に関する協定
災害時における物資供給に関する協定	平成26年11月28日	NP0法人 コメリ災害対策センター	作業用品、日用品、水、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等の物資の調達
津波発生時のための非常物資備蓄場所としての使用に関する協定	平成31年4月10日	休暇村南紀勝浦、宇久井区	ビジターセンター及び周辺への避難者のための備蓄品保管
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和元年10月23日	株式会社ダイワテック	コンテナ等レンタル資機材の提供
災害時における食料の供給に関する協定	令和元年12月6日	社会福祉法人ベテスタ	災害備蓄用パンの提供
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和5年8月1日	株式会社キナン新宮営業所	バックホー、トラック（クレーン付）、その他のレンタル機材の提供

◎住家被害認定

協 定 名	協定年月日	協 定 先	協定内容
災害時における住家の被害認定に関する協定	平成27年1月30日	一般社団法人 和歌山県建築士会	住家被害認定業務
災害時における住家の被害認定に関する協定	平成27年1月30日	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	住家被害認定業務
災害時における住家の被害認定に関する協定	平成27年1月30日	公益社団法人 日本建築家協会	住家被害認定業務
災害時における住家の被害認定に関する協定	平成28年1月22日	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	住家被害認定業務

◎その他

協 定 名	協定年月日	協 定 先	協定内容
災害時における応急対応に関する協定	平成17年5月19日	那智勝浦町建設業組合	道路啓開、道路上の災害廃棄物の処理等
災害時における応急対応に関する協定	平成17年5月21日	那智勝浦町建築協力組合	道路啓開、道路上の災害廃棄物の処理等
災害対策要員の動員要請に関する協定	平成17年5月25日	那智勝浦町日本赤十字奉仕団	炊出し、清掃等の災害応急対策
災害活動拠点の指定に関する協定	平成20年8月22日	株式会社チスイ	災害活動拠点場所の提供
災害時要援護者登録制度に関する協定	平成22年2月1日	自主防災組織連絡協議会、民生児童委員協議会	災害時要援護者の支援体制確立
災害時における応急対応に関する協定	平成22年3月24日	社団法人和歌山県エルビーガス協会南紀支部	プロパンガス及びガス供給設備等の提供
非常災害時のニュース再送信に関する覚書	平成24年10月12日	日本放送協会 和歌山放送局	非常災害時のニュース再送信
災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	平成27年2月5日	公益社団法人和歌山県トラック協会	輸送、荷下ろし、仕分け、管理、積み込み等
災害発生時における那智勝浦町と那智勝浦町内郵便局の協力に関する協定	平成27年5月27日	那智勝浦町内郵便局	車両の提供、被災者の避難先情報の相互提供等
飛行場外（防災対応）離着陸場使用に関する確認書	平成28年8月18日	関西電力株式会社 和歌山支社	電力復旧活動に伴うヘリコプター離着陸場の使用
災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	平成28年9月27日	特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会	ヘリコプターでの情報収集、物資輸送等
那智勝浦町ヘリポート使用に関する覚書	平成29年7月1日	日本放送協会 和歌山放送局	緊急報道のための取材ヘリコプター離着陸場の使用
災害時等におけるドローンの運用に関する協定	平成29年11月1日	株式会社ＰＯＳ（東牟婁郡町村会の協定）	ドローンによる情報収集等
災害発生時における法律相談業務等に関する協定	平成31年3月5日	和歌山弁護士会	被災者等への法律相談会の開催等
災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	令和3年2月10日	社会福祉法人 那智勝浦町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営
災害時における支援活動に関する協定	令和3年3月8日	南紀くろしお商工会	町民の生活必需物資の確保及び復旧に向けた支援活動に関する協力
災害発生時等におけるドローンの運用に関する協定	令和4年6月10日	株式会社アドホック	ドローンによる情報収集等
災害時における警察車両等への燃料の供給に関する覚書	令和4年8月5日	新宮警察署	町が自家給油取扱所に保有する災害用備蓄燃料の警察車両等への供給
津波等発生時における施設利用に関する覚書	令和4年7月1日	近畿運輸局和歌山運輸支局勝浦海事事務所	応急対策活動拠点として、消防・防災センターの一時的な使用
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	令和4年10月1日	和歌山県司法書士会	被災者支援のための相談業務の実施等

◎福祉避難所

協 定 名	協定年月日	協 定 先	施設名／施設種別（所在地）
災害発生時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	平成25年3月15日	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	古座あさかぜ園／障害者支援施設（串本町上田原1237番地）
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成28年3月1日	医療法人 北斗大洋会	介護老人保健施設ルビナス／介護老人保健施設（宇久井714番地3）
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和4年1月13日	社会福祉法人 いなほ福祉会	いなほ作業所／就労事業所（中里575番地）
			通園くじら／通所事業所（勝浦342番地）
			平見ハイツ／グループホーム（太地町太地916番地1）
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和4年1月13日	社会福祉法人 美熊野福祉会	ワークランド そら／通所事業所（新宮市佐野1026番地1）
			障害児者支援センター 虹／通所事業所（新宮市蜂伏13番地43）
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和4年1月13日	特定非営利活動法人 ネオ	相談室ラルゴ／就労事業所（天満30番地19）
			グループホーム マズルカ／グループホーム（朝日3丁目78番地）
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和4年1月13日	合同会社 ネオ	訪問看護ステーション フレッタ／介護事業所（天満30番地58）

03-06-00 土砂災害報告様式

土砂災害緊急F A X送付状 (第1報)									
建設部 行き 砂防課 行き					報告者 所属 氏名 				
災 害 報 告 (年 月 日 時 現在)									
ふりがな									
発生場所	[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日 時 分					
災 害 形 態	土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他 ()								
被害状況	人的被害	死 者	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明	名		才				
		負 傷 者	名		年齢		才		
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)					
		半 壊	戸						
		一部破損	戸						
		床上浸水	戸						
		床下浸水	戸						
	非 住 家 被 害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)			
	公共土木施設被害		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物)									
二次災害の可能性		(有・無)							
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)									
* [添付図面等] ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること * 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。 建設部 @pref.wakayama.lg.jp 県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp									

03-07-01 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期の和魂や冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全 半 壊 (焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏季	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	冬季	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬季	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 衛生班…用した薬剤、治療材料、医療器機破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
住宅の応急修理 (住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり 51,500 円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修が行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半焼若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うもの
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学校生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 226,100 円以内 小人(12歳未満) 180,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,600 円以内 一時保存 ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1 体当たり 5,700 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居 室、炊 事 場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費 (法第 4 条 第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費 (法第 4 条 第 1 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 19,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 15,500円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,900円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,400円以内 左官 27,200円以内 とび職 27,000円以内 救急救命士 14,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は令和6年4月現在

救助の種目別物資受払状況

市町村名 那智勝浦町

救助の種目別	年月日	品 名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名 那智勝浦町

[illegible]

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
2 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用料、賃借料等の費目名を記入すること。
3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 那智勝浦町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族数 (人)	所在地	構造 区分	面積 (㎡)	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出 額 A	備考
										円	
計											

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅又はパイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公有地又は私有地の別及び有償又は無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名 那智勝浦町

炊出し 場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計 (延給 食数)	実支出 額 A	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
														円	
計															

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

飲料水の供給簿

市町村名 那智勝浦町

[illegible]

- (注) 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

物資（被服、寝具その他生活必需品）の給与状況

市町村名 那智勝浦町

住家 被害 程度 区分	世帯主 氏 名	基礎とな った世帯 構成員	給与月日	物資給与の品名						実支出額 A	備考
				布団	毛布	肌着					
		人	月 日	円	円	円				円	
計	全 壊	世帯									
	半 壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

印

- (注) 1 「住家の被害程度区分」欄は、「全壊、全焼、流失」と「半壊、半焼、床上浸水」の別を記入すること。
- 2 「給与月日」欄は、給与責任者がその世帯に対して物資の給与を終えた月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。また、「給与物資の品名」欄のカッコ書きの部分には、単価を記入すること。
- 4 世帯主ごとの実支出額は、被害程度別、世帯構成員別の算定基準による金額以下でなければならない点に留意すること。(一般基準)
- 5 日計票、様式6受払状況と内容が一致するように必ず整合をとること。

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名

印

月日	市町村 名	患者 数	措置の概 要(傷病名 等)	死体検 案数	修繕 費	備考				
						医師	薬剤師	看護師 保健師	その他	活動 期間
		人		人	円					
計										

- (注) 1 救護班員別に区分して記入すること。
 2 「備考」欄に班の編成、活動内容を記入すること。
 3 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用料、賃借料等の費目別に記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名 那智勝浦町

診療 機関名	患者 氏 名	診療期間 (月日～月日)	傷病名	診療区分		診療報酬 点 数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助 産 台 帳

市町村名 那智勝浦町

分べん者 氏 名	分べん 日 時	助 産 機関名	分べん期間 月日～月日	金 額	備 考
計					

- (注) 1 助産機関別に区分して記入すること。
 2 分べん者ごとの「正常、異常分べんの別」欄は、該当するものに○印を付すること。
 3 国庫負担の対象費用は、助産師による「正常分べん額」や、当該地域における慣行料金の8割以内の額が、費用の限度額。

被災者救出状況記録簿

市町村名 那智勝浦町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人				円	月 日	円		円	円	
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 「救出用機械器具」欄は、借上の有償・無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 「実支出額内訳」欄の空欄には、需用費・使用料・賃借料等の費目名を記入すること。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名 那智勝浦町

世帯主 氏 名	修理箇所概要	完了月日	実支出額 A	摘 要
		月 日	円	
計 世帯				

生業資金貸付台帳

市町村名 那智勝浦町

[illegible]

- (注) 1 「貸与期間」欄は、「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

市町村名 那智勝浦町

学校名		学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給 与 品 の 内 訳								実支 出額	備考
						教 科 書				そ の 他 学 用 品					
						国語 ()	算 数 ()	()	()	鉛 筆 ()	ノ ー ト ()	()	()		
					月 日									円	
計	小学校		人											円	
	中学校		人											円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

- (注) 1 小・中・高等学校等の学校別に区分して作成すること。
 2 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
 3 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。また、表題空欄の部分には、教科書又その他学用品の名称を記入し、カッコ書の部分に単価を記入すること。

埋 葬 台 帳

市町村名 那智勝浦町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品含む) 円	埋葬又は火葬料 円	骨箱 円	計 A 円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 20

死 体 処 理 台 帳

市町村名 那智勝浦町

処理 年月日	死体発見の 日時・場所	死亡者 氏名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存	検案 料	実支出 額	備考
			氏 名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 那智勝浦町

家被害 程度区分		氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 A	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

輸 送 記 録 簿

市町村名 那智勝浦町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修 繕					燃料 費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障 の 概要			
			種類	台 数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円		円	円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 県又は町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

市町村名 那智勝浦町

職 種	従業者数		従事場所 (市町村)	従事 期間	実支出額				算定基準 による 算定額	備 考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外 勤務手当	計		
医師及び 歯科医師	人	人			円	円	円	円	円	
薬剤師										
保健師・ 助産師 看護師										
土木技術者 建築技術者										
大工・左官 とび職										
計										

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

市町村名 那智勝浦町

業 者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額	備 考
業 種	数	実人員	延人員				
土木建築業者		人	人			円	
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車運送業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 25

(3) 扶助金の支給状況

市町村名 那智勝浦町

扶助金種類	件数	実支出額	積算基礎	備 考
		円		
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

(4) 損失補償費の状況

市町村名 那智勝浦町

種 類	実支出額	積算基礎	備 考
	円		
計			

- (注) 1 「種類」欄には、法第 26 条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。
 2 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

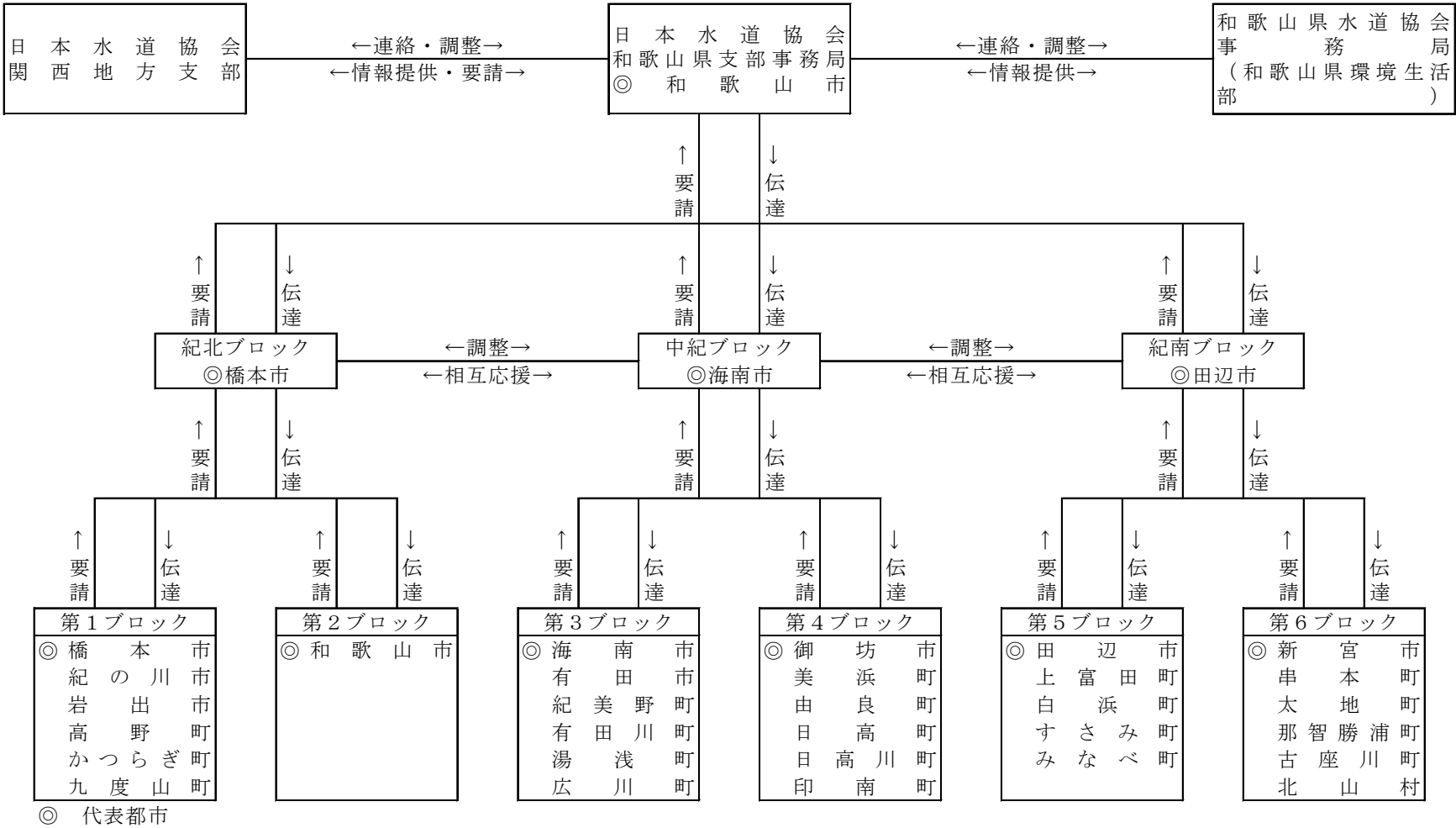
法第34条の補償費の状況

市町村名 那智勝浦町

区 分	実支出額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
1 人 件 費				
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当及び 深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他消耗品費				
4 輸 送 費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上費				
(4) 燃料費				
5 賃金職員等雇上費				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 死体処理				
6 扶 助 金				
7 事 務 費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

03-08-00 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図



03-09-00 罹災証明書等交付要綱

那智勝浦町罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき町長が交付する罹災証明書及び同法第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）によって生じた被害についての証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類及び内容)

第2条 証明書の種類は、次の各号のとおりとし、それぞれの証明は、次に定めるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害による住家（罹災者が現に居住している家屋）の被害について、町が被害認定調査等により、被害の程度を証明するものをいう。
- (2) 被災証明書 災害により住家及び非住家（以下「住家等」という。）に被害が生じた場合又は住家等以外のものに被害が生じた場合に、被災した事実を証明するものをいう。

2 前項の証明には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明書の交付申請)

第3条 前条の証明を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、罹災証明にあつては罹災証明交付申請書（様式第1号）を、被災証明にあつては被災証明交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当該各号に掲げる書類のうち、添付することができない理由があるもの、その他町長が適当と認めたものについては、添付を省略することができる。

- (1) 被災状況の写真
- (2) 被災場所の地図
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者（次項の規定による代理人による申請の場合は、代理人）は、申請時に、本人確認書類（運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真を貼り付けたものに限る。）をいう。）の提示その他町長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

3 罹災証明等の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

4 前項後段の規定にかかわらず、代理人が申請者の配偶者、同居の親族若しくは二親等以内の血族又は当該住家等に勤務する者である場合は、委任状の提出を省略することができる。

(証明書の交付)

第4条 町長は、第3条第1項の規定により、罹災証明書の交付の申請があつた場合は、申請内容を確認し、必要に応じて被害認定調査等を行い、申請者に対し、罹災証明書（様式第4号）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1項の規定により、被災証明書の交付の申請があつた場合は、申請内容を確認し、適当と認めたときは、申請者に対し、被災証明書（様式第2号）を交付するものとする。

3 罹災証明書及び被災証明書の交付は、原則として当該被害の原因となる災害が発生した日から3カ月以内とする。

(再調査の申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して90日以内に、町長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、当該罹災証明書及び建物

被害認定再調査申請書（様式第5号）を提出して行うものとする。

3 建物被害認定再調査申請書の提出については、第3条第2項から第4項までの規定を準用する。

（被害の程度の修正）

第6条 町長は、前条の申請があった場合、その内容を当初の調査資料と照合し、又は再調査等を行った結果、それまでに認定した住家等の被害の程度に錯誤のあること、又は申請者の責めに因らない状況の変化が当該住家等に生じたこと（以下「修正すべき事由」という。）が認められるときは、被害の程度を修正し、修正すべき事由が認められなかったときは、それまでに認定した住家等の被害の程度により、罹災証明書を当該申請者に対し再交付するものとする。

（証明書の交付の取消し）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、証明書の交付を取り消すことができる。この場合において、申請者に損害を及ぼすことがあっても、町は、賠償の責めを負わない。

（1） 偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたとき。

（2） その他この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

罹災証明交付申請書

那智勝浦町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所			
	電 話	()		
	ふりがな		罹災者との関係	
	氏 名		☐ 本人 ☐ 同居親族・二親等内血族 ☐ その他 ※委任状が必要	
この証明書の用途	被災者支援制度の手続のため、()に提出 税控除・保険請求・その他 ()			
証明必要数	() 通			

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

また、被災者支援のため、この内容を関係部署で情報共有することに同意します。

罹災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所 ふりがな 氏 名				電話 ()
罹災世帯の構成員	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	
		世帯主			
罹災した住家	☐ 持家 ☐ 借家 () ☐ 店舗等併用住宅				
罹災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃				
罹災原因	☐ 台風 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 崖崩れ ☐ 地震 ☐ その他 ()				
罹災状況					
添付書類	☐ 被害状況の写真 ☐ 被害場所の地図 ☐ その他 ()				

確認欄 ※町記入	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 健康保険証 ☐ その他 ()
-------------	--

罹災証明書について

- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 「被害の程度」は、住家を対象として、1 棟ごとに母屋で判定します。
※家財道具や家屋に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

様式第2号（第3条・第4条関係）

被災証明交付申請書

那智勝浦町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	連 絡 先		
	被災者との関係 ☐ 本人 ☐ 同居親族・二親等内血族等 ☐ その他 ※委任状が必要		
証明書使用目的	☐ 保険請求 ☐ 確定申告 ☐ その他 []		
証明書希望枚数	[] 枚		

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

また、被災者支援のため、この内容を関係部署で情報共有することに同意します。

被災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃		
被災場所 (店舗所在地等)	(申請者の住所と同じ場合は記載不要) 那智勝浦町大字		
	☐ 住家 ☐ 非住家 ☐ その他 []		
被災原因	☐ 水害 ☐ 風害 ☐ 地震 ☐ その他 []		
被災物件	☐ 店 舗	名称：	業種
	☐ 設 備	室外機、ボイラー、電気設備など	
	☐ 車 両	車両番号：	
	☐ その他	陳列商品など	
被災状況	☐ 浸 水	浸水床（土間） [] cm ・ 床上浸水 [] cm ※床上浸水は床組（畳敷き）がある場合のみ	
	☐ 雨漏り	状況写真： ☐ 添付あり ・ ☐ 添付なし	
	☐ 一部損壊	被害箇所： ☐ 外壁 ☐ 屋根 ☐ その他 []	
	☐ その他		
添付書類	☐ 被災状況の写真 ☐ 被災場所の位置図 ☐ その他 []		

被災証明書

上記のとおり、被災したことを証明します。

第 号
年 月 日

那智勝浦町長

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

確認欄 (町記入)	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 健康保険証 ☐ その他 []
--------------	--

様式第3号（第3条・第5条関係）

委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者（代理人）

住 所：_____

氏 名：_____

委任者との関係：_____

記

委任事項

1. 罹災証明交付申請書の申請及び罹災証明書の受領に関する事。
2. 被災証明交付申請書の申請及び被災証明書の受領に関する事。
3. 建物被害認定再調査申請書の申請に関する事。

那智勝浦町長 様

年 月 日

委任者

住 所：_____

氏 名：_____（自署または記名押印）

【備考】

- 1 委任事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 受任者（代理人）は、本人確認書類（運転免許証等）を提示してください。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	
		世帯主	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の 所在地	
住家の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

那智勝浦町長

様式第5号（第5条関係）

建物被害認定再調査申請書

那智勝浦町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所		
	電 話	()	
	ふりがな		罹災者との関係
	氏 名		☐ 本人 ☐ 同居の親族・二親等内血族 ☐ その他 ※委任状が必要
交付済罹災証明書 の世帯主 (申請者と同じ 場合は記載不要)	氏名	現在の住所	
再調査理由			
再調査理由と なる被害箇所	外壁：		
	屋根：		
	柱（又は耐力壁）：		
	天井：		
	内壁：		
	建具：		
	床（階段含む）：		
	設備：		
	基礎：		
	添付資料：		
交付済証明書	整理番号		
	被災住家の所在地		
被害の程度	☐ 全 壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半 壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊） ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他（ ）		

※1 太枠線内のみ記入してください

2 この申請書を提出の際は、お持ちの全ての「罹災証明書」を添付してください。

03-10-00 ごみ処理施設、し尿処理施設

ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	処 理 能 力 (t / 日)	電 話 番 号 (0735)
ク リ ー ン セ ン タ ー	大字天満1986	50	52-4564

ご み 運 搬 車 両	積 載 量 (t)
6 台	12

し尿処理施設

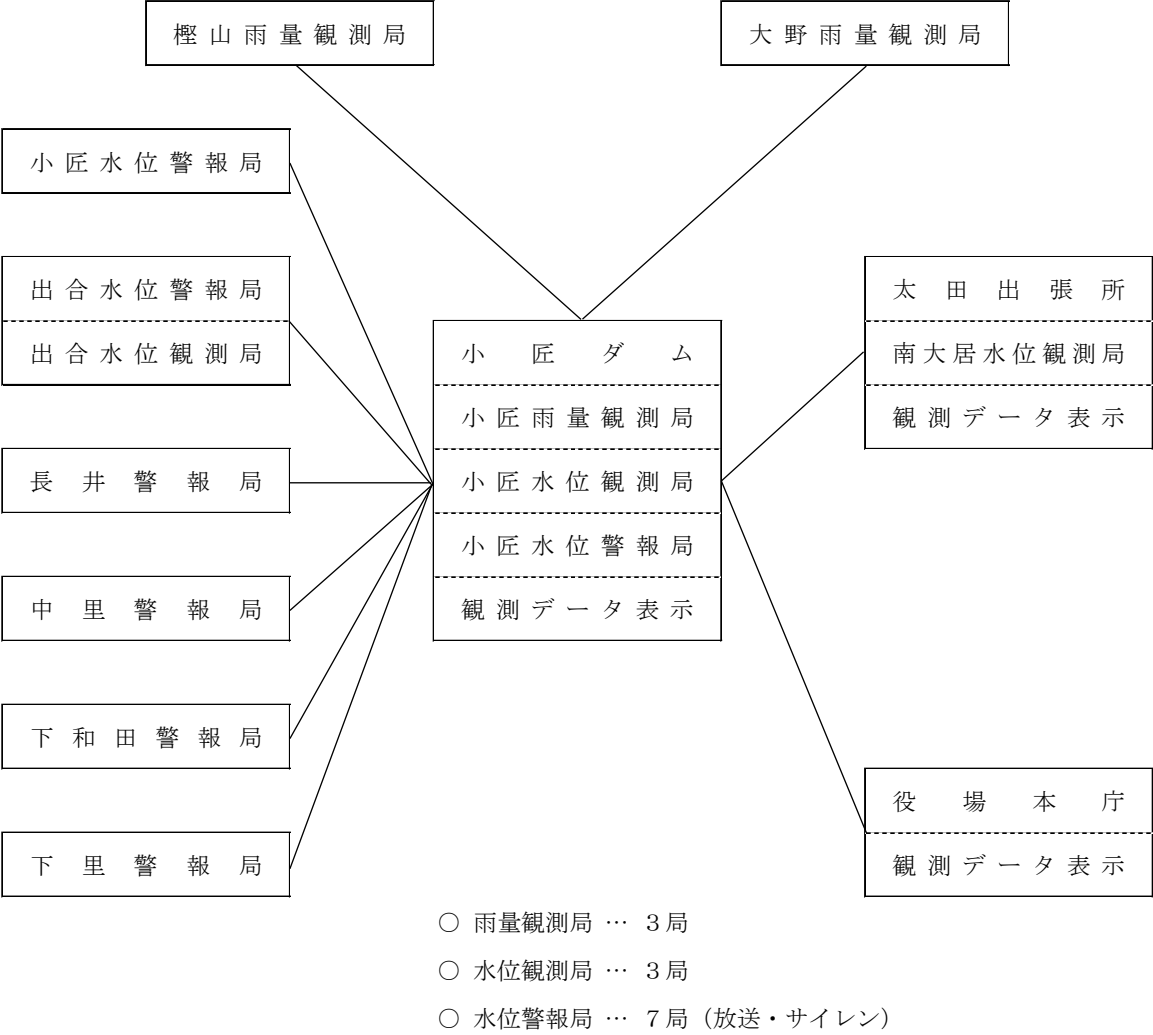
施 設 名	所 在 地	処 理 能 力 (k l / 日)	電 話 番 号 (0735)
大 浦 浄 苑	大字市屋1054-9	37	52-2325

許 可 業 者	住 所	電 話 番 号 (0735)	運 搬 車	積 載 量 (k l)
(有) 勝 浦 衛 生	大字天満802-12	52-0471	4 台	9
(有) 毎 日 環 境	大字市野々2355	55-0354	4 台	7.2
(有) 太 地 環 境	太地町太地553-1	59-2261	4 台	7.2

03-11-00 小匠ダム観測・警報施設

小匠ダム観測警報システム

観測警報システム（電話回線）



小匠ダムテレメーター

(1) 雨量局

雨 量 局	所在地（大字）	備 考
ダ ム 雨 量 局	小匠1258	
大 野 雨 量 局	大野	
檜 山 雨 量 局	古座川町檜山	

(2) 水位局

水 位 局	所在地（大字）	備 考
ダ ム 水 位 局	小匠1258	
小 匠 水 位 局	小匠1101-2	
出 合 水 位 局	小匠	
南 大 居 水 位 局	南大居	

(3) 警報局

警 報 局	所在地（大字）	備 考
ダ ム 警 報 局	小匠1258	放送・サイレン
小 匠 警 報 局	小匠1101-2	〃
出 合 警 報 局	小匠2続2-2	〃
長 井 警 報 局	高遠井307-2	〃
中 里 警 報 局	中里413	〃
下 和 田 警 報 局	下和田409-4	〃
下 里 警 報 局	下里133	〃

03-12-00 輸送能力

海上輸送能力

①和歌山海上保安部

基 地	船 艇	搭載可能物資	乗船可能人員	備 考
和 歌 山	巡 視 船 き い	57トン (清水100トン)	135名	物資は主として甲板積みとなる。
	巡 視 艇 き い か ぜ	14トン	26名	同 上
海 南	巡 視 艇 わ か づ き	20トン	36名	物資は主として甲板積みとなる。

②田辺海上保安部

基 地	船 艇	搭載可能物資	乗船可能人員	備 考
田 辺	巡 視 船 み な べ	30トン (清水100トン)	74名	物資は主として甲板積みとなる。
	巡 視 船 こ う や	46トン (清水7トン)	56名	同 上
	巡 視 艇 む ろ か ぜ	14トン	31名	同 上
串 本	巡 視 艇 む ろ づ き	20トン (清水2.4トン)	30名	同 上

③海上自衛隊

基 地	船 艇	搭載可能物資	乗船可能人員	備 考
呉	LCAC - 1 エアクッション型 揚 陸 艇	60～75トン (大型トラック 2台積載可能)	180名	1. 母艦は輸送艦おおすみ型 2. 人員の乗船には人員輸送用 モジュールを設置が必要 3. ブルービーチ那智等砂浜、損壊した 漁港等岸壁（損壊状況により接岸） に上陸可能

- (注) 1 乗船可能人員および搭載可能物資は、いずれかの一つの場合の基準を示す。
- 2 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した基準とする。
ただし、乗組員は除く。
- 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によっては、
この基準以下となる。

空中輸送能力

①陸上自衛隊

常駐地	機種	用途	輸送能力		患者	機外懸垂能力	航続距離	備考
			人員	物資				
八尾	OH-1	連絡観測	2人	0kg	—	0kg	550km	中部方面航空隊 第3飛行隊 (UHのみ)
	UH-1J	多目的	13人	1,000kg	(注) 5	1,000kg	512km	
美保	CH-47JA	輸送	58人	22,680kg	(注) 5	12,000kg	1,040km	中部方面航空隊
木更津	UH-60JA	多目的	15人	1,176kg	(注) 5	4,050kg	1,170km	第1ヘリコプター団
	V-22	多目的	26人	9,072kg	(注) 5	6,804kg	1,295km	

②航空自衛隊

常駐地	機種	用途	輸送能力		患者	機外懸垂能力	航続距離	備考
			人員	物資				
入間 春日	CH-47J	輸送	58人	22,680kg	(注) 5	12,000kg	750km	ヘリコプター空輸隊

③海上保安庁

常駐地	機種	用途	輸送能力		患者	機外懸垂能力	航続距離	備考
			人員	物資				
関空	EC255	多目的	21人	—	(注) 5	(注) 6	—	2機配備
	サーブ340	多目的	22人	900kg	(注) 5	—	約1,600km	同上

(注) 1 人員は乗組員を含めた人数

2 人員及び物資については、いずれか一つの場合の基準を示す。

3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、この基準以下となる。

4 燃料は、増槽タンクを除き満載とする。

5 患者輸送能力については、事案の内容により対応する乗組員数に変更され、
人員輸送能力内の範囲で変動するため、記載せず。

6 搭載燃料量により異なる。